

全国複式簿記導入促進 特別研修質疑応答集成

テーマ別編集版

全国土地改良事業団体連合会

令和4年7月

全国複式簿記導入促進特別研修質疑応答集成 テーマ別編集版について

全国水土里ネットでは、令和元年度から令和3年度まで、土地改良区の役職員の皆様を対象として、複式簿記導入促進特別研修会を開催してきました。テキスト、視聴資料を用い、全国各地で実施してきましたが、研修では、土地改良区からたくさんの質問が道府県水土里ネットを通じて寄せられ、回答については既に道府県水土里ネットにお返ししたほか、全国の質疑を通覧できる全国版を各年度作成し、配付をしてきました。

そして本資料は、これまで作成した令和元年度、2年度、3年度の3冊を基に、特に多く質疑が寄せられた21のテーマ別に再編したものです。編集に当たって若干の加筆修正もいたしました。

どうぞご利用下さい。

全国土地改良事業団体連合会

目 次

ページ

テーマ:①複式簿記移行

01-01	複式は貸借対照表のみの作成で足りるか	
01-02	複式簿記移行検討の手順	
01-03	複式簿記移行後も単式会計と同一科目の使用可否	1
01-04	複式簿記移行初年度の予算科目の表記方法	
01-05	複式簿記移行と記帳関係	
01-06	複式簿記移行と仕訳	
<hr/>		
01-07	複式簿記移行において定款等改正を要するもの	
01-08	複式簿記移行に向けた会計細則の準備	
01-09	複式簿記移行に向けた準備について	
01-10	複式簿記移行年度の収支予算書について	2
01-11	複式簿記会計で用いる勘定科目	
01-12	複式簿記会計と土地改良区の運営	
01-13	複式簿記会計における総代会承認方法	
<hr/>		
01-14	複式簿記会計による決算整理	
01-15	複式簿記事務処理と簿記資格	
01-16	複式簿記導入年度における期首残高	
01-17	複式簿記導入のメリット	3
01-18	複式簿記の開始期限	
01-19	複式簿記の基礎知識となる資料	
<hr/>		
01-20	複式簿記の基礎の習得について	
01-21	複式簿記の導入手順について	
01-22	複式簿記の導入手順について	
01-23	複式簿記の導入と規約例等	4
01-24	複式簿記の導入と収支決算書	
01-25	複式簿記の導入へのタイムスケジュール	
<hr/>		
01-26	複式簿記の導入法制化の可能性	
01-27	複式簿記への移行と勘定科目	
01-28	複式簿記への計画的移行	
01-29	複式簿記を導入済区の財務諸表	5
01-30	複式実践区の現物会計資料	
01-31	複式になれば出納整理期間はない、という意味	

目次

ページ

01-32	複式への移行手順における総代会の承認タイミング	
01-33	複式への移行により収支科目が変更となる場合の予算書作成法	
01-34	複式簿記移行指導の充実について	6
01-35	複式簿記会計細則の附則規定について	
01-36	複式簿記会計ソフトの運用時期	
01-37	複式簿記会計の試行予定と開始貸借対照表の作成	
01-38	複式簿記全体の理解不明について	
01-39	複式簿記導入と消費税の申告期限の変更	
01-40	複式簿記の流れ、個別現況確認のレクチャー	7
01-41	複式簿記への移行と理事会、総代会説明	
01-42	複式簿記への不安要素	
01-43	複式移行と総代会提出議案	
01-44	複式会計事務における遵守事項	
01-45	振替伝票に関する有益資料について	8
01-46	複式簿記移行初年度の収支予算書の前年度予算額欄	
01-47	複式簿記移行に当たっての留意点	
01-48	複式簿記移行に必要な規約改正点について	
01-49	複式簿記移行年次の繰下げ要望	
01-50	複式簿記会計移行年度の事務処理について	9
01-51	複式簿記移行年度の消費税措置について	
01-52	複式簿記会計事務の試行について	
01-53	複式簿記研修テキストの改訂について	
テーマ：②会計細則		
02-01	会計細則の改正について	
02-02	会計細則の改正について	10
02-03	会計細則の改正について	
02-04	会計細則の最新版について	
02-05	会計細則例中の任意金額設定について	
02-06	会計細則例における円表示	
02-07	会計細則例における削除項目	11
02-08	会計細則例のデータ入手について	
02-09	会計細則例のデータ入手について	
02-10	会計細則における「伝票制度を採用しない場合」とは	
02-11	会計細則の改訂期限、改定タイミング	
02-12	会計細則の改訂について	12
02-13	会計細則例の電子データ提供について	
02-14	会計細則から実態にない「夫役」削除と他との整合確保	

目 次

ページ

02-15	会計細則制定に当たり会計基準別表勘定科目の一部省略可否	
02-16	会計細則における様式整備のあり方	
02-17	会計細則の改定、新設是非	13
02-18	会計細則の訂正と附則規定案について	
02-19	会計細則の改訂の場合の附則の規定ぶり	
02-20	会計細則の見直し視点について	
02-21	会計細則例で規定する財務状況の公表	
02-22	会計細則例データの提供	14
02-23	会計細則例の小口現金規定の採否判断	
テーマ：③勘定科目		
03-01	款項勘定科目と不要な科目	
03-02	款項の勘定科目の削除	
03-03	款項目節における節レベル勘定科目の設置	15
03-04	款項目節における節レベル勘定科目の設置	
03-05	款項目節について	
03-06	勘定科目、款項の留意事項	
03-07	勘定科目一覧外の科目追加について	
03-08	勘定科目一覧外の科目追加について	
03-09	勘定科目一覧表データの提供について	16
03-10	勘定科目一覧表について	
03-11	勘定科目一覧表の有無	
03-12	勘定科目一覧表の作成について	
03-13	勘定科目現金及び預金の区分について	
03-14	勘定科目設定のチェックポイント	17
03-15	勘定科目の会計基準準拠	
03-16	勘定科目の款項順について	
03-17	勘定科目の款項名について	
03-18	勘定科目の基本について	
03-19	勘定科目の項の追加	
03-20	勘定科目の使用原則	18
03-21	勘定科目の正確な適応の検証	
03-22	勘定科目の節までの表記について	
03-23	勘定科目の選定と指導	
03-24	勘定科目の追加	19
03-25	勘定科目の追加	
03-26	勘定科目の追加	

目 次

ページ

03-27	勘定科目の追加	
03-28	勘定科目の追加	
03-29	勘定科目の追加、存置可否	
03-30	勘定科目の早見表について	20
03-31	勘定科目の目レベル整理 削除	
03-33	勘定科目を分けない減価償却費の一括計上	
03-34	勘定科目の概要把握について	
03-35	勘定科目の設定原則と追加設定の許容	
03-36	勘定科目の設定細部について	
03-37	勘定科目組替表等説明資料について	21
03-38	勘定科目設定の基本について	
03-39	勘定科目の機動的な追加措置の許要	
03-40	勘定科目の組替えに関する例示資料	
03-41	勘定科目の設定手続き	
03-42	勘定科目の設定と理事会議決	22
03-43	勘定科目の設定についての総代会承認	
03-44	勘定科目の廃止、新設手続き	
テーマ：④出納整理期間		
04-01	出納整理期間の設定について	
04-02	土地改良区会計基準と公益法人会計基準	23
04-03	出納閉鎖期間中の取引	
04-04	出納閉鎖期間に代わる資金収支整理期間の設定	
テーマ：⑤資金収支整理期間		
05-01	資金収支整理期間、現金及び預金	24
05-02	資金収支整理期間、新年度との重複期間	
05-03	資金収支整理期間と会計細則	
05-04	資金収支整理期間と規約等の関係	
05-05	資金収支整理期間について	25
05-06	資金収支整理期間について	
05-07	資金収支整理期間の期間の定め方	
05-08	資金収支整理期間の必要性	26
05-09	資金収支整理期間と規約への位置付け要否	

目 次

ページ

05-10	資金収支整理期間と収支決算書の関係	
05-11	資金収支整理期間の設定	27
05-12	資金収支整理期間の設定	
05-13	資金収支整理期間の設定と消費税申告	
05-14	資金収支整理期間中の帳簿管理	28
テーマ：⑥収支予算書		
06-01	収支予算書・決算書における勘定科目の順	
06-02	収支予算書・決算書の科目について	29
06-03	収支予算書・決算書の科目について	
06-04	収支予算書・決算書の科目について	
06-05	収支予算書・決算書の科目について	
06-06	収支予算書・決算書の科目について	
06-07	収支予算書・決算書の科目について	
06-08	収支予算書総括表について	30
06-09	収支予算書と貸借対照表	
06-10	収支予算書に対する注記、借入限度額	
06-11	収支予算書に対する注記、借入限度額と債務負担額	
06-12	収支予算書の勘定科目について	
06-13	収支予算書の前年度予算額欄	
06-14	収支予算書附記欄の記載事項	31
06-15	収支予算書勘定科目「附帯事業収入」について 削除	
06-17	収支予算書に記載すべき前年度予算額	
06-18	収支予算書の注記事項、債務負担額について	
06-19	収支予算書の注記事項について	32
06-20	収支予算書における次年度繰越金の計上	
06-21	収支予算書の前年度繰越金について	33
テーマ：⑦収支決算書		
07-01	収支決算書と減価償却費科目	
07-02	収支決算書と正味財産増減計算書の違い	
07-03	収支決算書と貸借対照表の差異	34
07-04	収支決算書と貸借対照表の整合	
07-05	収支決算書と補正・充用額欄	
07-06	収支決算書に記す予算額	

目 次

ページ

07-07	収支決算書に対する注記、著しい差異	
07-08	収支決算書に対する注記、金額記載	
07-09	収支決算書に対する注記、資金の範囲	35
07-10	収支決算書に対する注記、資金の範囲	
07-11	収支決算書に対する注記、資金の範囲	
07-12	収支決算書に対する注記、賦課金の扱い	
07-13	収支決算書に対する注記、未収金	
07-14	収支決算書に対する注記について	36
07-15	収支決算書の作成時点について	
07-16	収支決算書の作成時点について	
07-17	収支決算書の作成時点について	
07-18	収支決算書の作成手法について	
07-19	収支決算書の支出科目、繰越金について	37
07-20	収支決算書の年度表記	
07-21	収支決算書に対する注記、「資金の範囲」について	
07-22	収支決算書の作成と説明ぶりについて	38
00-23	収支決算書に対する注記について	
07-24	収支決算書に対する注記の作成について	39
テーマ：⑧財産目録		
08-01	財産目録に未掲載の土地の価額	
08-02	財産目録の作成について	40
08-03	財産目録の作成例示	
08-04	財産目録の作成例示	
08-05	財産目録の作成例示	
08-06	財産目録の作成例示	41
08-07	財産目録の必要性について	
08-08	財産目録における未収賦課金の記載について	
テーマ：⑨財務諸表		
09-01	財務諸表及び注記等の様式について	
09-02	財務諸表各様式における計上額の関連性について	42
09-03	財務諸表等作成マニュアル	
09-04	財務諸表等の作成指導について	
09-05	財務諸表と収支決算書について	

目 次

ページ

09-06	財務諸表と収支決算書について	
09-07	財務諸表に対する注記、受取補助金等	
09-08	財務諸表に対する注記、受取補助金等の表記方法	43
09-09	財務諸表に対する注記、受取補助金等の表記方法	
09-10	財務諸表に対する注記、会計方針変更	
09-11	財務諸表に対する注記、記載例について	
<hr/>		
09-12	財務諸表に対する注記、所有土地改良施設	
09-13	財務諸表に対する注記、特別会計について	
09-14	財務諸表に対する注記、満期保有目的債権	
09-15	財務諸表に対する注記、リース取引	44
09-16	財務諸表の金額単位について	
09-17	財務諸表の金額単位について	
09-18	財務諸表の公開範囲について	
09-19	財務諸表の定義について	
<hr/>		
09-20	財務諸表への直接法による計上	
09-21	財務諸表例の提示について	
09-22	「財務諸表等の作成手順」の訂正の冊子について	45
09-23	財務諸表に対する注記、「その他」の記載ケース	
09-24	財務諸表に対する注記、引当金取崩年数の変更	
09-25	「財務諸表に対する注記」の記載方法	
<hr/>		
09-26	財務諸表のチェックポイント資料	
09-27	財務諸表作成のチェックリストについて	
09-28	財務諸表等の作表書式について	
09-29	「財務諸表に対する注記」の作成方法	46
09-30	「財務諸表に対する注記」の作成方法	
09-31	財務諸表に対する注記の整理方法について	
09-32	財務諸表の公表ルールについて	
<hr/>		
テーマ：⑩貸借対照表		
10-01	貸借対照表価額の訂正	
10-02	貸借対照表作成義務の当否	
10-03	貸借対照表作成の必要性	47
10-04	貸借対照表総括表について	
10-05	貸借対照表総括表の作成について	
10-06	貸借対照表登載価額について	

目 次

ページ

10-07	貸借対照表と財産目録の作成	
10-08	貸借対照表の会計別作成	
10-09	貸借対照表の作成環境について	48
10-10	貸借対照表のチェックについて	
10-11	貸借対照表の作成時点について	

テーマ：⑪正味財産

11-01	正味財産（うち基本財産への充当額）	
11-02	正味財産増減計算書の勘定科目	49
11-03	正味財産高の評価視点について	
11-04	正味財産増減計算書の経常外について	
11-05	正味財産増減計算書の様式例について	

テーマ：⑫一般正味財産

12-01	一般正味財産増減額について	
12-02	一般正味財産と指定正味財産の区分	50
12-03	一般正味財産への振替額について	
12-04	一般正味財産への振替仕訳の方法	

12-05	一般正味財産への振替仕訳の方法	
12-06	一般正味財産から指定正味財産への振り替えの意味 削除	51

12-08	一般正味財産から指定正味財産への振替について	52
-------	------------------------	----

テーマ：⑬指定正味財産

13-01	指定正味財産から一般正味財産への振替処理	
13-02	指定正味財産から一般正味財産への振替と受取寄付金	53
13-03	指定正味財産から一般正味財産への振替の意味	
13-04	指定正味財産から一般正味財産への振替の意味	
13-05	指定正味財産から一般正味財産への振替の意味	

13-06	指定正味財産ではない資産の振替仕訳の要否	
13-07	指定正味財産の考え方	54
13-08	指定正味財産を一般正味財産へ振替する理由	
13-09	指定正味財産（うち指定正味への充当額の把握）について	

13-10	指定正味財産に係る仕訳について	
13-11	指定正味財産から一般正味財産への振替処理	55
13-12	指定正味財産から一般正味財産への振替処理	
13-13	指定正味財産の制約解除例について	

目次

ページ

テーマ：⑭仕訳

14-01	仕訳処理の単位について	
14-02	仕訳帳・元帳・現金出納帳の記入	
14-03	仕訳帳に代わる仕訳伝票	
14-04	仕訳帳について	56
14-05	仕訳帳の摘要欄について	
14-06	仕訳についてのテキストやマニュアル	
14-07	仕訳のタイミングについて	
14-08	仕訳をすることの意味	57

テーマ：⑮固定資産

15-01	固定資産税評価額による所有土地の評価	
15-02	固定資産のうち取得価額が10万円以上	
15-03	固定資産のうち取得価額が10万円以上	58
15-04	固定資産の減価償却費の計上について	
15-05	固定資産の減価償却方法	
15-06	固定資産の取得価額	
15-07	固定資産の取得価額と減価償却費	
15-08	固定資産の取得価額の算定作業	
15-09	固定資産の取得と仕訳	59
15-10	固定資産の範囲について	
15-11	固定資産の範囲について	
15-12	固定資産の範囲について	
15-13	固定資産の備忘価額	
15-14	固定資産の評価額と耐用年数	60
15-15	固定資産のうち取得価額10万円以上	
15-16	固定資産受贈益が設定されている意味	

テーマ：⑯小口現金

16-01	小口現金出納帳について	
16-02	小口現金制度の採否判断について	
16-03	小口現金制度の採用について	61
16-04	小口現金による釣り銭処理	
16-05	小口現金の位置付けについて	
16-06	小口現金の科目の設置	
16-07	小口現金の処理方法について	
16-08	小口現金の処理方法について	62
16-09	小口現金の処理方法について	
16-10	小口現金の存置について	

目 次

ページ

16-11	小口現金制度における洗替法等について	
16-12	小口現金制度の概要説明について	
16-13	小口現金制度の採否	63
16-14	小口現金制度の採否判断	
16-15	小口現金の扱いについて	
16-16	小口現金の月末振替について	

16-17	小口現金の引き出し手法について	64
-------	-----------------	----

テーマ：⑰減価償却

17-01	減価償却額に応じた更新費用の積立と補助制度	
17-02	減価償却資産の計上基準について	65
17-03	減価償却で正味財産が減少する	
17-04	減価償却と相当額の施設更新積立	
17-05	減価償却による資産価値の減少	

17-06	減価償却の開始年度	
17-07	減価償却の計算で月割計算の適用	
17-08	減価償却の計上基準	66
17-09	減価償却の実務と県の指導	
17-10	減価償却は定額法とする	
17-11	減価償却費科目の省略について	

17-12	減価償却費計算で出る端数の処理	
17-13	減価償却費はすべて事務経費か	
17-14	減価償却資産の償却費月割り計算について	67
17-15	土地改良施設の減価償却額	
17-16	土地改良施設の減価償却と更新積立	
17-17	土地改良施設の減価償却は月割か	

テーマ：⑱転用決済金

18-01	転用決済金特別会計について	
18-02	転用決済金特別会計について	68
18-03	転用決済金特別会計について	
18-04	転用決済金と特定資産積立て	
18-05	転用決済金についての一連の仕訳例	

18-06	転用決済金の取扱い事例	
18-07	転用決済金の引当金設定	
18-08	転用決済金引当金の計上是非について	69
18-09	転用決済金引当金の計上是非について	
18-10	転用決済金引当金の取崩しについて	
18-11	転用決済金引当金の取崩し処理について	

目次

ページ

18-12	転用決済金引当金の取崩し処理について	70
テーマ：⑱適正化事業		
19-01	適正化事業拠出金仕訳例	
19-02	適正化事業拠出金と交付金	
19-03	適正化事業拠出金に係る会計処理	71
19-04	適正化事業拠出金に係る会計処理	
19-05	適正化事業拠出金に係る会計処理	
19-06	適正化事業拠出金の支出	
19-07	適正化事業拠出金の支出	
19-08	適正化事業拠出金未払金について	
19-09	適正化事業事務費について	
19-10	適正化事業事務費の勘定科目	72
19-11	適正化事業における工事実施年度の記帳例 削除	
19-13	適正化事業と資産の増加	
19-14	適正化事業に係る仕訳について	
19-15	適正化事業の実施と資産評価について	73
テーマ：⑳不納欠損		
20-01	不納欠損処理後の債権回収	
20-02	不納欠損処理と総代会	74
20-03	不納欠損処理の取扱いについて	
20-04	不納欠損引当金計上時の仕訳	
20-05	不納欠損引当金計上と総代会議決	
20-06	不納欠損引当金設定後の入金処理	
20-07	不納欠損引当金の規程作成について	
20-08	不納欠損引当金の計上基準	75
20-09	不納欠損引当金の計上基準	
20-10	不納欠損引当金の計上基準	
20-11	不納欠損引当金の計上タイミング	
20-12	不納欠損引当金の計上と総代会議決	
20-13	不納欠損引当金の計上の考え方	
20-14	不納欠損引当金の計上の仕方	76
20-15	不納欠損引当金の上限額	
20-16	不納欠損引当金の設定について	
20-17	不納欠損引当金の貸借対照表の記載方法	

目次

ページ

20-18	未収賦課金等の不納欠損処理	
20-19	賦課金の不納欠損引当金の計上時期	
20-20	不納欠損引当金の計上なく時効となった賦課金	77
20-21	不納欠損とした長期未収賦課金の収入科目について	
20-22	不納欠損引当金の設定がない場合の時効時の仕訳	
<hr/>		
テーマ：㊸特別会計		
21-01	特別会計と一般会計の統合	
21-02	特別会計と一般会計の統合	78
21-03	特別会計と一般会計の統合	
21-04	特別会計と一般会計の統合	
<hr/>		
21-05	特別会計と一般会計の統合	
21-06	特別会計と一般会計の統合	79
21-07	特別会計と一般会計の統合	
<hr/>		
21-08	特別会計と一般会計の統合	
21-09	特別会計と一般会計の統合	80
21-10	特別会計と一般会計の統合	
<hr/>		
21-11	特別会計と一般会計の統合	
21-12	特別会計と一般会計の統合	
削除		
21-14	特別会計に計上の積立金の取扱い	81
21-15	特別会計の一般会計繰入れ	
21-16	特別会計の一般会計繰入れ	
<hr/>		
21-17	特別会計の一般会計繰入れ	
21-18	特別会計の一般会計繰入れ	
21-19	特別会計の会計処理について	82
21-20	特別会計の設定可否について	
21-21	特別会計の積立金の勘定科目	
<hr/>		
21-22	特別会計への繰入・繰出科目	
21-23	特別会計や引当金設定の基本	83
21-24	特別会計勘定科目と一般会計への移行方法	
21-25	特別会計積立金を一般会計に取り込む手順	
<hr/>		
21-26	特別会計と一般会計の統合に伴う口座の取扱い	
削除		
21-28	特別会計の一般会計移行と通帳の継続使用	84
21-29	特別会計の一般会計への統合手順について	
21-30	特別会計の設置判断について	
21-31	特別会計の設置要件と基金	

目 次

ページ

21-32	特別会計の積立金を一般会計に移行する際の検討点	
21-33	特別会計廃止スケジュールと議決事項	
21-34	特別会計を一般会計に統合したことに伴う会計細則の見直し	85
21-35	特別会計を統合後の補足資料の必要性	
21-36	特別会計を統合する場合の総代会議案	
21-37	特別会計から一般会計への移行を含む予算作成	

21-38	特別会計の統合手続きについて	
21-39	特別会計の統合と通帳の取扱い	86
21-40	特別会計の廃止と規約の改正措置	

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	大阪府	<p>【複式は貸借対照表のみの作成で足りるか】 ・正味財産増減計算書は作成せず、貸借対照表のみの作成でよいのか。</p>	<p>土地改良区会計基準において、貸借対照表とともに正味財産増減計算書も土地改良区の財務諸表として位置づけられているため、原則として作成が必要です。</p>	元年度27頁 4年度追記
2	石川県	<p>【複式簿記移行検討の手順】 会計規定や細則を一新しなければならないということですか。何から始めてよいのか全く分からないので、1つ1つ指示してもらいたい。注記についてもどうすればよいか分からない。 特別会計は最低限の方がよいという話があったが、どうすればよいか分からない。</p>	<p>検討の手順としては、国が示した会計細則例から、当土地改良区の会計細則としてそのままの位置づけが妥当かどうか吟味する検討が必要です。全て会計細則例の規定とおとしたとき、当土地改良区にとって不都合な点があれば、その点を削除、改訂することを検討します。新たな会計細則は理事会で決定し、監事会、総代会で承認を得る必要があります。会計細則の検討とともに資産評価を進める必要があります。注記に関する懸念は、複式簿記に移行後の最初の貸借対照表を作成する段階で解消できるでしょう。特別会計は極力一般会計への統合をお勧めします。以上を含めて、県土連の会計指導員の土地改良区巡回指導時に相談願います。</p>	元年度46頁
3	北海道	<p>【複式簿記移行後も単式会計と同一科目の使用可否】 当区の収支予算・決算科目は、複式簿記会計移行後も単式会計と同一の科目(款・項・目)を使用しているが、新会計基準においても引き続きこれらの科目を使用できるか。</p>	<p>新会計基準においては、財務諸表のほか収支予算・決算科目についても、同基準に示された標準科目によることとされていますので、単式会計で使用してきた科目をそのまま使用することはできませんので適切な適用科目の設定を検討する必要があります。 なお、財務諸表に表示されない款、項は勘定科目として設定しないことができるほか、新会計基準の別表第1(第1の5関係)に示されていない内容の取引がある場合は、項を新たに追加することが許容されています。 また、目、節については、会計細則例第9条に基づき土地改良区の管理方針及び実態に応じて追加し、又は設定しないことができます。</p>	(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。 元年度36頁
4	北海道	<p>【複式簿記移行初年度の予算科目の表記方法】 新会計基準に移行初年度の予算の書き方、表記方法について、大幅な科目の変更が行われるが、前年度の予算額との比較方法はどうにすべきか。</p>	<p>大幅な科目の変更が生じた場合は、単式簿記会計から複式簿記会計への移行手続と同様、前年度欄を記載しないことも認められると考えます。 ただし、これまでの予算科目と新会計基準に基づく予算科目対比表を作成することにより移行前年度の予算額を新会計基準の予算科目に置き換えて説明することも可能と思われます。</p>	元年度36頁
5	千葉県	<p>【複式簿記移行と記帳関係】 複式簿記への切替年度(4月～)時に前年度単式簿記終了月は3月となるのか(通常5月31日まで)。諸帳簿書類として、現単式簿記で行っている金銭出納簿、収入・支払整理簿は引き続き記帳し、新に仕訳簿と勘定元年度帳への記帳が必要になるということでしょうか。</p>	<p>ある年度の4月1日から複式簿記方式の会計が開始された場合でも、単式簿記方式の記帳は従前通り出納整理期間(5月31日)まで記帳が続けられ、収支決算書にまとめられます。一方、複式簿記の記帳は4月1日からの取引から記帳が進められます。</p>	元年度91頁
6	長野県	<p>【複式簿記移行と仕訳】 単式簿記から複式簿記へ移行する際の処理は。</p>	<p>開始貸借対照表を作成することから始まります。</p>	元年度93頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	北海道	<p>【複式簿記移行において定款等改正を要するもの】 新会計基準の導入に基づき会計細則の改正が必要となるが、会計細則以外、定款、規約、諸規程で改正が必要なものはあるか。</p>	<p>会計細則のほか、規約に出納整理期間の記載がある場合は、この記載の削除も必要ではないかと考えます。 また、会計細則の改正内容如何によっては定款、規約、積立金規程等の改正が必要になる場合もありますので、道(振興局)に相談してください。</p>	元年度36頁
8	徳島県	<p>【複式簿記移行に向けた会計細則の準備】 複式簿記に移行する為の会計細則規定の追加抹消は何か参考になる資料はあるか。あれば調達してほしい。</p>	<p>複式簿記版の会計細則例に示された勘定科目と土地改良区の収支予算書の勘定科目を比較してください。以下のアドレスは会計細則例が示されています。活用してください。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-2.pdf</p>	元年度53頁
9	奈良県	<p>【複式簿記移行に向けた準備について】 3月に実施の総会で当年度の貸借対照表を作成する必要があるか？収支決算書は仮決算として作成し、組合員に報告している。</p>	<p>貸借対照表は、期末日(3/31)時点における資産・負債・正味財産を表すものとなります。 令和4年度から複式簿記を開始したとすると、令和4年度3月の総会では、令和4年度の貸借対照表はまだ途中の段階です。総会での承認を得ることはできません。令和4年度の貸借対照表が承認されるのは、令和5年度3月の総会(もっと早くに承認して頂くには臨時総会)となります。</p>	元年度139頁
10	徳島県	<p>【複式簿記移行年度の収支予算書について】 勘定科目の変更する場合、変更する年度の予算書の作成例(見本)があればご指導いただきたい。</p>	<p>全土連としては特に用意していませんが、会計基準の収支予算書・収支決算書が該当するであろう全勘定科目です。これらと、改良区の予算書等を比較してみてください。予算書は現金主義で作成されるので複式方式と単式方式は、同じものができます。</p>	元年度53頁
11	栃木県	<p>【複式簿記会計で用いる勘定科目】 基礎編P8(1)勘定科目「国が定めた勘定科目により、財務諸表を作成する。」とあるが、資料編P16～の単式命令書からこの科目に設定変更しなければならないのですか。</p>	<p>複式簿記会計で用いる勘定科目は土地改良区会計基準の別表1に定められた勘定科目を用いて財務諸表、収支予算書、決算書等を作成するものとなります。勘定科目「款」「項」は固定とされますが、次の位置づけとなる「目」「節」は追加が認められています。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度19頁</p>
12	宮城県	<p>【複式簿記会計と土地改良区の運営】 資産が土地改良区として増えることは考えづらい。先細りの運営が続くことが考えられる。組合員に負担をお願いすることはできません。</p>	<p>土地改良区会計の複式簿記化により土地改良施設の減価償却を行うことにより資産の現在価額が「見える化」されることとなります。今後の資産額の変化を見通し、土地改良区の運営について組合員と議論を進めるその第一歩となります。</p>	元年度125頁
13	岡山県	<p>【複式簿記会計における総代会承認方法】 平成30年度より複式により会計処理しているが、総代会で承認を受けるのは今までどおりのスタイルで行おうと思うが、問題があるか。監査、総代会には定められている財務諸表を添付し上程する予定。</p>	<p>承認方法については、土地改良法や土地改良区の規約等に従うこととなります。土地改良法では、決算関係書類として事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録が定められ、土地改良区会計基準及び会計細則例で、その様式が定められています。</p>	元年度53頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
14	富山県	<p>【複式簿記会計による決算整理】 令和3年度は、単式と複式両方出したいと思いますが、複式だと3/31締で単式だと5/31出納閉鎖と差額はどのようなのでしょうか。</p>	<p>複式簿記会計で作成される財務諸表は3月31日の期末日で締められますが、収支決算書の作成は土地改良区の判断により定められる収支決算書の注記「資金の範囲」の規定ぶりにより違いが生じます。「資金の範囲」について、「現金預金の他、会計年度の翌期5月31日までの短期の債権債務を含む。」と注記で規定した場合は、単式で扱っている「出納整理期間」と同様の整理ぶりとなり、未収金、未払金も、収入、支出と取り扱った結果が出るものとなります。</p>	元年度117頁
15	沖縄県	<p>【複式簿記事務処理と簿記資格】 複式簿記で事務処理する際、簿記資格は必要でしょうか。</p>	<p>土地改良区の事務処理だけならば、簿記資格は必須ではありません。(ただ、土地改良区の事務から発展し、簿記一般について勉強するならば、日商簿記3級の資格を得ることも励みになると考えます。)</p>	元年度113頁
16	長野県	<p>【複式簿記導入年度における期首残高】 正味財産増減計算書の複式簿記導入年度における一般及び指定正味財産期首残高はどうなりますか。</p>	<p>導入初年度の正味財産増減計算書上の一般正味財産期首残高、指定正味財産期首残高は開始貸借対照表の一般正味財産合計、指定正味財産合計のそれぞれの額となります。 具体的には、開始貸借対照表作成時の所有土地改良施設の価額が100(補助金分80+土地改良区負担分20)だとします。 以下の通り整理します。 所有土地改良施設 100 / 指定正味財産 80 / 一般正味財産 20</p>	元年度117頁
17	北海道	<p>【複式簿記導入のメリット】 複式簿記導入はデメリットの方が大きいと思う。公益法人会計複式簿記に精通した者でないと完全マスターは中々難しい。予算及び決算時が年度管理になるので完全複式という考えでは決算事務が複雑になるので事務処理に手間がかかる。</p>	<p>農林水産省では、「みんなではじめよう複式簿記」というリーフレットを作成し土地改良区への周知を図っています。それにはメリット・デメリット情報が掲載されていますのでご参照ください。複式は、資産管理の効率化、記帳誤りや不正防止、コスト意識の高揚をメリットとしてあげています。デメリットは会計システムの導入経費、単式からの移行に当たってかかる作業負担等ですが、国は各種の施策を用意し円滑な複式移行を支援する体制をとっています。</p>	元年度1頁
18	栃木県	<p>【複式簿記の開始期限】 現在、圃場整備中で、複式簿記を開始しなくてはならない令和4年度までに資産評価が出来るのが未定。その場合、複式簿記の開始はどうしたらよいか。</p>	<p>現在実施中のほ場整備事業があると記されていますが、仮にそれが県営事業である場合、県営事業で造成された用水路等の農業用水資産は、一般に事業の完了時に土地改良区に施設譲与がされると考えられます。その場合、土地改良区が資産として所有土地改良施設を貸借対照表に掲げるのは施設譲与後となります。ですから、令和4年度時点の土地改良区が有する資産負債を開始貸借対照表に掲げて複式簿記会計をスタートし、施設の譲与を受けた時点で貸借対照表に追加登載を行うことが考えられます。あるいは、現在実施中のほ場整備事業が土地改良区営事業である場合は、建設事業期間中は「土地改良施設建設仮勘定」により貸借対照表に資産計上し、事業の完了時に「所有土地改良施設」に資産を振り替えるものとなります。</p>	元年度5頁
19	愛媛県	<p>【複式簿記の基礎知識となる資料】 複式簿記の基礎知識として参考となる資料はありますか。</p>	<p>当該研修テキストの他では、日商簿記3級の受験参考書などがよいと思います。</p>	元年度15頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
20	滋賀県	<p>【複式簿記の基礎の習得について】 ある程度の知識があれば講習について行けるが、全くの素人だと言われている内容がよくわからない。</p>	<p>会計研修への参加や、テキスト等で簿記の知識を深めていくことが大切と考えますし、実際に会計処理をしてみても理解できる点もあろうかと思えます。また、県土連が行う巡回指導もありますので、ご不明点を相談されてみてはいかがでしょうか。</p>	元年度137頁
21	山口県	<p>【複式簿記の導入手順について】 当土地改良区において令和2年度よりインターネット及び複式簿記の導入を本年度3月末総会において、提案予定である。総会において承認がなされれば令和2年度中に実施していくが、令和2年度中に複式簿記の活用ができるのか。</p>	<p>令和2年度から複式簿記を導入するためには、収支予算を新会計基準に従って作成することが必要なほか、会計細則についても見直しが必要です。実践編のP.125から、複式簿記導入土地改良区の課題クリア記録を掲載してあります。参考にしてください。</p>	元年度14頁
22	静岡県	<p>【複式簿記の導入手順について】 全体的な説明は少しは理解できたと思いますが、当改良区では、具体的にどのようしたら良いのか、さっぱりわかりません。</p> <p>当改良区では、導入準備を始めたばかりで何が分からないのかかも分からない状況です。滞りなく複式簿記への移行ができるよう努力してまいる所存です。何かとご指導をよろしく申し上げます。</p> <p>複式に関して現段階では手付かずのため分かりません。今後、その都度質問をさせていただきます。</p> <p>複式簿記をまだ導入していないため、質問自体がわかりません。導入後、改めて質問させていただきます。</p>	<p>1. まずは、自分の所で使っている予算書の勘定科目を会計基準の勘定科目に書き換えていくことです。 2. 会計システムを導入するのであれば、水土里ネット会計では、予算書の勘定科目に従って命令書を起案するだけです。 3. その他、理事会、総代会等の対応については実践編のP.125から「複式簿記導入土地改良区の課題クリア記録」を掲載してあるので参考としてください。</p>	元年度132頁
23	岐阜県	<p>【複式簿記の導入と規約例等】 複式簿記を導入したときの規約例・細則例の有無。</p>	<p>複式簿記の場合の規約例については平成30年12月、会計細則例については平成31年2月に、農林水産省から示されています。会計細則例については、今回の研修テキスト(資料編)に記載されており、規約例については、ご提供します。</p>	元年度8頁
24	山口県	<p>【複式簿記の導入と収支決算書】 現在まで単式簿記で出納閉鎖期間(5月末)まで行なっているが、令和2年度より複式簿記導入により、令和元年度予算と令和2年度予算の執行はどのようにすればよいか。</p>	<p>予算の執行は変わりません。単式簿記でも4/1～3/31が会計年度です。会計年度が5月末までであるわけではありません。5月末まで前期の債権債務を整理しているだけです。 複式簿記の収支決算書には必ず注記を書くことになっています。これにより同じ収支決算書が作られません。</p>	元年度14頁
25	愛媛県	<p>【複式簿記の導入へのタイムスケジュール】 複式簿記導入への具体的なタイムスケジュールを教えてください。</p>	<p>実践編のP.205の複式簿記導入計画を参考としてください。</p>	元年度15頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
26	岡山県	<p>【複式簿記の導入法制化の可能性】 この度、土地改良法の一部改正がされ原則として貸借対照表を作成することとしている(法29条の2) 将来的には複式簿記導入も義務化するのですか? 法律に書くのか?</p>	<p>現在、複式簿記により日々の仕訳を行い、貸借対照表を作成することに多くの土地改良区で取り組んで頂いており、それを法律で義務付ける必要があるかどうかは、国において現状を踏まえて検討されることになります。</p>	元年度139頁
27	宮城県	<p>【複式簿記への移行と勘定科目】 既に複式簿記への移行をしており旧会計基準の勘定科目で運用している。今回の研修で使用したテキストの科目が基本となるのか。</p>	<p>国から平成31年2月に発せられた会計基準に従って財務諸表等を作成するものとなりますが、旧基準の勘定科目により作成されている財務諸表等は令和3年度までは継続が認められます。</p>	元年度39頁
28	千葉県	<p>【複式簿記への計画的移行】 定められた期限までに切り替えが間に合わないときは、どうなるのでしょうか。</p>	<p>法律で定められた貸借対照表作成の期限であり、いまは、期限内の計画的移行を目指して進める必要があると考えます。</p>	元年度41頁
29	沖縄県	<p>【複式簿記を導入済区の財務諸表】 仕訳の練習問題などはないか。また、既に複式簿記を導入している土地改良区があれば参考資料として様式等をいただけないか。</p>	<p>今年度国が作成中の「財務諸表等作成要領」には土地改良区の取引に特化した仕訳等が掲載される予定ですので、そちらを参考にして下さい。 また研修会資料(基礎編)P167～「決算財務諸表例」として、土地改良区さんが作成された財務諸表等が掲載されていますので参考にして下さい。</p>	元年度35頁
30	茨城県	<p>【複式実践区の実物会計資料】 当改良区では複式簿記に関してまだ手をつけていない状況です。 収入・支出整理簿、仕訳帳など実物などを拜見できればと思います。</p>	<p>実物資料は参考となると思います。茨城県内の先行複式簿記実践区の実物資料について、入手と提示を県土連会計指導員にご相談ください。</p>	2年度41頁
31	新潟県	<p>【複式になれば出納整理期間はない、という意味】 出納整理期間はない、という意味は。実際、収支決算書作成は未収未払4/1～5/31の収支は含めています。 未収賦課金等のみ扱いが異なって、出納閉鎖期間に単式は前期収入、複式は長期未収賦課金として翌期収入となる。という理解で良いのでしょうか。</p>	<p>単式簿記の現金主義と違い、複式簿記は発生主義であり「未収金、未払金」といった勘定で処理ができることから出納閉鎖期間はありません。 収支決算書には、会計基準に定めるとおり「収支決算書への注記」を付する必要がある、その中で「資金の範囲」について記すことになります。複式簿記会計移行後は「資金収支整理期間」(実務上は単式簿記により会計処理していた時の出納整理期間と同様)と呼ぶ5月末までの期間内について、例えば「収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で5月末までに決済が完了するものを含む。」と記すことが考えられます。 財務諸表において未収賦課金の扱いはその通りです。ただし、決算書の扱いは前事業年度に賦課調停した未収賦課金は含まれます。</p>	<p>複式簿記への移行後も収支決算書について、資金収支整理期間を設ける場合は、未収賦課金の扱いも単式簿記の処理と同様に前年度の収入として扱うことができます。</p> <p>2年度42頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
32	石川県	<p>【複式への移行手順における総代会の承認タイミング】 単式から複式への移行手順例の表を見ての質問です。数的に問題がなければ、令和3年度より複式へ移行するつもりで準備をしていたのですが、導入費用に関しては総代会の承認を得ず、すでに購入しています。令和2年度の予算には上げて予算の承認は得ていますが、簿記ソフト購入のためと説明したかどうか定かではありません。また、単式から複式への移行手順例の表にあった総代会での承認事項ですが、令和2年度に記載されているものと令和3年度に記載されているものを今年度で一度に承認を受けてもよいのでしょうか。以上について、何か問題がありましたらご指摘ください。</p>	<p>記されているのは、令和2年度特別研修テキスト238頁にある「単式簿記会計から複式簿記会計への移行手順例」に関してですが、この中で、令和2年度、3年度の総代会承認事項をモデル化しております。しかし、土地改良区において、令和2年度のタイミングで総代会に承認議案提案が可能である場合は、同時期での提案もあり得ます。令和2年度にどのような説明をされたか不明については、総会議事録で確認してください。</p>	2年度44頁
33	新潟県	<p>【複式への移行により収支科目が変更となる場合の予算書作成法】 単式で行っている現行予算書の表示は対前年比増減額を表示していますが、複式移行により収支科目を変更する場合、前年度額を対比に表示することが出来ないと思われれます。どうすればよいのでしょうか？移行1年目の予算書のサンプルを頂けないでしょうか。</p>	<p>複式簿記移行初年度の予算書については、旧科目を読み替えられる場合は読み替えて前年度に表記し、読み替えることが難しい場合は前年度欄には表記せず、別途前年度の予算書を準備して説明するなどの方法が考えられます。</p>	2年度43頁
34	大阪府	<p>【複式簿記移行指導の充実について】 固定資産についてや、手順について分からない事も多く、個別対応での相談。複式簿記に移行にあたり内容も複雑で専門的な人もいないので対応を考えて欲しい。</p>	<p>府連合会会計指導員による個別指導や、連合会に設置されている会計専門家の活用を検討いただきたいと考えます。</p>	2年度49頁
35	大阪府	<p>【複式簿記会計細則の附則規定について】 会計細則の単式簿記と複式簿記にまたがる時期は複式簿記に附則記入で対応しているのでしょうか？</p>	<p>複式簿記の会計細則に変更する際の附則において、「変更後の会計細則は〇年4月1日から適用する」等を規定することになります。</p>	2年度10頁
36	愛知県	<p>【複式簿記会計ソフトの運用時期】 ・R4年3月31日時点に必要となるということは、R3年度に複式簿記ソフトで運用する必要があるということですか。</p>	<p>本格導入はR4年4月1日からとしても、会計ソフトでは使用する勘定科目や勘定口座等の設定がありますので、R3年度内には複式簿記会計を開始できる準備を整えておく必要があります。それらが整った上で、単式簿記会計最終年度の財産目録等を基にして開始貸借対照表を作成することになります。</p>	2年度16頁
37	栃木県	<p>【複式簿記会計の試行予定と開始貸借対照表の作成】 令和3年度より複式簿記会計を試行予定ですが、令和3年度は開始貸借対照表を作成しないのですか？開始貸借対照表を作成しないで試行したのは正確な会計処理ができないのではないのでしょうか？</p>	<p>複式簿記会計移行予定が令和4年度であり、令和3年度に複式簿記会計の試行をする場合、令和3年4月1日現在の開始貸借対照表を作成して複式簿記会計の試行がスタートするものとなります。</p>	2年度14頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
38	長野県	【複式簿記全体の理解不明について】 複式簿記がよくわからない。	R2特別研修テキストと視聴資料を参考として学習してください。	2年度41頁
39	栃木県	【複式簿記導入と消費税の申告期限の変更】 消費税について、複式簿記導入後は納税・申告期限が変更になるそうですが、事前に税務署に届け出が必要になるのですか？	「消費税法施行令第74条第8項及び第76条第10項の規定に基づく税務署長への届出について」(令和2年10月20日付け農林水産省担当班長事務連絡)の通知(県から土地改良区等)のとおりです。 通知の概要は、「資産の譲渡等の時期の特例」の承認を受けている土地改良区等は、「消費税法別表第三法人に係る資産の譲渡等の時期の特例の不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。(届出書を提出した日の属する課税期間以後の各課税期間について特例の効力がなくなるので、発生主義会計に移行した課税期間(会計期間)中に届出書を提出すること。) 詳細は県の指導部局にお問い合わせください。	2年度22頁
40	愛知県	【複式簿記の流れ、個別現況確認のレクチャー】 システムを導入したが、はじめにインストールで説明(使用方法等)を受けただけなので、個別の現況の確認、仕訳等の流れのレクチャーをしてほしい。	仕訳を始めとした複式簿記会計の流れは、研修テキスト等をご参照下さい。また、個別の現況の確認につきましては、各県土連に会計指導員がおりますので、まずは会計指導員にご相談されることがよろしいかと考えます。	2年度45頁
41	栃木県	【複式簿記への移行と理事会、総代会説明】 テキスト238ページの単式簿記会計から複式簿記会計への移行手順例の表中に、R2年度の理事会では「複式簿記化への方針説明・決定」とあり、総代会では「複式簿記化への方針説明、承認」と書いてありますが、理事会、総代会において、それぞれ何の決定、承認を貰えば良いのでしょうか？単式簿記で会計処理をし、最後に貸借対照表を作る方法にするのか又は複式簿記で会計処理をするのかについて、それぞれ決定、承認を貰うのですか？実務の具体例を教えてください。	土地改良区の会計を単式簿記会計から複式簿記会計に移行するには、団体として、段階を踏んだ形で意思決定を図り進めていくことが必要と考えられます。テキストで示したように理事会を経て総代会に上げる手順です。テキストで描いているところの令和2年度において理事会、総代会で決定を目指すのは、令和4年度から複式簿記会計に移行するという基本方針について意思決定を受けることです。なお、令和3年度内には会計移行の具体策となる会計細則の改定案策定等について予定を説明する場ともなましよう。仮に、単式簿記会計を継続し、期末に貸借対照表を作成する道を選択する場合も、そうした基本方針について意思決定を受けることとなります。 R1複式簿記導入特別研修テキスト実践編P.125「複式簿記導入土地改良区の課題クリアー記録」を参考にしてください。	2年度6頁
42	愛知県	【複式簿記への不安要素】 何度研修を受講しても、複式簿記は頭に入ってこないです。ソフト(ソリマチ)の導入はしましたが、単式入力によって複式簿記に移行されるとのことで、内容が詳しくわからないが、このような状態で不安がいっぱいです。	単式簿記のとときと同様に入力することで複式簿記に必要な帳票が作成されるソフトであっても、出力された帳票を確認するのは会計を担当者されている方ですので、複式簿記の知識は必要です。研修テキストやインターネット等を駆使して、少しずつでも複式簿記の知識を得ていくことや、会計指導員の巡回指導の機会を利用するなどして不安を解消していくことをお勧めします。	2年度45頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
43	新潟県	<p>【複式移行と総代会提出議案】 総代会に提出する議案書が単式から複式に移行した場合のような形になるのか不明。</p>	<p>1.会計細則が単式簿記方式から複式簿記方式のものに変わります。これは、総代会の承認が必要となります。(土地改良区規約例第48条)</p> <p>2.収支予算書が複式簿記方式の勘定科目となりますので、こちらで作成した新年度予算書の議決を得ます。複式の予算書での理解が総代から得られないようでしたら、単式簿記方式の勘定科目で作成した新年度予算書も用意することで容易に比較ができると思います。</p>	3年度14頁
44	大阪府	<p>【複式会計事務における遵守事項】</p> <p>① 伝票制度について これまで伝票制度を採用しておりませんが、伝票制度を採用すべきか。</p> <p>② 特別会計について 土地改良区に特別会計として、現在、機械・災害対策会計があります。一般的な積立金であり一般会計に統合した方がよいか。統合手順についても知りたい。</p> <p>③ 款、項、目及び節の科目について、事前に款、項、目及び節の科目を一覧表として理事会や総会に提示する必要があるか。</p> <p>④ 会計細則例について 日計表、月計表、精算表及び集計表の様式については、別紙に定めるところによるとあるが、会計伝票様式の規定はあるのか。</p>	<p>① 伝票制度採否は、土地改良区の判断となります。</p> <p>② 一般会計に統合できる要素の積立金であれば、特定資産として計上することで事務の簡素化にも繋がると考えます。(R3特別研修テキスト280頁～参照)</p> <p>③ 複式簿記を開始するにあたり、使用する勘定科目についても会計細則に位置付け、理事会・監事会・総代会の承認が必要となります。使用する様式もそうです。勘定科目、様式をもって「会計細則」です。</p> <p>④ 伝票類の様式については、会計細則例に様式31から様式33として示されています。</p>	<p>伝票制では入出金等の取引の情報を1枚の紙片(伝票)に記載するため、複数の担当者が起票した伝票でも、それを日付順に編纂すれば仕訳帳としての役割も果たします。</p> <p>3年度17頁</p>
45	福島県	<p>【振替伝票に関する有益資料について】振替伝票を起票するものがいまいまいわからない。一覧例などがあるとありがたい。</p>	<p>ご要望の一覧表は、申し訳ありませんが用意しておりません。振替とは、現金取引以外の取引ということを念頭に、財務諸表等作成要領などで、確認頂ければと考えます。</p>	3年度12頁
46	茨城県	<p>【複式簿記移行初年度の収支予算書の前年度予算額欄】 複式簿記導入初年度の収支予算書の前年度予算額欄は未入力(空欄)でよいですか。それともR3(単式簿記)の予算額を当て込んだほうがよいですか。</p>	<p>予算書の前年度欄は必要です。収支予算書の勘定科目の新旧比較表を県土連に配付してありますので、会計指導員に相談してください。</p>	3年度34頁
47	佐賀県	<p>【複式簿記移行に当たっての留意点】 研修終盤に基準に関する補足がなされた①勘定科目の整理、②特別会計の設定・削除…の箇所において、うまく聞き取れなかったもので、文書でまとめていただけると助かります。</p>	<p>お尋ねの箇所は、複式簿記移行に当たっての留意点として、①勘定科目の設定、②特別会計の取扱い、③使用する会計補助簿の確認、④固定資産、物品、備品・消耗品の区分の基準の設定、⑤現在使用中の会計ソフトの帳票の許容について、ご説明しました。</p>	3年度22頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:①複式簿記移行				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
48	宮崎県	<p>【複式簿記移行に必要な規約改正点について】 宮崎県においてはR4からの複式簿記移行に向けて、R2で会計細則、複式簿記収支科目への変更が殆どの土地改良区で終了している状況であるが、複式簿記移行に係る部分として、定款、規約、維持管理計画書等について、R3、R4で変更しないといけない項目は何になるのでしょうか。</p> <p>※期末一括仕訳の土地改良区無し。 ※資金収支整理期間は認めない予定。</p>	<p>掲記されている書簿の中では、規約の改正(出納整理期間の廃止)が必要となります。また、各種積立金の管理規程についても、名称の変更、特別会計の廃止に伴う繰入れ規定の見直し等関係規定を確認しておく必要があります。</p>	<p>消費税の申告期限の特例、資産の譲渡等の時期の特例を受けるために規約を変更している改良区については、当該箇所も削除が必要です。(規約例に消費税の特例関係の備考として記載がある項目)</p> <p>3年度24頁</p>
49	北海道	<p>【複式簿記移行年次の繰下げ要望】 複式簿記の導入時期を伸ばしていただきたい。(試行期間の延長)</p>	<p>令和元年度から3カ年の複式移行猶予期間が設けられた経緯があります。</p>	<p>3年度46頁</p>
50	三重県	<p>【複式簿記会計移行年度の事務処理について】 この3月に行う総代会での令和4年度当初予算の議案についてどのようにしたらいいですか。・現在、すべての収入予定のものに対して調定伝票を作っているが、これは必要なものなのか。・定例監査の際に提示する帳簿等を教えていただきたいです。</p>	<p>・令和4年度から新たな会計基準に従い会計処理をすることになりますから、令和4年3月の収支予算書も会計基準に従った様式、科目で調製する必要があります。 ・調定伝票は、賦課金等の調定時に起票するものですから、今後とも必要となるものと考えます。 ・定例監査の際に提示する帳簿等でこれまでのものに追加されるのは、収支決算書に対する注記、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、仕訳帳、総勘定元帳、精算表等、新たに作成が必要となった書類やこれに関して監事から請求があったものを提示する必要があります。</p>	<p>3年度50頁</p>
51	宮城県	<p>【複式簿記移行年度の消費税措置について】 消費税の支出は、単式会計では翌年度の扱いであったが、複式会計で当該年度の支出として未払金として扱う場合、複式会計に移行した年は2年分の予算を計上しなければならないということでしょうか。</p>	<p>消費税を含む申告納税方式の税目については、原則としてその申告書が提出された日の属する事業年度(翌年度)の費用となりますが、未払金に計上した場合には、その計上した事業年度(当年度)の費用とすることができます。 ご質問の処理は、未払金に計上することを前提としておりますので、その場合はご認識の通り、2年分(前年度と当年度)の予算を計上することになります。ただし、特段の事情がなければ、未払金に計上する必要はないものと考えます。</p>	<p>3年度47頁</p>
52	富山県	<p>【複式簿記会計事務の試行について】 令和3年度は練習してみるが、開始貸借対照表は仮に作り、4年度で正式なものにすればよいのでしょうか。</p>	<p>令和3年度は複式簿記会計試行年度とし、期末には開始貸借対照表の準備を進め、令和4年4月1日付けの開始貸借対照表により複式簿記方式による取引仕訳、記帳をスタートすることが考えられます。</p>	<p>3年度28頁</p>
53	福島県	<p>【複式簿記研修テキストの改訂について】 過年度テキストの訂正箇所を教えてください。</p>	<p>令和元年度テキストから令和2年テキストを経て令和3年度テキストについて至っておりますが、これまで過年度テキストで見いだした要訂正点は次年度テキストで改善を図ってきております。今後、訂正点を見いだした場合、速やかに周知を図って参ります。</p>	<p>3年度47頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ②会計細則				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	兵庫県	<p>【会計細則の改正について】 会計細則を新たに改正しなければならないのか。各土地改良区へフロッピー等頂けるのか。</p>	<p>複式簿記に移行する際には、複式簿記用の会計細則が必要となります。会計細則例についてはワード、エクセル等のデータがありますので、全土連または県土連までご連絡頂ければご提供致します。</p>	元年度49頁
2	岡山県	<p>【会計細則の改正について】 複式簿記を導入する場合、会計細則を変更する必要がありますか。必要な場合、総会決議が必要ですか？</p>	<p>現在の会計細則が単式簿記方式あるいは旧会計基準のもので、総会の議決を経て変更する必要があります。 なお、農水省から複式簿記の会計細則例が示されているので、参考にして下さい。</p>	元年度51頁 4年度追記
3	岡山県	<p>【会計細則の改正について】 H23.4の国による会計指導基準及び会計細則例に基づき会計細則を制定したが、H31.4.2.の新会計基準の制定により当改良区会計細則も令和4年度までに改正が必要となるのか。 またその場合、科目の名称についても統一しなければならないのか。</p>	<p>附則により「この会計基準は、平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。ただし平成34年(令和4年)3月31日までの間は、旧会計基準の適用を妨げるものではない。」とされています。 現在使用中の会計細則は、令和4年度の事業年度までには改正してください。勘定科目も会計基準に定められた科目に改める必要がありますが、該当する目、節がないときは、追加することが認められています。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度52頁</p>
4	大阪府	<p>【会計細則の最新版について】 ・会計細則について、土地改良区会計検査指導基準(農林水産平成28年8月28日農振第1130号 別添添込版)から今回の研修資料より指針(平成31年2月14日30農振第2939号)が農林水産省農村振興局長より示されたが、この会計細則が最終のものか確認したい。</p>	<p>「平成31年2月14日付30農振第2939号」が、会計細則例としては最終(最新)のものとなります。</p>	元年度11頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ②会計細則				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	大阪府	<p>【会計細則例中の任意金額設定について】 ・会計細則例のP59(立会い)第25条で、(1)1件の支払金額〇円のもの、P60(領収証の徴収等)(2)口座振替の方法で1件あたりの支払金額が〇円以下のもの、(小口現金)第30条2の小口現金の保有限度額は〇万円以内、(月計表の作成)第36条の会計主任は、毎月〇日までに、作成検算確認を受けなければならないとあるが、以上の〇の金額、日付は各改良区で決めてよいのか。一般的なものがあれば指示していただきたい。</p>	<p>〇円や〇日に該当する金額や日付については、各土地改良区で決めて頂くことになります。</p>	元年度138頁
6	宮崎県	<p>【会計細則例における円表示】 2)会計細則例の様式にも、(単位:円)の記載が無い様式がある。</p>	<p>新会計基準では、各種帳簿等に記載される金額は円単位をもって表示することになっていますので、(単位:円)の表示はなくてもよいと考えます。 なお、土地改良区の判断で、会計細則に規定する様式に(単位:円)を付すことは認められます。</p>	元年度57頁
7	愛媛県	<p>【会計細則例における削除項目】 会計細則例が示されているが、削除できる項目はありますか。</p>	<p>条文の追加・削除等については各条文の備考に示されています。</p>	元年度54頁
8	鳥取県	<p>【会計細則例のデータ入手について】 会計細則例は配布されないのか？</p>	<p>鳥取県農地・水保全課のホームページからダウンロードできます。</p>	元年度50頁
9	熊本県	<p>【会計細則例のデータ入手について】 会計細則等は 一太郎ファイルでなく、Wordファイルで作成して欲しい。メールで配信され、一太郎ファイルでは見れない。</p>	<p>会計基準、会計細則例等についてはWord版がありますので、全土連または県土連にご連絡頂ければデータをご提供致します。</p>	元年度141頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ②会計細則				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
10	宮崎県	<p>【会計細則における「伝票制度を採用しない場合」とは】</p> <p>① 新会計基準のこれまでの説明で、款項は別表1の名称、配列を変えてはならないとのことであったが、現状では国の方針・基準が変わっていますか。</p> <p>② 科目の設定は、新会計基準による別表1の名称、配列、内容で設定するとしていますが、国の補助事業で作られた「ミラウド」の勘定項目を見ると、基準に無い科目が設定してあったり、基準の項・目の名称・配列とミラウドの設定している項・目が逆転している(基準の項が款の名称になり、項が目になっている箇所が数カ所)箇所がありますが、国の基準に従うとなっているのに、ミラウドが変わっているのは何故でしょうか。経緯をご説明ください。</p> <p>③ 会計細則において「伝票制度を採用しない場合には・・・」とあるが、採用する場合としない場合で事務作業をする土地改良区職員の手務作業量的な相違を教えてください。</p>	<p>① 土地改良区会計基準別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の科目についても追加することも許容されていますが(財務諸表等作成要領P14)、基本的には、会計基準に従うことが求められています。</p> <p>② 国の補助事業で作成された会計システムについては、当方ではその制作過程を承知しておりませんが、作成元又は農林水産省にお問い合わせ下さい。</p> <p>③ 会計システムを使用すれば、伝票制度を採用する場合としない場合において、事務作業量として大差はないと考えます。</p> <p>仮に会計システムを使用せず手作業で処理を行う場合、伝票制度を採用しない場合は、各種命令書が伝票の代わりとなります。また、仕訳帳を作成するときには、仕訳帳は一冊しかありませんので、仕訳帳を保持している人しか取引の仕訳を記帳できません。取引が多くある土地改良区の場合、会計処理の遅延が起る可能性があります。伝票制度を採用すれば仕訳帳の作成を省略できますので、複数の職員で同時に複数の取引を伝票で処理することができます。事務の効率化を考えれば伝票制度を取り入れることが有効と考えますが、前述したように、会計システムを使用すれば伝票制度を採用するしないに関わらず、その作業量には大差はないと考えます。</p>	2年度38頁
11	山口県	<p>【会計細則の改訂期限、改定タイミング】</p> <p>改正案を基に早急に手直しをしたいが理事会・総会の承認はいつまででしょうか。</p>	<p>令和4年度から複式簿記会計に移行しようとする場合、理事会・総代会(総会)における会計細則の改訂承認は、令和3年度中に行われる必要があります。</p>	2年度11頁
12	栃木県	<p>【会計細則の改訂について】</p> <p>複式簿記会計の試行前に、会計細則は作成しなければなりませんか。</p>	<p>複式簿記会計移行予定が令和4年度である場合、令和3年度内には会計細則の改訂承認を受ける必要があります。令和3年度も含めそれ以前に複式簿記会計の試行をする場合、会計細則案レベルによる試行も考えられます。</p>	2年度5頁
13	沖縄県	<p>【会計細則例の電子データ提供について】</p> <p>会計細則を見直すタイミングを複式簿記開始年度の前に行う予定です。研修会で説明のあった会計細則と〇〇土地改良区の現在の会計細則とではだいぶ違いがありました。最新の会計細則のモデル等の情報提供はできますか。</p>	<p>農林水産省が示している会計細則例の全文は、昨年の複式簿記導入促進特別研修(資料)に掲載しています。ワード版の電子データも提供していますので、お申し出下さい。</p>	2年度13頁
14	福島県	<p>【会計細則から実態にない「夫役」削除と他との整合確保】</p> <p>会計細則の補助簿について教えてください。補助簿を実態に即して選択することですので、例えば「夫役」を課す実態がないため補助簿から削除したい場合、会計細則の条文からも「夫役」に関する文言を削除すべきでしょうか。整合性はどの程度図れば良いのでしょうか。「夫役」に関しては定款でも記述があるので、どのようにすべきかご教示下さい。</p>	<p>会計細則は、定款、規約に矛盾しないよう定める必要がありますから、定款に「夫役」と規定されているなら会計細則上も「夫役」(第14条等)を規定しておく必要があります。</p>	3年度12頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ②会計細則				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
15	富山県	<p>【会計細則制定に当たり会計基準別表勘定科目の一部省略可否】 新基準による勘定科目設定が細かい(目レベル)ので予算だても難しく省略したいのですがどこまで省略できますか。また、今後(科目を)復活したい時などを考慮して会計細則の別添として掲げる科目はすべて羅列しておくべきなのでしょうか。</p>	<p>会計基準別表第1に示されている勘定科目は土地改良区が取り組む事業に関し網羅的な勘定科目設定となっていますので、全て羅列することにはなりません。それぞれの土地改良区が現実に取り組んでいる事業、あるいは取り組もうとする事業に係る勘定科目を選定し、会計細則の別添として定めることとなります。</p>	3年度28頁
16	富山県	<p>【会計細則における様式整備のあり方】 様式集は独自の様式になる部分も多いと思うが、独自の様式に様式番号を入れるべきか。様式は総代会にかけなくてもよいか。</p>	<p>土地改良区の具体的な会計細則によって扱い方が異なるのですが、会計細則例では第9条第2項で会計主要簿、補助簿等の様式として「別紙」と規定されており、各種様式も会計細則の一部との位置づけですから、これについて総代会の承認が必要です。様式は数多くありますから、説明上、特定するためにも番号を付すことが適当と考えます。</p>	3年度16頁
17	香川県	<p>【会計細則の改定、新設是非】 現状の会計細則を改正するより、会計細則例を元に新たに会計細則を制定すること自体は可能ですか？</p>	<p>新たな会計細則の制定でも構いません。</p>	3年度21頁
18	茨城県	<p>【会計細則の訂正と附則規定案について】 来年(R4)3月総代会にて単式方式より複式方式への会計細則の改正を行う予定ですが、施行日が令和4年4月1日となると思います。そうすると令和3年度決算書類(単式)についても、貸借対照表、正味財産増減計算書を作成しなくてはならない規程になると思われるので、附則を入れて対応したいと考えております。良い方法をご教示いただけますでしょうか。 関係条文 会計細則例49条(貸借対照表の提出)・50条(決算前の検算等) 52条2項(収支決算書等の作成)・69条(財務状況の公表)</p>	<p>新しい会計細則に、例えば「この細則は、令和4年4月1日から施行する。改正された細則は、令和4年度の予算に係る手続その他の行為から適用し、令和3年度以前の予算に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。」と規定すれば対応できます。</p>	3年度12頁
19	島根県	<p>【会計細則の改訂の場合の附則の規定ぶり】 R3特別テキストP300 Q&A 3の附則は資料編72の附則でよいのではないのでしょうか。</p>	<p>元年度テキスト資料編72頁には、附則として「この会計細則は、年 月 日から施行する。」とありますが新規に会計細則を制定する場合の表現例です。会計細則の変更の場合は、R3特別テキストP300 Q&A 3を参考として下さい。</p>	3年度19頁
20	岡山県	<p>【会計細則の見直し視点について】 会計細則について最小範囲で見直しをしたいと思っているが、不要な項目がどれかを判断するような目安が欲しい。</p>	<p>伝票制を採用しているか否か、補助簿で必要なものは何があるかという視点かと考えます。検算、照合は省略できません。</p>	3年度20頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:②会計細則				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
21	岡山県	【会計細則例で規定する財務状況の公表】 財務状況の公表は必ずしなければならないのですか。	会計細則例第69条に規定のとおり、土地改良区の財務状況について、每期、速やかにお知らせをすることが必要です。単式会計細則例第65条と同じです。	3年度51頁
22	新潟県	【会計細則例データの提供】 会計細則のひながたを電子データでもらえるとうかがいたい。	農水省のHPに掲載されています。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-2.pdf	3年度14頁
23	北海道	【会計細則例の小口現金規定の採否判断】 小口現金制度について、全土連の質疑応答集を参考に、小口現金制度と「手持ち現金」と比較すると、小口現金制度を採用しなければならないのか、教えていただきたい。	国が会計細則例を通知し、その第30条で「小口現金」制度を示していますが、この規定は「例」であり、この制度を必ずしも取り入れる必要はなく、それぞれの土地改良区で必要性を判断し採否を決定してください。(R2年度特別研修質疑応答集p7参照)	3年度45頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	愛媛県	<p>【款項勘定科目と不要な科目】 款項は、全国統一となったが不要な科目は削除してよいのか</p>	土地改良区会計基準第1の5、会計細則例第9条の備考のとおり、削除できます。	元年度32頁
2	青森県	<p>【款項の勘定科目の削除】 ・款、項については変更できないとの事だったが、予算ゼロの款について削除することは可能ですか。</p>	勘定科目の款項の採用は、当該土地改良区の事業実施実態からみて必要な勘定科目をもって構成するものとなります。用いる見込みのない款項の勘定科目は削除できます。	元年度18頁
3	香川県	<p>【款項目節における節レベル勘定科目の設置】 款項目節の「節」の設置は必須でしょうか？</p>	会計基準別表第1に定められている節であれば、その節の設置を行う必要がありますが、これに当てはまらないときには、別の名称の節を追加することも検討願います。	元年度104頁
4	岩手県	<p>【款項目節における節レベル勘定科目の設置】 再確認ですが款項目節のうち「款」「項」は決まっていると聞いた気がしましたが「目」「節」は任意で作っても、作らなくてもよいのですか？</p>	「目」「節」は土地改良区の任意で追加、削除することは認められています。「項」についても、任意科目の設定が許容される方向で検討されていると聞いています。	(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。 元年度115頁
5	新潟県	<p>【款項目節について】 テキスト基礎編P.16～貸借対照表と正味財産増減計算書の科目がありますが、款項目節とありますが、勘定科目と補助科目と考えていいのでしょうか。</p>	土地改良区会計基準別表第1に示されている勘定科目は、基本的には「款」「項」レベルを中心に示されています。そしてその下位に当たる「目」「節」に当たる勘定科目については、土地改良区の必要に応じて設定ができる仕組みとなっています。	(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。 元年度22頁
6	徳島県	<p>【勘定科目、款項の留意事項】 勘定科目の款、項、目の特に項の科目について、どのような判断で選抜すればよりベターな選抜が出来るか、またあたらずとも遠からず的発想でもよいか。 勘定科目の記入誤りがあった時は、どのような形で調査をすれば発見しやすいか。</p>	勘定科目の呼称だけで判断するのではなく、各勘定の説明文を参考にして判断されたらよいと思います。 勘定科目については、「科目設定」は予算書に従っていますから、これを年度途中で変更することはできません。整理すべき「勘定科目」や金額を誤ったときには、毎月の月計表作成時にチェックすることが考えられます。この際の誤りの訂正方法としては、誤った取引の逆の仕訳をし正しい仕訳をすることとなります。	元年度31頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	千葉県	<p>【勘定科目一覧外の科目追加について】 勘定科目の科目名について、一般的基本的な項目は、全改良区統一されたものと思いますが、各改良区独自のものがある場合、それを科目として追加作成して良いということでしょうか。 単式簿記は、款・項・目・節という関係で成り立っているが、複式簿記は、単式簿記でいう節毎に勘定科目を作成して仕訳していくということですか。</p>	<p>土地改良区会計基準に勘定科目一覧表が附属されています。款・項の枠組みを遵守し、目・節については土地改良区の必要に応じて明細として位置付けることができます。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度20頁</p>
8	東京都	<p>【勘定科目一覧外の科目追加について】 テキスト(資料編)の科目一覧表に記載されている科目以外に、任意の科目を作成してもいいのか。</p>	<p>款と項は増やせません。目と節は適当なものがなければ追加することは認められません。(会計基準第1の5、会計細則例第9の備考の1)</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度20頁</p>
9	愛知県	<p>【勘定科目一覧表データの提供について】 ・科目一覧表はエクセルかワードのデータをもらう事は出来ませんか？</p>	<p>・エクセルデータ対応できます。</p>	<p>元年度136頁</p>
10	長野県	<p>【勘定科目一覧表について】 使用する勘定科目に対応する相手方科目がわかるような一覧表を作成してほしい</p>	<p>勘定の組み合わせは天文学的な数になってしまいます。これを示すことは困難です。各勘定のは数は120ほどです。ルールに従い仕訳をするだけです。 ただし収入命令書に係る仕訳は借方が「現金及び預金」しかありませんし、支出命令書に係る仕訳は貸方が「現金及び預金」しかありません。</p> <p>①取引を分解して原因と結果の2面で認識する。 ②勘定科目を決める。借方と貸方が決まる。 ③金額を決める。</p>	<p>元年度22頁</p>
11	大阪府	<p>【勘定科目一覧表の有無】 ・推奨の勘定科目の一覧表はあるのか。また、勘定科目を追加することは可能か。</p>	<p>土地改良区会計基準では、同基準の別表第1の勘定科目を使用することとされており、研修テキスト(資料編)P16～に、科目一覧表が掲載されています。 なお、勘定科目の設定については、款・項については不用科目の削除は可能、追加は不可となりますが、項の追加を許容する動きも出ていますので最新の情報を入手するようにして下さい。目・節については、追加・削除、どちらも可です。</p> <p>【参考】会計細則例第9条[備考]</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度27頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	富山県	<p>【勘定科目一覧表の作成について】 土地改良区の会計収支、どの勘定科目を用いるか一覧表を作成してもらえないか。</p>	<p>土地改良区会計基準別表第1に収支予算書の勘定科目も含め一覧となっています。各勘定科目の「説明」欄に適用範囲を示していますので参照して用いて下さい。疑問の点は県土連所属の会計指導員に照会願います。</p>	元年度23頁
13	愛知県	<p>【勘定科目現金及び預金の区分について】 ・現金預金は目で「現金」「預金」として分けでも良いか？</p>	<p>・貸借対照表の場合、目で「現金」、「預金」を追加できます。</p>	元年度136頁
14	島根県	<p>【勘定科目設定のチェックポイント】 複式簿記は仕訳が自動化されていることから勘定科目の設定が重要であり、設定に不備があると整合が取れない財務諸表になると思う。自動生成の仕組みを理解していないと不備に気付かない心配がある。こうしたリスクを避けるためのチェックポイントを教示願う。</p>	<p>購入する会計ソフトにより予算や期首残高の入力方法がちがうと思われれます。 購入前に十分開発業者から説明を受けられることをおすすめします。</p>	元年度139頁
15	奈良県	<p>【勘定科目の会計基準準拠】 勘定科目は合わせなければならない？</p>	<p>土地改良区会計基準では、同基準の別表第1の勘定科目を使用することとされており、研修テキスト(資料編)P16～に、科目一覧表が掲載されています。 なお、勘定科目の設定については、款・項については不用科目の削除は可能、追加は不可となりますが、項の追加を許容する動きも出ていますので最新の情報を入手するようにして下さい。目・節については、追加・削除、どちらも可です。</p> <p>【参考】会計細則例第9条[備考]</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度27頁</p>
16	三重県	<p>【勘定科目の款項順について】 勘定科目の款・項は標準的な科目としてむやみに変更できないとのことであるが、その順番も資料編のとおり並べなければいけないか。</p>	<p>ご認識の通りです。 会計基準別表第2(記載上の注意)に、「科目の順は、別表第1の科目の順によること。」と記載があります。</p>	元年度48頁
17	滋賀県	<p>【勘定科目の款項名について】 ・会計基準どおりの勘定科目名称を使用する必要がありますか。 ・減価償却において、定額法による100%償却となってしまうと、(有形)備忘1円が残らないのでは、残さなければならないと耐用年数最終年の減価償却費は、△1円の金額となるのですね。</p>	<p>勘定科目については、土地改良区会計基準で示されている科目を使用することになります。また、項については追加を許容する動きもあるようですので、最新の情報にご注意下さい。</p> <p>減価償却については、定額法を採用しても0円までは償却せず、耐用年数最終年度は1円を残しておくこととなります。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度48頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	長野県	<p>【勘定科目の基本について】 ・勘定科目の基本がよくわからない</p>	<p>勘定とは、取引を記録する道具であり、簿記の5要素について、その増加と減少を左右に書き分けることで、プラスマイナスを表します。現金勘定を例にしますと、現金の増加は借方(左側)、現金の減少は貸方(右側)に記載することでその取引が記録されます。</p> <p>勘定科目とは、勘定につけられた名前を「勘定科目」といいます。勘定は、資産・負債・正味財産・収入・支出のそれぞれについて、細かく分け(款・項・目・節)それぞれに名前をつけます。例えば、現金の増減を記録する勘定には、「現金及び預金」という名称をつけていますが、この名前が勘定科目です。資料編P.16から示しています。</p>	元年度20頁
19	富山県	<p>【勘定科目の項の追加】 款「基本財産積立支出」の項「備荒積立金支出」「事業積立金支出」はあるが、運営資金支出がない。(高岡市土地改良区では基本財産積立金運用規定があり、目的に[事務所運営費と各地区の運営資金及び土地改良事業を効率的に推進するに必要な財源に充てるため、基本財産積立金を設けることができるものとする。]と規定がある。)追加で項を「運営資金支出」を入れてよいか。高岡市土地改良区では、備荒積立金はしておらず、運営資金と事業積立金のみである。</p>	<p>平成31年2月通知の土地改良区会計基準第1の5には、「別表第1によって勘定科目を分類し、」とされていることから、定められた款項以外の追加はできないものと受け止めがありました。国が令和2年3月に示した「財務諸表作成要領」14頁において、「別表1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項についても追加することも許容する。」と記載があります。</p>	元年度24頁
20	山形県	<p>【勘定科目の使用原則】 勘定科目は今後出される基準に合わせるのでしょうか。現状は、以前の科目例で作成しています。</p>	<p>今後、平成31年2月に国から通知された、土地改良区会計基準通知別表第1科目一覧表による必要があります。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度19頁</p>
21	愛知県	<p>【勘定科目の正確な適応の検証】 ・連合会指示の勘定科目と現在当改良区で使用している勘定科目が適合するか。また、どの勘定に変更するか検証、指導して欲しい。</p>	<p>・資料編P.28～35に収支予算書・収支決算書の勘定科目が示されていますので、その説明を読みながら土地改良区の勘定科目と一致するか確認してください。</p>	元年度136頁
22	岩手県	<p>【勘定科目の節までの表記について】 “節”を設けた場合、財務諸表に節まで表記されるのか。</p>	<p>財務諸表として標準型が土地改良区会計基準別表第2に示されています。ここにおいては「款」「項」レベルの科目が登場しております。しかし、土地改良区において「目」あるいは「節」レベルの勘定科目を設定し、その目節レベルで会計成果を表示させたい場合はそのレベルの決算情報が得られるものとなります。</p>	元年度126頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
23	徳島県	<p>【勘定科目の選定と指導】 勘定科目を選んだ時、科目に問題が無いかどうかどこかでチェック(相談)してくれるのか。</p>	<p>会計基準の別表の説明欄で判断してください。土地連の会計指導員に相談してください。</p>	<p>元年度31頁</p>
24	富山県	<p>【勘定科目の追加】 款「一般管理費支出」項「運営事務費支出」の目だが、「図書費」「食糧費」「電算管理費」「車両費」「広報費」がない。目の追加は出来るのか？</p>	<p>勘定科目は「款」「項」「目」「節」と段階的な体系として構成、通知されています。「款」「項」の追加は認められませんが「款」「項」の範囲内での「目」の追加は認められており、土地改良区会計基準別表1の「説明」欄において、「必要に応じて、目を設定しー」と記されています。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度24頁</p>
25	長野県	<p>【勘定科目の追加】 科目について、款・項は変更せず、目で調節することでしたが、それでも当てはまらないような場合はどのようにしたらよいか。具体的には、総代会での御祝儀や堰堀の出不足金(これまでは雑収入にしていた)があるが、これらはどれにあてはまるのか</p>	<p>令和元年度内に、国が財務諸表等作成要領を作成中ですので、勘定科目の追加が盛り込まれると思います。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度43頁</p>
26	宮崎県	<p>【勘定科目の追加】 ○勘定科目について 勘定科目の款項の追加ができないとのことですが、土地改良区の実態に即した検討をしたのでしょうか。下記の内容を当てはめる項がありませんが、どのように取り扱えばよいのでしょうか。 ・火災保険の保険金収入(現在は雑収入) ・雇用保険被保険者負担分(平成25年10月全土連発行「土地改良区組織運営の手引」に収入に計上とあることより、現在は雑収入) ↓ 雇用保険被保険者負担分を「預り金」で取り扱う場合、収入-支出は0にはならないがそれではよしいか。(現在「預り金」は、社会保険及び税金を取り扱っており、収支は0となるため、年度繰り越しは無い。)</p>	<p>・項については追加を許容する動きもあるようですので、最新の情報にご注意下さい。</p> <p>・雇用保険料の被保険者負担分は毎月、給与から天引きされますが、事業主が雇用保険料を納付する時期は毎年6月～7月です。納付のタイミングで被保険者負担分の預り金を精算する場合、この預り金は翌期に繰り越されることになります。 預り金を精算するタイミングを年次決算時や月次決算時とする場合は、預り金はその都度支出科目に振替えられるので翌年度への繰り越しはありません。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度56頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
27	宮崎県	<p>【勘定科目の追加】 支出の項「受託業務費支出」に業務名を追加して項に業務を増やしたいが可能か。(節を設けたくないため。業務名で目を追加すると、節を設ける必要が出てくる。) ・例:項「受託業務費支出(基幹水利施設管理費)」</p>	<p>項については追加を許容する動きもあるようですので、最新の情報にご注意下さい。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度56頁</p>
28	宮崎県	<p>【勘定科目の追加】 勘定科目の目は款によって有無しとしてもよいか。・例:款1は目が複数あるため、目まで。それとも、ひとつであっても項のすべてに目まで設けた方がよいか。</p>	<p>目については款・項によって有無があってもよいと考えますが、項に一つでも目があるのであれば、省略せずに(款)－(項)－(目)と設定するべきと考えます。</p>	<p>元年度56頁</p>
29	鳥取県	<p>【勘定科目の追加、存置可否】 食糧費、新聞図書費など現在使用している科目を追加していいよいか。費用弁償、実費弁償などの科目も残してよいか。</p>	<p>会計細則例第9条備考により目の追加ができません。来客用お茶代などは、「一般管理費-運営事務費-食料費」 新聞代や参考書代などは、「一般管理費-運営事務費-新聞図書費」 費用弁償は、「旅費交通費-費用弁償、実費弁償」</p>	<p>元年度30頁</p>
30	沖縄県	<p>【勘定科目の早見表について】 資産、負債、正味財産、収入、支出に属する勘定科目の早見表のようなものはないか。</p>	<p>複式簿記導入促進特別研修テキスト(資料編)土地改良区会計基準別表第1(第1の5関係)科目一覧表のとおりとなります。</p>	<p>元年度17頁</p>
31	愛知県	<p>【勘定科目の目レベル整理】 勘定科目は項で整理するのか、目で整理するのか。</p>	<p>項なのか目なのか、土地改良区の判断で決めればよいのですが、目レベルで整理した方が取引内容が具体化するので、目を設定しているものについては原則目で整理することとしています。</p>	<p>元年度25頁</p>
32				削除
33	青森県	<p>【勘定科目を分けない減価償却費の一括計上】 ・減価償却について、備品・機械まとめて一括で記帳してよいか。</p>	<p>借方の「減価償却費」については、一括で計上しても支障はありませんが、器具備品、機械装置等、各科目を減価させる必要があるため、貸方については勘定科目単位で処理する必要があります。</p>	<p>元年度87頁</p>
34	長野県	<p>【勘定科目の概要把握について】 勘定科目がよくわかりません。</p>	<p>勘定科目の概要は資料編の16頁から掲載しているのでこの説明欄を参考にしてください。</p>	<p>2年度27頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
35	岡山県	<p>【勘定科目の設定原則と追加設定の許容】 予算書科目及び財務諸表科目について国の示している科目名称と一言一句合わせないといけないのか。また款項目節まで設定している場合、基準で項までしか示されていない場合には、下位の科目名称は自由設定すれば良いのでしょうか。</p>	<p>土地改良区会計基準第1の5に、「別表第1よって勘定科目を分類し」とあるとおり、基本的な勘定科目の定めがあります。ただし、土地改良区会計基準の別表の1に示されていない内容の取引がある場合は、令和2年2月土地改良企画課作成の「財務諸表等作成要領」P.14 IV開始貸借対照表の作成 2 勘定科目の設定 において款、項の科目についても追加することが許容されています。目、節については、必要に応じて追加できます。</p>	2年度35頁
36	長野県	<p>【勘定科目の設定細部について】 全体の構成は理解出来るが、細かい部分が理解できない、勘定科目の設定等、研修テキストどおりでよいのでしょうか？</p>	<p>研修テキストを参考として進めてください。</p>	2年度28頁
37	富山県	<p>【勘定科目組替表等説明資料について】勘定科目の見直しにより、大幅な科目変更となる予定。以前のQ&Aで、予算対比が難しい場合、前年度欄を記載しないことも認められるとあったが、その場合でも、総代会では、科目組替表等の説明資料をつけなければならないと考えている。既に複式簿記に移行された他の土改様はどうされたのか(理事会・総代会での説明や資料作成等)、事例があれば教えていただきたい。</p>	<p>全国水土里ネット支援部においては、そのような資料の収集はしていません。</p>	3年度38頁
38	富山県	<p>【勘定科目設定の基本について】 勘定科目の設定、基本点がわかりません。</p>	<p>予算書の科目についていえば土地改良区会計基準で定める勘定科目による作成が求められることとなります。なお、その勘定科目順についても定められた順に従う必要があります。勘定科目については基本的に会計基準に載っている科目によることとなりますが、そこに当てはまらない内容の取引がある場合、独自の勘定科目の追加が許容されています。</p>	3年度28頁
39	北海道	<p>【勘定科目の機動的な追加措置の許容】 23会計基準で本処理をしつつ、31会計基準で予算科目を設定し、23会計基準を当てはめながら試行中であるが、当初見込めなかった予算科目が出て来ているため、その都度新しい科目を設定している。これが来年度から本運用となったら、一々予備費から充当や、目の追加など、大変な作業が出て来るため、ある程度「目」を柔軟に設定することを許容頂けなければ、執行しがたいと考えているところ。</p>	<p>ご指摘のとおり31会計基準移行年度は、科目の追加等が必要になったり、予算の不足が生じたりすることが多いかもしれません。しかし、科目の追加や補正予算等は会計細則の規定に基づき総(代)会や理事会の議決事項となっていますので、議決を経た後処理してください。なお、やむを得ない場合は、監事会の承認を経て理事会で議決し、事後の総(代)会で承認を求めなければなりません。なお、軽易なもの支出については、従前とおりに目間流用あるいは予備費を充当します。</p>	3年度42頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:③勘定科目				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
40	岡山県	<p>【勘定科目の組替えに関する例示資料】勘定科目の組替えについて詳しい資料がほしい。貸借対照表の勘定科目順についてのルールがわからないため、判断基準となる資料があれば助かります。</p>	<p>会計基準別表第1に記載されている勘定科目表はその勘定名称と共に、その順も示したのとなっています。貴土地改良区が現在用いている勘定科目を別表第1の勘定科目の科目の説明欄を参照して当てはめを行います。それにより勘定科目順も会計基準に沿うものとなります。令和3年度テキスト7頁以降に例示しております。</p>	3年度30頁
41	山梨県	<p>【勘定科目の設定手続き】勘定科目の設定は総代会に諮る必要があるのですか。</p>	<p>会計細則は、規程、勘定科目及び様式で構成されています。(会計細則例第9条)土地改良区規約例第48条に基づき「会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。」とされています。</p>	3年度49頁
42	北海道	<p>【勘定科目の設定と理事会議決】会計基準について、国会計細則例第9条第1項で財務諸表の科目等については、別に定めるとしているが、理事会等で議決は必要ですか。</p>	<p>会計細則例第9条第1項では、「この土地改良区の会計で用いる科目は、…別に定めるところによる。」としています。すなわち、制定される各区の会計細則には、その土地改良区で用いられる科目が附属しているものとみる必要があります。したがって、会計細則の制定、変更と同様の扱いとなりますので、規約例第48条に基づき、理事会で定め、監事会及び総(代)会の承認を得る必要があります。</p>	3年度9頁
43	千葉県	<p>【勘定科目の設定についての総代会承認】収支予算書・収支決算書の勘定科目は、組合員の皆様にわかりやすい様、新旧勘定科目対比表を作成の上、既に理事会・総会で承認を頂いておりますが、財務諸表等として新たに導入される貸借対照表・正味財産増減計算書においても使用する「勘定科目の一覧表等」を作成し総代会承認を得る必要がありますか。</p>	<p>「会計細則例・維持管理計画」について、令和3年度テキストに編集しております。その234頁に第9条(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)の解説を置いており、「使用する科目は、財務諸表等ごとに区分し、その名称、配列、内容については会計基準別表第1に準じて定める。」と記しております。会計細則に勘定科目表として添付される形になります。こうして作成(改訂)された会計細則(表も含めて)は、理事会の議決、監事会、総代会の承認をいただく必要があります。(規約例第48条)</p>	3年度27頁
44	香川県	<p>【勘定科目の廃止、新設手続き】収支予算書、決算書の勘定科目の廃止、新設は、総代会、理事会それぞれでどのような議決方法をとればよいでしょうか。</p>	<p>会計細則の関係部分の改正及び該当箇所も踏まえた収支予算書、決算書の案の承認を受ける方法によります。</p>	3年度21頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:④出納整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	岩手県	<p>【出納整理期間の設定について】 発生主義とのことであるが、出納閉鎖期(4月5月)を設けている時期は、全く無くして良いのでしょうか。 (9/19の説明では4月5月は前年度、新年度が2か年同時進行するように聞こえました。)</p>	<p>収支決算書の作成に当たっては、土地改良区の判断で、「収支決算書に対する注記」において資金の範囲を5月末までの期間内の短期債権債務を含むと規定し、単式の出納整理期間と同様の取扱いをすることが可能となります。</p>	元年度2頁
2	福島県	<p>【土地改良区会計基準と公益法人会計基準】 土地改良区会計基準は、法人会計も準拠するものなのか、あくまで土地改良基準に基づくものなのでしょうか？</p>	<p>土地改良区の会計は、土地改良区会計基準に従い処理を行うものとなります。土地改良区会計基準は公益法人会計の基準も参考としながら検討された経緯というのはありますが、現行の基準としては「土地改良区会計基準」に基づいた会計処理を行うこととなります。</p>	元年度39頁
3	富山県	<p>【出納閉鎖期間中の取引】 賦課金の長期未収賦課金等への振替について、今までは出納閉鎖期間中であれば当該年度の賦課金の入金はその当該年度賦課金の扱いとしておりましたが、5月31日までの入金分を当該年度賦課金として扱えないということでしょうか。(単式による決算書も同様)</p>	<p>収支決算書は「注記」の作成が必要となります。その注記の「資金の範囲」として、5月31日までの前期末の未収賦課金等を含むとすれば、その5月31日までの入金分について前期の収支決算書の収入に計上することができます。</p>	元年度23頁
4	岩手県	<p>【出納閉鎖期間に代わる資金収支整理期間の設定】 出納閉鎖期間の取扱いは、複式簿記導入初年度だけ、それとも継続してもよいのでしょうか。(財務諸表作成要領_8P_(1)出納整理期間、(2)資金収支整理期間)</p>	<p>収支決算書を作成するにおいて、「資金収支整理期間」の設定を注記で明記することにより各年同様の作成が可能です。</p>	3年度34頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑤資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福井県	<p>【資金収支整理期間、現金及び預金】 ・3月末のB/Sは未収補助金を計上し注記することで、4/1の現金預金は残高証明書と異なっておりよいのでしょうか。</p>	<p>貸借対照表の現金預金は、3月31日時点の実際の現金預金の残高と必ず一致します。</p> <p>一方、収支決算書の繰越金は、資金の範囲をどう設定するか、資金収支整理期間があるかどうかによりこととなりますが、仮に今までの収支決算書作成の考え方を踏襲し、資金収支整理期間を設けた方法(旧来の出納整理期間を設ける方法)である場合は、繰越金は3月31日の現金預金に資金収支整理期間内の収支を加減算(当該事業年度に所属させるべき収支に限る)した額と一致します。</p> <p>この場合、貸借対照表の現金預金と収支決算書の繰越金に差異が発生しますが、この差異を収支決算書に対する注記において明らかにします。</p>	元年度46頁
2	熊本県	<p>【資金収支整理期間、新年度との重複期間】 単式簿記の場合、5月末を出納閉鎖とし、4月～5月までの2ヶ月間を前年度と新年度の重複期間がありますが、複式簿記の場合如何に。</p>	<p>複式簿記の場合は出納整理期間はなく、期末日の3月31日時点での処理となります。</p> <p>期末日時点で当該年度に属する収入や支出については、その事象が発生したときに仕訳をしますので、当該年度の未収金や未払金等として財務諸表に表されることとなります。</p> <p>ただし、収支決算書の作成方法としては、従来の出納整理期間を資金収支整理期間と位置付けて、これまでと同様に適用して作成して頂いて結構です。</p> <p>資金収支整理期間内に収入・支出した当該年度の資金は、収支決算書の注記において「資金の範囲」として明示することとなります。(未収金や未払金等として明示することになるかと思えます。)その資金の範囲に明示した未収金や未払金等が、貸借対照表の未収金や未払金等に反映されます。収支決算書の注記に書かれた資金の範囲が、収支決算書と財務諸表とを繋ぐ役目を果たすものとなります。</p> <p>なお、「資金収支整理期間」「資金の範囲」については各土地改良区の任意で設定できますので、研修テキスト(基礎編)P6・7を参考にしてください。</p>	元年度16頁
3	福島県	<p>【資金収支整理期間と会計細則】 会計細則例には、資金収支整理期間についての記載は無いように思われたが、これは、収支決算書の注記の資金の範囲で記載すれば会計細則には規定しなくて良いということでしょうか？</p>	<p>複式簿記は発生主義によることから出納整理期間は存在せず、年度末日で決算となりますが、実務上は、決算日を過ぎてから書類を整理することとなります。</p> <p>資金収支整理期間は、複式簿記地区の収支決算書を整理するうえで導入された「造語」であり、「収支決算書に対する注記」中の「資金の範囲」に基礎編P84のとおり(例示)記入するものとなります。</p> <p>なお、以上により完結しますので、会計細則への規定はありません。</p>	元年度4頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑤資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
4	長野県	<p>【資金収支整理期間と規約等の関係】 「資金収支整理期間の規約、会計細則への記載方法 p23補助金の取引1年以内の執行であれば、補助金請求からではないか 連合→改良区と支出する場合の各改良区の処理</p>	<p>1. 複式簿記方式の場合、資金収支整理期間については規約及び会計細則への記載の必要はありません。事実上の作業期間の名称だからです。出納閉鎖はなくなったので、規約からこの関係条項が削除されるだけです。 2. 当該会計は発生主義ですので、簿記上の取引発生時点は交付決定通知書受領時に未収金の発生となります。 3. 連合で発電収入で得た現金を単区に交付する手法について 平成30年度の法改正において、発電施設のみを共同管理する目的で連合を設立することを可能とする拡充が図られたところです。これにより、例えば、A土地改良区が基幹水路に附帯して発電施設を整備し、この発電施設下流域で別な揚水機場を管理するB土地改良区と土地改良区連合を組織して発電施設を管理することにより、売電収入をA土地改良区とB土地改良区がそれぞれ管理する全ての土地改良施設の維持管理費に充当することができることとなります。</p>	元年度7頁
5	長野県	<p>【資金収支整理期間について】 ②複式移行後も資金収支整理期間(単式での出納整理期間にあたる)があるが、会計年度の考え方はどうなるのか。今までどおり5月末日と考えてよいか</p>	<p>会計年度は、一般的には単式も複式方式も4月1日から3月31日までです。ただし単式簿記方式の場合は、規約例第47条で出納整理期限が定められているだけで期末は3月31日です。</p>	元年度43頁
6	新潟県	<p>【資金収支整理期間について】 年度毎の決算書を作るためには今まで通り5月末日までの出納整理期間を設ける必要がありますが、複式簿記対応システムでは新旧年度が併行して動くその2か月間はどのようなイメージになるのでしょうか。</p>	<p>収支決算書の整理のための期間については、「収支決算書に対する注記」において資金の範囲とともに注記されることとなります。その期間の定めですが、「資金収支整理期間」として5月末日までの2ヶ月間が想定されますので、新会計年度と重なることとなります。</p>	元年度132頁
7	岡山県	<p>【資金収支整理期間の期間の定め方】 当区規約に出納閉鎖の定めがありますが、事業年度終了から出納閉鎖期間を資金収支整理期間と読み替えることは可能なのか。また、資金収支整理期間中の決算仕訳等の日付はいつの時点になるのか。</p>	<p>複式簿記は発生主義なので出納閉鎖期間の概念がありません。従って規約の改正(第45条削除)が必要になります。しかし、土地改良区の会計は予算準拠主義であることから、予算書に対応した決算書の作成が求められています。このことから、資金収支整理期間として当期の債権債務については5月31日(他の会計制度等を参考として5月31日を適当としています)までに収入された分については前期会計に含めたとして決算書を作成してもよいことにしています。このとき決算書に掛かる注記の作成が必須です。 決算仕訳の日付けは、3月31日となります。</p>	元年度14頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑤資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	千葉県	<p>【資金収支整理期間の必要性】 複式簿記の導入により、未収金、未払金の計上時点で収入又は支出に係る予算が執行されることとなるため、現行の出納整理期間は不要となると認識していましたが、研修時にこれに相当する資金収支整理期間の必要性が説明されていました。 通常、発生主義においては未収金、未払金の計上時に、当該年度に係る予算が執行されるので、予算上の決算額(現金収支額ではなく、予算執行額)と勘定上の決算額(貸借対照表、正味財産増減計算書)は突合可能ですし、未収金、未払金に係る現金の収支がいつ実行されるかについては、直接決算とは関係がない(当然、未収金及び未払金の状況については確認しますが)と思料しますので、資金収支整理期間の必要性が理解できません。 複式簿記への切り替えを行う前年度に係る決算のみの取扱いということでしょうか。また、資金収支整理期間の必要性について御教示をお願いします。</p>	<p>この論点については、正味財産増減計算書と収支決算書を切り離して考える必要があります。 複式簿記の導入後は、収支決算書に加え、正味財産増減計算書及び貸借対照表の作成が求められますが、収支決算書については「収支仕訳」により、正味財産増減計算書及び貸借対照表については、「複式簿記仕訳」によって、それぞれ作成されます。 正味財産増減計算書については、発生主義が適用されるため、債権債務の発生時点で収入及び支出が認識されます。 一方、収支決算書について、どのタイミングで予算を執行(収入及び支出を認識)させるかどうかは、土地改良区がどのような資金の範囲としているか、により異なります。 資金の範囲を「流動資産及び流動負債」とする場合は、ご指摘の通り、①未収金や未払金の計上時点で予算が執行されますが、②現金及び預金が動いた時に予算を執行することとしている場合は、あくまで入金金の事実があるまで、予算は執行されないこととなります。 この②の方式を選択する場合、3月31日で収支決算書を締めてしまうと、例えば、当年度に補助金の決定通知が出ているのに収入予算が執行されない、当年度に工事が完了しているのに支出予算が執行されない、といった予算管理上の問題が生じるため、この問題に対処するために資金収支整理期間を認めるものです。</p>	元年度6頁
9	長崎県	<p>【資金収支整理期間と規約への位置付け要否】 単式簿記の出納整理期間の設定については、土地改良区規約例第47条にて「出納の閉鎖」という条文があるが、複式簿記における資金収支整理期間については、財務諸表等作成要領の記載によると収支決算書での表記以外の指摘はないが、規約にて設定は不要なのでしょうか？</p>	<p>単式簿記においては、前会計年度中に確定した収入や支出について、未収及び未払となっている現金の出納上の整理をする期間(出納整理期間)を設けて、この期間の未収、未払に係る収入、支出を前年度のものとして財産目録、収支決算書において整理していました。複式簿記においては、これらの未収、未払金は、期末時点における事実をもって貸借対照表、財産目録を整理することとされています。この場合、収支決算書は、予算と決算の比較を行うために、これまでの出納整理期間と同様な扱いを行うことを認めているものです。あくまでも決算書上の便宜的な取扱いですので、規約において位置付けるべきものとはされず、収支決算書の注記として扱われています。</p>	2年度12頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑤資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
10	滋賀県	<p>【資金収支整理期間と収支決算書の関係】 P132収支予算書に計上した収入及び支出で、5月31日までに決裁が完了するものを資金の範囲に含めるため、決算整理にて収入・支出整理簿に計上すると説明されました。この意味が良くわかりませんでした。複式簿記では4/1から翌年の3/31迄なので、それ以降の4月・5月のお金の動きについて、確実な収入・支出について決算書に反映させるのですか。</p>	<p>収支決算書を作成する際には、収支決算書に対する注記において「資金の範囲」を記載する必要があります。資金の範囲とは、収支決算書はどのような資金によって構成されているかを示すものです。</p> <p>P132の1～2行目では、資金収支整理期間を設定した場合を想定しています。資金収支整理期間とは、単式簿記で行っていた出納整理期間と同じことです。P132では「収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを資金の範囲に含める」としています。収支予算書に計上した収入及び支出で、3月31日までに処理が完了せずに未収金や未払金となったものが5月31日までにその処理を完了した場合は、収支決算書に含めることとなります。その際の処理は現金・預金を伴うものとなりますので、収入・支出整理簿が必要となります。整理簿の日付は処理が行われた日付となりますが、その金額は資金の範囲で示されているように、当該年度の収支決算書に含めることとなります。</p> <p>また、収支決算書に対する注記の「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債内訳」において資金の範囲とした未収金や未払金等を記載することにより、貸借対照表と収支決算書のつながりが明らかになります。</p> <p>なお、資金収支整理期間を設定せず、財務諸表の会計期間と同じように収支決算書の会計期間も4月1日～3月31日とすることも可能です。その際の収支決算書の資金の範囲としては、P156に記載されている例のように「現金及び預金のほか、短期金銭債権債務を含む」等の記載の仕方があります。「短期」は期末日の翌日から1年間という意味合いですので、当該年度内で処理できなかった未収金や未払金でも、翌年度内で処理予定のものに関しては当該年度の収支決算書に計上することができます。</p>	2年度32頁
11	愛知県	<p>【資金収支整理期間の設定】 ・収支決算書の資金収支整理期間の考えがわからない。会計細則で出納閉鎖期間を設定していないがよいのか。</p>	<p>発生主義の複式簿記会計では3/31時点の状況を表しますので出納整理期間という概念はありませんが、収支決算書を作成するために、土地改良区が任意で設定できる期間を「資金収支整理期間」として設けています。設定の仕方としては、「収支決算書に対する注記」の「資金の範囲」においてその期間を明示します。</p>	2年度30頁
12	愛知県	<p>【資金収支整理期間の設定】 ・P.156 「資金収支期間を設定している場合にあっては」とありますが、どこで設定するのでしょうか？</p>	<p>「収支決算書に対する注記」の「資金の範囲」においてその期間を明示します。</p>	2年度30頁
13	栃木県	<p>【資金収支整理期間の設定と消費税申告】 複式簿記会計の収支決算書に資金収支整理期間を設けますが、消費税申告は出納整理期間がある単式簿記会計と異なります。他に異なるところはありますか？</p>	<p>これまでも資産の譲渡等の時期の特例を受けていない場合は、消費税の計算上の変更はありません。(発生主義ベースで消費税を計算します)</p>	2年度22頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑤資金収支整理期間				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
14	北海道	<p>【資金収支整理期間中の帳簿管理】繰越処理……年度間の口座の処理方法について、前年度と新年度とで同じ口座(通帳)となりますが、資金収支整理期間中の年度間やりとりについて課題です。金融口座振込を添付しておりますが、この方法が正しいのか、他によい方法はないのでしょうか、</p>	<p>資金収支整理期間を2ヶ月とした場合、4/1～5/31までの間は、前年度に属する収支と新年度に属する収支整理を同時に行うことから、その間に混乱を生じやすいものです。こうした混乱を避けるためには最初から関係帳簿類を年度別に明確に区分し、この期間においては保管場所を違え、これを取扱う時も年度区分を確認しながら記帳するよう心がける必要があります。関係する年度の取引を間違えないのであれば、同じ通帳でも構わないと考えます。</p>	3年度44頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑥収支予算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	青森県	<p>【収支予算書・決算書における勘定科目の順】 ・予算・決算書について指導のとおり順番に新たに作成するのでしょうか。(款・項・目)</p>	<p>予算書・決算書における勘定科目の順は、土地改良区会計基準別表第1の科目一覧表に掲げられた順が基本となります。 ※土地改良区会計基準別表第2「(記載上の注意)」に「科目の順は、別表第1の科目の順によること」と記載があります。</p>	元年度38頁
2	北海道	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 収支予算・決算書の科目についても、国の指導(新会計基準)により統一された科目(標準科目)を使わなければならないか。</p>	<p>新会計基準においては、財務諸表のほか収支予算・決算科目についても、同基準に示された標準科目によることとされていますので、単式会計で使用してきた科目をそのまま使用することはできませんので適切な勘定科目の設定を検討する必要があります。 なお、財務諸表に表示されない款、項は勘定科目として設定しないことができるほか、新会計基準の別表第1(第1の5関係)に示されていない内容の取引がある場合は、款項を新たに追加することが許容されています。 また、目、節については、土地改良区の管理方針及び実態に応じて追加し、又は設定しないことができます。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p>
3	長野県	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 収支予算・決算書の科目は今までのものは変更しなければいけないのか</p>	<p>土地改良区会計基準第1の5に基づき「別表第1によって勘定科目を分類し、かつ別表第2によって財務諸表を作成しなければならない。」とされています。 また、会計基準の附則には、平成34年3月31日までの間は、旧会計基準の適用を妨げないとしています。 従って、この間に収支予算書・決算書の勘定科目は変更しなければなりません。</p>	元年度42頁
4	新潟県	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 ① 各事業の目に例示されている業務委託費と項に設定されている委託業務費支出の違いは何ですか。 (款)土地改良事業費支出(項)維持管理費支出(目)業務委託費 (款)土地改良事業費支出(項)委託業務費支出 ② (款)土地改良事業費支出の各事業に給料手当があるが、各事業に分けて計上しなければならないのですか。(維持管理費支出と一般管理費支出の区分けが難しい場合は全て一般管理費支出として良いですか。) (款)土地改良事業費支出(項)維持管理費支出(目)給料手当 (款)土地改良事業費支出(項)適正化事業費支出(目)給料手当 (款)土地改良事業費支出(項)その他事業費支出(目)給料手当 (款)土地改良事業費支出(項)委託業務費支出(目)給料手当 (款)土地改良事業費支出(項)受託業務費支出(目)給料手当 (款)一般管理費支出(項)運営事務費支出(目)給料手当</p>	<p>① 「業務委託費」は維持管理事業の遂行の上で必要となった外部の業者に対する委託業務に係る費用です。一方、「委託業務費支出」は、土地改良区が取組む維持管理事業以外の土地改良事業について他への委託業務に係る費用となります。② 土地改良区職員の「給料手当」は、維持管理事業の業務に携わる職員であれば「土地改良事業費支出」の「給料手当」に額計上し、土地改良区組織の運営一般に携わる職員にあつては「一般管理費支出」の「給料手当」に額計上するものとなります。適正化事業、その他事業、委託業務、受託業務毎に人件費を分けて計上しなければならない特別な事情がない限りこのレベルでの「給料手当」の各計上は不用です。</p>	元年度45頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑥収支予算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	福井県	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 ・収支予算書、決算書の款と項は、別表1に示されたもののみで、改良区独自のものは使えないのか。</p>	<p>財務諸表、収支予算書、収支決算書の勘定科目(款項)は、土地改良区会計基準別表1に示された勘定科目を用いることが必要となります。なお、許容される範囲で「目」「節」の設定ができます。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。</p> <p>元年度46頁</p>
6	富山県	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 ・収支予算書、決算書の科目例の支出の部『款 土地改良事業費支出—項 維持管理費支出』『款 一般管理費支出—項 運営事務費支出』の両方にある「目」の科目については、「土地改良事業かどうか」で区別して使い分ける考え方でよいでしょうか。</p>	<p>収支予算書、決算書の勘定科目設定は、説明欄に記載された考え方によっています。</p>	<p>元年度110頁</p>
7	富山県	<p>【収支予算書・決算書の科目について】 令和元年度土地改良法改正に係る研修会(令和元年7月24日開催)の資料の中で単式『収入予算書・収支決算書』款項目がありますが、土地改良事業、県単独農業農村整備事業、市補助土地改良事業等は、どの款項目に該当するのでしょうか。</p>	<p>質問でいわれる土地改良事業は自らの実施事業であり、県単独農業農村整備事業、市補助土地改良事業は、関係機関から土地改良区が支援を受けている事業名で、補助金を受けているものとして回答します。収支予算書、収支決算書の「支出」、款に当たる勘定科目として「土地改良事業費支出」がありますので、質問でいわれる土地改良事業に関する支出はここに位置付けることとなります。県単独農業農村整備事業、市補助土地改良事業に係る補助金は、収支予算書、収支決算書の「収入」、款に当たる勘定科目として「補助金等収入」がありますので、ここに位置付けることとなります。</p>	<p>元年度135頁</p>
8	鳥取県	<p>【収支予算書総括表について】 現状の一般会計と特別会計を含めて、変換後に一つの予算書として纏めて合算するのか、現状のまま会計別の予算書にするのか。</p>	<p>会計別に予算書は必要です。また、会計が複数ある場合は、これらの会計別の予算書に加え、会計別の予算書を横並びにした収支予算書総括表を作成する必要があります。</p>	<p>元年度50頁</p>
9	福井県	<p>【収支予算書と貸借対照表】 ・通常総会提出の予算、補正予算は、従来どおりの扱いでよいのか。貸借対照表との関係は。</p>	<p>予算については従来どおりの運用です。予算と貸借対照表は直接的には関係はありません。なお、収支予算書、補正予算書、収支決算書などは、土地改良区会計基準に従い適切な勘定科目により作成したものとする必要があります。</p>	<p>元年度46頁</p>
10	福島県	<p>【収支予算書に対する注記、借入限度額】 P79 収支予算書への注記における、借入限度額及び債務負担額の決定はどこでしますか。</p>	<p>改良区における借入限度額及び債務負担額を決定する機関は、土地改良法第30条に基づき、総(代)会になります。</p>	<p>元年度4頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑥収支予算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
11	福井県	<p>【収支予算書に対する注記、借入限度額と債務負担額】 ・収支予算書の借入限度額と債務負担額とは。(・年度内に返済する一時借入金の限度額とその利息負担額のことか。・事業負担金支払のための長期借入金および、その年度の償還金のことを指すのか。・一時借入を含めて借入の予定が無くても定めておくのか。)</p>	<p>・借入金限度額について 当該年度において許容される短期借入金(一時借入金)の最高限度額のことをいいます。短期借入金を収支計算外出納として扱う場合、予算書・決算書上に表示されないため、予算書の注記で明らかにします。なお、短期借入金の利息については、予算執行の対象となるため、こちらの注記には含めません。また、一時借入金の予定がない場合はゼロで構いませんが、その場合は一時借入金が認められないこととなります。</p> <p>・債務負担について 債務負担額は、翌年度以降の各年度における債務負担額及びその累計額のことをいい、例えばリース契約に基づき支払う来年度以降のリース料等がこれに該当します。</p>	元年度47頁 4年度追記
12	愛知県	<p>【収支予算書の勘定科目について】 ・科目一覧表の款項は予算書も同じものを使わなければならないのか？</p>	<p>・会計基準第1の5財務諸表の科目のとおりです。会計細則例第9条備考の1により款と項は省略できます。目及び節は追加又は省略することができます。</p>	(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」14頁には、「別表第1に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の追加も許容」と記されています。
13	福島県	<p>【収支予算書の前年度予算額欄】 P80 収支予算書の内容について、予算額の欄は最終予算額を記載しますが、予算書の場合は前年度の当初予算額でよいですか。</p>	<p>予算書に記載される前年度予算額は、土地改良区で補正や流用、充用された後の予算額を記載することになります。</p>	元年度4頁
14	青森県	<p>【収支予算書附記欄の記載事項】 ・予算書について [収入]経常賦課金の附記欄に調定額を記載しなければならぬのでしょうか。</p>	<p>予算書の附記欄の記載事項に何を記載するかは特に指示されていません。したがって、組合員や総代への説明の必要に応じて、土地改良区の判断により記載することになります。</p> <p>なお、賦課調定額は、一般的には予算額の欄にその総額が記載されることになるものと考えます。</p>	元年度38頁
15	栃木県	<p>【収支予算書勘定科目「附帯事業収入」について】 他土地改良区からの事務受託料は、(款)業務受託料収入(項)調査業務受託料収入に計上するとのことですが、多面活動組織からの受託料と同様に附帯事業収入とすべきではないのでしょうか。</p>	<p>収支予算書勘定科目「附帯事業収入」は、定款例第4条第2項に位置付けられた事業を対象としています。「業務受託料収入」はそのレベル以外としていますので、他土地改良区からの事務受託は記された通りです。</p>	2年度23頁
16				削除
17	栃木県	<p>【収支予算書に記載すべき前年度予算額】 収支予算書に記載すべき前年度予算額は、補正や流用、充用された後の予算額を記載するとのことですが、それらは総代会で承認を受けた後の予算額と捉えてよいのでしょうか。予算は当初対当初でなければ比較にならないと思われませんか。</p>	<p>補正した場合は、補正後の予算額を記載します。</p>	2年度23頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑥収支予算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	新潟県	<p>【収支予算書の注記事項、債務負担額について】 債務負担額 ア 債務負担額とは、複数年契約で、あらかじめ負担金額が確定しているものという理解でよいか。(主にリース料) イ 複数年の業務委託で1年毎に見積もりを取って額を確定させる契約は、除外してよいか。 ウ 事務所除雪契約など複数年の業務委託で、実績により支払いしている場合は、除外してよいか。 エ 表記の金額は、当年度+翌年度以降の合計か。 オ 複数の契約がある場合、合計表記でよいか。 カ 債務負担額の契約毎、年度毎の内訳表記は必要か。 キ 表記方法は、簡素化して次のとおりでもよいか。 債務負担額〇〇〇円(当年度から□□年度までのリース契約等の債務を負担する。)</p>	<p>この債務負担額(欄外の記載)については、複式簿記導入により追加されたものではなく、以前同様変更されていません。ア〜ウについて その通りです。エは翌年度以降の合計となります。オ、カについて 各契約に基づき表記することになります。キについて表記方法については、財務諸表等作成要領301頁に、次の記載例が示されています。「事務機器のリース契約により、〇〇年度まで100,000円の債務を負担する。(債務負担合計額300,000円)</p>	2年度43頁
19	新潟県	<p>【収支予算書の注記事項について】 今後、予算書に(1)借入金限度額と(2)債務負担額を注記することになるが、 (1)借入金限度額 ・年度内に返済する短期借入金限度額だけでよいか。長期借入金の限度額は必要か。 ・予算書附帯議案に一時借入金の議案(限度額等記載)は不要か。 ※短期も長期も附帯議案で借入(限度額)議決をとっているが、それでも注記に記載は必要か。</p>	<p>この収支予算書(欄外の記載)については、複式簿記導入により追加されたものではなく、以前同様変更されていません。 収支予算書の注記事項として、借入金限度額を注記として記す必要がありますが、短期借入の最高限度額を記します。また、これに対応した予算書附帯議案で議決を得ることになります。これらの案件は、仮に予算案の内容、附記欄の説明等により、その内容が判明する場合であっても、重要事項であるために、あくまでも予算案とは別個に総(代)会に付議させるというのが、法令、定款及び規約の趣旨ですから、予算案の議決を持って代えるということではできません。(土地改良区運営の手引P.149参照)</p>	2年度43頁
20	宮崎県	<p>【収支予算書における次年度繰越金の計上】説明の中で、収支予算書に予備費等への本来の適切な予算配分をするために「次年度繰越金」を計上するよう説明がありましたが、次年度当初の運営資産ということでしょうか。(例えば、R4年度の予算書に計上したものはR5年度の年度当初(4月~6月くらい)の運営資金になる)となると、収支差額0円の決算になるということでしょうか。またこの場合、発電会計も同様に予算書を作成することになるのでしょうか。 これは余剰金として見られないのでしょうか。</p>	<p>次年度繰越金を支出に計上すると、収支差額0円の決算書となります。この次年度繰越金は翌年度当初の運営資金となりますが、次年度繰越金を収支予算書決算書に計上する目的は、各勘定科目に適正な予算配分をして単年度の収支状況をより明確にするためです。 発電会計においても一般会計と同様に収支予算書決算書を作成しますが、次年度繰越金自体が国庫納付算定対象額になるわけではなく、売電収入から買電費用、発電施設の運営経費等を差し引いた額が国庫納付算定対象額となります。</p>	3年度32頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑥収支予算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
21	北海道	<p>【収支予算書の前年度繰越金について】土地改良区は非営利団体(公益法人)であり各税金が非課税となり優遇されておりますが、次年度繰越金が企業で言うところの利益とみられた場合、今後、法改正などされ法人税などの税金が掛かるのではないかと心配です。</p> <p>また、組合員からすると、「次年度繰越金(利益)を予算で見ると賦課金を下げられないのか」という話が出るのではないかと考えています。</p>	<p>次年度繰越金を剰余金と考え課税されないかとのご懸念と思われませんが、現行法(法人税法・所得税法等)では課税されないことになっています。</p> <p>将来の法改正の可能性については、仮定のお話ですので、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、次年度繰越金については、次年度の賦課金徴収までの運営費等、土地改良区が事業活動を継続するための運転資金を意味します。</p>	3年度46頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	岩手県	<p>【収支決算書と減価償却費科目】 P179～P182の決算書に減価償却費の項目が無いが決算書に表記されていないものなのか？</p>	<p>減価償却費という勘定科目は正味財産増減計算書において登場する勘定科目です。現金が土地改良区の外に向けて支出されるというものではないため収支予算書、収支決算書には現れません。</p>	元年度126頁
2	山口県	<p>【収支決算書と正味財産増減計算書の違い】 収支決算書と正味財産増減計算書の違い。</p>	<p>収支決算書は、現金預金出納帳、収入整理簿・支出整理簿の各口座を締め切り作成されるものです。現金主義により現金の収支のみ整理された表です。 正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を表示しています。複式簿記は、資産と負債の増減を集計した貸借対照表と収入(収益)と支出(費用)を集計した正味財産増減計算書となります。ここでいう収入と支出は発生主義により作成されています。この収入と支出は同じ文字ですが、全く違うということを認識してください。 借入元金の償還は収支決算書では支出で扱われますが、この取引は借入元金(負債)と現金(資産)の減少なので正味財産増減計算書ではなく貸借対照表上の負債と資産の減少となります。</p>	元年度123頁
3	奈良県	<p>【収支決算書と貸借対照表の差異】 収支決算書と貸借対照表の差異を注記で補足することのだが、光熱費等の未払金について、想定できる(金額の分からない)ものについては予想額を計上するのか？</p>	<p>3月分の光熱費等は4月にわかりますから、わかった時点で、当該金額を3月31日付けの未払金として計上することになります。</p>	元年度50頁
4	高知県	<p>【収支決算書と貸借対照表の整合】 決算書と貸借対照表は違ってくる？</p>	<p>貸借対照表は3月31日で線引きされ、4月1日以降の現金は翌年度会計として処理するが、決算書は今まで同様に4月1日以降に決済される当期取引に係る現金も、当該年度会計として処理することとなる。 決算書は、1会計期間の現金の収支を整理した表であり、現金預金出納帳、収入・支出整理簿、の各口座を締め切り、勘定科目を整理した表が決算書です。資金収支整理期間の債権・債務はこれまでどおり決算書に含まれます。 これに対し貸借対照表は3月31日現在の資産・負債・正味財産の実際有り高を整理した表になります。貸借対照表はどちらかというと従来から作成されている財産目録と同じ意味合いの表です。</p>	元年度54頁
5	千葉県	<p>【収支決算書と補正・充用額欄】 基礎編p80収支決算書には補正・充用額欄が入っていないが、増減で示すのでしょうか。</p>	<p>期中において予算補正、充用があった場合は、予算額に反映され、それと決算額の増減額が比較欄に記されることとなります。資料編p50のとおり。</p>	<p>収支予算書p47、補正収支予算書p49、収支決算書p50 元年度41頁</p>
6	岩手県	<p>【収支決算書に記す予算額】 収支決算書に記す予算額は、「最終予算額」としているが、当初や補正予算は不要でしょうか</p>	<p>収支決算書は補正後の最終予算額を掲げるものとなります。</p>	元年度38頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	岩手県	<p>【収支決算書に対する注記、著しい差異】 収支決算書に対する注記で、4.予算額と決算額の差異が著しい科目の「著しい」とはどの程度か</p>	<p>現在、農水省で検討中の財務諸表等作成要領においてその目安が明らかにされる予定ですが、収支予算総額の10%とすることを検討中であると聞いています。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」310頁には、著しいレベルとして、収支予算総額の10%を超える増減が発生した場合、としています。</p> <p>元年度38頁</p>
8	愛知県	<p>【収支決算書に対する注記、金額記載】 収支決算書の注記は予算対比か前年対比か、どちらで記載するのか。</p>	<p>収支決算書の注記は、予算対比でも前年対比でもありません。資金の範囲に含まれた資産及び負債の前期末残高と当期末残高を記入します。なお次期繰越収支差額の金額は、貸借対照表の勘定科目のうち、資金の範囲に含まれる資産及び負債の金額の合計金額と整合します。(基礎編P.55、84、85参照)</p>	<p>元年度47頁</p>
9	滋賀県	<p>【収支決算書に対する注記、資金の範囲】 3月31日時点で作成する収支決算書について、未収・未払がある状況での作成となると思うが、どのような形で作成したらよいか具体例を示して頂きたい。 また、貸借対照表などを含めた監事会議案例についての例を示して頂きたい。</p>	<p>収支決算書の注記に、「決算書で扱う「資金の範囲」として「資金の範囲は現金及び預金の他、会計期間の翌期5月31日までの短期の債権債務を含む。」と記載することにより、この資金収支整理期間内に収入・支出した当該年度の資金を従来の出納整理期間のものと同様に扱って収支決算書を作成していただいて結構です。その資金の範囲に明示した未収金や未払金等は、貸借対照表の未収金や未払金等に反映されます。収支決算書の注記に書かれた資金の範囲が、収支決算書と財務諸表とを繋ぐ役目を果たすものとなります。 なお、「資金収支整理期間」「資金の範囲」については各土地改良区の任意で設定できますので、研修テキスト(基礎編)P6・7を参考にして下さい。</p> <p>また、監事会の議案書の例ということですが、監事は土地改良区の業務運営全般を監査する役目を持っているため、監事会の審議(あるいは監査)を受けるべき書類は土地改良区(監事の意向)で様々ですので、その例をお示していませんが、少なくとも会計基準や会計細則で定められた様式に従った財務書類等関係書類は提出することが必要になろうと考えます。</p>	<p>元年度10頁</p>
10	岡山県	<p>【収支決算書に対する注記、資金の範囲】 ※収支決算処理 4月1日以降5/31までの 収支は前年度分で処理しているがだめか。</p>	<p>複式簿記会計の場合、収支決算書作成に当たり注記の作成が必要となりますが、この注記において、収支決算書で扱う資金の範囲として現金預金の他、5月31日までの短期の債権債務を含む旨記載すれば問題ありません。なお、この期間は、土地改良区において任意に設定できます。</p>	<p>元年度14頁</p>
11	岡山県	<p>【収支決算書に対する注記、資金の範囲】 収支決算書の注記について資金の範囲を定めるとあるが、現金預金(一般会計)以外の特別会計についても範囲に含めて差し支えないか。</p>	<p>特別会計を有する場合、一般会計と併せ収支決算書総括表を作成し、それに対し注記を作成することとなります。「資金の範囲」も注記の対象です。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」308頁には、収支決算書に対する注記の一つ、資金の範囲について記載例を示しています。</p> <p>元年度52頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	福島県	<p>【収支決算書に対する注記、賦課金の扱い】 P6 収支決算書に対する注記において、会計期間の翌期5月31日までの短期の債権債務を含むとありますが、当該年度の賦課金の取り扱いについてはどのようになりますか。</p>	<p>①基礎編P84 収支決算書に対する注記において、「1. 資金の範囲」に「資金の範囲は現金及び預金の他、会計年度の翌期5月31日までの短期債権債務を含む。」と記載することが考えられます。</p> <p>②上記①の記載により、3月31日現在未収であった賦課金であるが、翌期の5月31日までに収入した賦課金については当該年度の収入に含めるという整理になります。</p>	元年度3頁
13	福井県	<p>【収支決算書に対する注記、未収金】 ・基礎編P85 3月末のB/Sと収支決算書の数字は未収がなくなつて食違つてもよいということでしょうか。</p>	収支決算書は、3月末の未収金を「収入」として計上し整理していることを「収支決算書に対する注記」で説明しています。5月31日までの資金収支整理期間内における「未収賦課金」の収入、「短期未収金」の収入が例示されています。	元年度46頁
14	富山県	<p>【収支決算書に対する注記について】 1.資金の範囲～ 6.その他収支の状況は必ず記載をしなければならないのでしょうか。 収支決算書の附記欄の記載でもよいのでしょうか。</p>	収支決算書の注記は所定様式に従い必ず作成が必要となります。	元年度97頁
15	長野県	<p>【収支決算書の作成時点について】 貸借対照表は3月末、収支決算書は5月末でいいのか、未払い・未収を3月末に計上しても、実際の未払い未収が計上どおりにならない場合は。</p>	平成30年度決算の例で例えると、収支決算書の年度表記は、平成31年3月31日現在となりますが、資金収支整理期間となる5月31日までに平成30年度に該当する収入、支出があった場合は、収支決算書に「平成31年3月31日までの収支+平成31年4月1日～5月31日までの収支」を決算額として計上することになります。	元年度116頁
16	岩手県	<p>【収支決算書の作成時点について】 決算書の作成日はいつか(3/31? 5/31?)</p>	貸借対照表、財産目録は3月31日時点のもの、正味財産増減計算書は4月1日～3月31日までのもの、収支決算書については、資金収支整理期間を設ける場合は、4月1日～3月31日時点の収支に土地改良区が任意に期間を定めた資金収支整理期間内の収支のうち、当該年度に所属させるべき収支を含めたものになります。収支決算書の作成時点は3月31日です。	元年度126頁
17	長野県	<p>【収支決算書の作成時点について】 収支決算書の日付は出納閉鎖5/31の内容を含み書くが、日付は3/31とする?あるいは5/31とする? (3/31付にすると通帳3/31と決算額がズレているので、いいのかギモン)</p>	貸借対照表、財産目録は3月31日時点のもの、正味財産増減計算書は4月1日～3月31日までのもの、収支決算書については、資金収支整理期間を設ける場合は、4月1日～3月31日時点の収支に土地改良区が任意に期間を定めた資金収支整理期間内の収支のうち、当該年度に所属させるべき収支を含めたものになります。収支決算書の作成時点は3月31日です。	元年度131頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	富山県	<p>【収支決算書の作成手法について】 大半の工事の完成日は3月が多い。そのため補助金は翌年度4月以降に収入として入ってきます。 当年度の取扱としては未収(補助)金として処理すればよいでしょうか。 施工業者への支払は補助金が入ってきてから行うため、当年度は未払金として処理すればよいでしょうか。 工事そのものは完成しており、施工業者からの引き渡しも受けているため、現金のやり取りは終わっていないものの、所有土地改良施設として当年度に計上してよいでしょうか。 役所はR1年度予算として処理、土改はR2年度に処理。これでよいでしょうか。</p>	<p>財務諸表と呼ぶ貸借対照表、正味財産増減計算書の決算整理と収支決算書の作成を分けて記します。 財務諸表作成は発生主義で整理していきますので、3月中に入金のない補助金は未収金とします。施工業者への支払いは3月内に実施していないため未払金として整理することとなります。 一方、収支決算書ですが、土地改良区が収支決算書の注記において「資金の範囲」をどう定めるかで結果が違ってきます。「資金の範囲」を「現金及び預金」に限った場合は、収支決算書には上記の未収金、未払金の反映のない収支決算書となります。しかし、「資金の範囲」について、「現金及び預金の他、会計年度翌期5月31日までの短期の債権債務を含む。」と定義した場合は、上記の未収金は収入額に、未払金は支出額に反映した収支決算書が作成されることとなります。「資金の範囲」の定義は土地改良区の任意の判断となります。 土地改良施設の貸借対照表計上についてですが、記されている状況においては、R1年度の計上となると考えます。</p>	元年度96頁
19	新潟県	<p>【収支決算書の支出科目、繰越金について】 講義で説明はありませんでしたが、テキスト資料編に予算決算の款項目が記載されていますが、支出の中に繰越金があります。収入から支出を引いた額が繰越金となるのではなく、収入と支出は同額とし、繰越金は支出としてみるのですか。 複式簿記を導入すると、期首残高に繰越金が入ってきます。しかし今までのように繰越金を収入としてみるとダブリますがどのように処理をするのでしょうか。収入としてみないと決算に反映されませんか。</p>	<p>土地改良区会計基準別紙1中の収支予算、決算書の支出科目として「繰越金」が示されています。表示構造として、収入額、支出額を同額とする姿となっています。記されているように、表の欄外に繰越金額を書く仕組みにはなっていません。当年度の収支決算書の「支出」欄に記載された次年度繰越金額は、次年度の収支予算書「収入」欄に「前年度繰越金」として記されています。</p>	元年度132頁
20	静岡県	<p>【収支決算書の年度表記】 財務諸表中、「収支決算書は年度表記のみで資金収支整理期間後の5/31で作成し、注記補足を記入」と考えれば良いのですか？ 収支決算書も3/31で作成したもので良いのですか？</p>	<p>平成30年度決算の例で例えると、収支決算書の年度表記は、平成31年3月31日現在となりますが、資金収支整理期間となる5月31日までに平成30年度に該当する収入、支出があった場合は、収支決算書に「平成31年3月31日までの収支+平成31年4月1日～5月31日までの収支」を決算額として計上することになります。</p>	元年度45頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
21	宮崎県	<p>【収支決算書に対する注記、「資金の範囲」について】 収支決算書、注記の「資金の範囲」について、もう一度説明または資料をいただきたい。</p>	<p>収支決算書を作成する際には、収支決算書に対する注記において「資金の範囲」を記載する必要があります。資金の範囲とは、収支決算書はどのような資金によって構成されているかを示すものです。</p> <p>研修テキストP132の1～2行目では、資金収支整理期間を設定した場合を想定しています。資金収支整理期間とは、単式簿記で行っていた出納整理期間と同じことです。P132では「収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを資金の範囲に含める」としています。収支予算書に計上した収入及び支出で、3月31日までに処理が完了せずに未収金や未払金となったものが5月31日までにその処理を完了した場合は、収支決算書に含めることとなります。その際の処理は現金・預金を伴うものとなりますので、収入・支出整理簿が必要となります。整理簿の日付は処理が行われた日付となりますが、その金額は資金の範囲で示されているように、当該年度の収支決算書に含めることとなります。</p> <p>また、収支決算書に対する注記の「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債内訳」において資金の範囲とした未収金や未払金等を記載することにより、貸借対照表と収支決算書のつながりが明らかになります。</p> <p>なお、資金収支整理期間を設定せず、財務諸表の会計期間と同じように収支決算書の会計期間も4月1日～3月31日とすることも可能です。その際の収支決算書の資金の範囲としては、研修テキストP156に記載されている例のように「現金及び預金のほか、短期金銭債権債務を含む」等の記載の仕方があります。「短期」は期末日の翌日から1年間という意味合いですので、当該年度内で処理できなかった未収金や未払金でも、翌年度内で処理予定のものに関しては当該年度の収支決算書に計上することができます。</p>	2年度37頁
22	長野県	<p>【収支決算書の作成と説明ぶりについて】 収支予算書(複式)は単式(総計予算主義)との整合がなくなるが組合員には論理的に理由を示さなければならぬ。その差額をエクセル等で計算式で示せると思うが、システム的に構築してほしい。(特会が数本ある場合)</p>	<p>複式簿記も単式簿記も同じ予算書です。共に整理簿の金額を転記しているのと同じ決算書になります。ですから、複式移行前に行われる単式との併用中の決算書についても同じものが出来上がります。</p>	2年度41頁
23	栃木県	<p>【収支決算書に対する注記について】 収支決算書に対する注記において資金の範囲を規定することになりますが、原則型に未収賦課金等を含めていない理由は何でしょうか。</p>	<p>財務諸表等作成要領8頁に、資金収支整理期間と決算書に対する注記について解説されています。これによると、5月31日までに収入のあった前事業年度賦課調定した未収の賦課金等を含むものになります。</p>	<p>(補足情報)「財務諸表等作成要領」の解説では、資金の範囲は「現金及び預金」のみとし、資金収支整理期間を設ける前提となっています。これは、収支決算書の作成方法について運用を変えることなく、単式簿記の考え方を踏襲することにより、混乱を避けるためです。 2年度 22頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑦収支決算書				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
24	愛知県	【収支決算書に対する注記の作成について】収支決算書に対する注記についても内容をP197を参考に作成しているものでしょうか(金額以外のまる写し)	令和3年度テキスト197頁には「収支決算書に対する注記」を載せていますが、このうち1の「資金の範囲」の定め方は、各土地改良区において任意で定める性格のものとなりますので、ご検討が必要です。	3年度50頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑧財産目録				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福岡県	<p>【財産目録に未掲載の土地の価額】 現在、財産目録に載せていない土地改良区名義の土地が複数あり、複式簿記導入時に載せたいが、取得価額が不明である。(寄付の可能性も有り)</p>	<p>貸借対照表には、当該事業年度末における全ての資産を記載することになります。 (土地改良区会計基準 第2貸借対照表 1 貸借対照表の内容 参照)</p> <p>その土地が土地改良施設用地等でしたら、1円を備忘価額として計上することができます。 (別紙 会計方式の移行措置 「資料編」P15 参照)</p> <p>その他の山林・宅地等の土地でしたら、原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければいけません。受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とします。 (土地改良区会計基準 第2貸借対照表 5 その他資産の貸借対照表 参照)</p> <p>これについて不明な場合については、テキスト「基礎編」P171に掲載のN土地改良区さんは、複式簿記導入前年度の固定資産税課税評価額、又は、路線価格等によって評価をしていますので参考にして下さい。</p>	元年度82頁
2	栃木県	<p>【財産目録の作成について】 ①ひとつの土地改良区(連合)において、複数の会計(一般・特別(複数))を持っている場合、各会計で貸借対照表以下、財務諸表等を作成すると思うが、財産目録は各会計ごとではなく一括して(総括表ではなく)作成すると聞いた。それで良い(正解)か。 ②財務諸表の作成義務付けの例外として、当方は「未処理用地処理特別会計」を持っているが、これはその例外とみてよろしいか。</p>	<p>①財産目録は、一般会計の他複数の特別会計をもっていたとしても土地改良区全体で1つを作成するものとなります。 ②新たな土地改良区会計基準の適用要否の判定は、会計区分ごとに判断するのではなく、法人単位での判定が必要です。 また、土地改良区連合の場合は、所属土地改良区単位での判定ではなく、連合単位での判定が必要と考えられます。なお、お尋ねの「未処理用地処理特別会計」の設定が財務諸表の義務付けの例外の判断基準とはならず、貴土地改良区連合が管理する施設が会計基準第1の1のただし書きで示された施設に当たるかどうかということになりますが、貴連合は国営造成施設を管理しているため例外とは認められないものと考えられます。</p>	元年度40頁
3	青森県	<p>【財産目録の作成例示】 ・テキスト「基礎編」P87の財産目録例に、未収賦課金等として滞納者名が記載されているが、個人情報の取り扱いに問題とならないのでしょうか。</p>	<p>財産目録は、土地改良区が行う財務状況の公表資料の一つとなっており、その公表内容は個人情報の保護の観点からも注意すべきものです。基礎編に財産目録の作成例示としましたが、指摘のとおり適切を欠くと思われるので「〇〇氏他」は例示から削除します。</p>	元年度38頁
4	山形県	<p>【財産目録の作成例示】 基礎P87、財産目録に普通預金の口座番号や未収賦課金の個人名表示となっていますが、全ての記載が必要でしょうか。普1065〇〇〇や佐藤△△△などでも良いのでしょうか。</p>	<p>財産目録は貸借対照表の詳細版とされており、記載すべき詳細な基準は示されていません。テキストでは表示例として、預金の口座番号や未納者の名を記していますが、適切を欠くと思われることから、これらは例示から削除することとします。</p>	元年度39頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑧財産目録				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	千葉県	<p>【財産目録の作成例示】 基礎編p87財産目録の中の未収賦課金等に氏名を公表するのでしょうか。</p>	<p>財産目録は、土地改良区が行う財務状況の公表資料の一つとなっており、その公表内容は個人情報の保護の観点からも注意すべきものです。基礎編に財産目録の作成例示としましたが、指摘のとおり適切を欠くと思われるので「〇〇氏他」は例示から削除します。</p>	元年度41頁
6	福井県	<p>【財産目録の作成例示】 基礎編P87の財産目録の資産に「未収賦課金等〇〇氏他」とあるが、個人名を出すものなのか。</p>	<p>財産目録は、土地改良区が行う財務状況の公表資料の一つとなっており、その公表内容は個人情報の保護の観点からも注意すべきものです。基礎編に財産目録の作成例示としましたが、指摘のとおり適切を欠くと思われるので「〇〇氏他」は例示から削除します。</p>	元年度47頁
7	徳島県	<p>【財産目録の必要性について】 貸借対照表と財産目録は両方必要なんではないでしょうか。</p>	<p>法第29条の2により貸借対照表及び財産目録は決算関係書類として作成しなければなりません。財産目録は、土地改良区の全ての資産・負債について、その名称、数量、価額等を詳細に記載することとされているので、貸借対照表とはその内容を異にしています。</p>	元年度140頁
8	滋賀県	<p>【財産目録における未収賦課金の記載について】 財産目録で、未収賦課金について、過去5年分だけを載せるのですか。それ以前の処理はどうするのですか。たとえば、5年以上前の未収賦課金が納入された場合、長期未収金で処理していいのですか。</p>	<p>未収賦課金が当期に納付されない場合は、翌期に、長期未収賦課金等として貸借対諸表に計上されます。賦課金等の時効は5年ですので、5年の間に納付されない場合は、不納欠損として処理することになります。不納欠損として処理した長期未収賦課金等は、貸借対照表には計上することができません。不納欠損の処理後翌期に当該長期未収賦課金等が納付された場合は、寄付金扱いとなり雑収入の科目で処理することになります。</p>	2年度34頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨財務諸表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	山口県	<p>【財務諸表及び注記等の様式について】 1.複式簿記の様式は、ソリマチや他の様式で既存のものを使用するのか。ソリマチにも利用するものがありますか。 2.勘定科目は統一して使用するのか。各々別個にするのか。</p>	<p>1.財務諸表及び注記、収支予算書及び収支決算書の様式は、土地改良区会計基準第1の5に規定されているとおりです。その他の様式については、会計細則例第9条に規定されているとおりです。 なお、個々のソフトについては、SEと相談してください。</p> <p>2.使用する勘定科目は、土地改良区会計基準第1の5の別表第1のとおり規定されています。</p>	元年度104頁
2	島根県	<p>【財務諸表各様式における計上額の関連性について】 貸借対照表資産の部現金及び預金と収支決算書の次年度繰越金が一致するとされていること並びに貸借対照表の正味財産の部と正味財産増減計算書の正味財産期末残高が一致するとされているが、今少し詳しく、できれば事例をあげて教示いただきたい。</p>	<p>基礎編P.85参照。資金収支整理期間を設けた場合、貸借対照表の現金及び預金の額と、収支決算書の次年度繰越金の額が不一致となりますが、この原因を収支決算書に対する注記「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳」で明らかにしています。土地改良区は事業遂行のため、かかった経費を賦課金及び補助金等で賄う運営形態を取っており、収支決算書を作成するに当たっては総会で承認された収支予算書のとおり支出がなされ、その支出が賦課金及び補助金等で賄われていることを示すことが重要であり、支出である経費等と収入である賦課金及び補助金等の対応関係をわかりやすく明示する必要があります。このため、収支決算書の作成に当たっては、収支決算書に対する注記に、「資金の範囲」として、土地改良区において任意の一定期間を定めた上で、その期間内の未収金、未払金を収支決算書に含めるという処理を行っています。貸借対照表では、翌期に未収金・未払金が処理されます。この点が財務諸表と大きく違う点です。</p>	元年度51頁
3	群馬県	<p>【財務諸表等作成マニュアル】 土地改良区の複式簿記に特化した作成マニュアルが欲しい。</p>	<p>現在、土地改良区の財務諸表等を作成する上での具体的な実務マニュアルである、「財務諸表等作成要領」を農林水産省において整備中で、令和元年度中に公表予定です。</p>	元年度130頁
4	群馬県	<p>【財務諸表等の作成指導について】 また、財務諸表・決算整理についても今後、ご指導頂けますようお願い致します。</p>	<p>現在、土地改良区の財務諸表等を作成する上での具体的な実務マニュアルである、「財務諸表等作成要領」を農林水産省において整備中で、令和元年度中に公表予定であり、参考に願います。</p>	元年度130頁
5	滋賀県	<p>【財務諸表と収支決算書について】 財務諸表等に含まれる収支決算書は、複式簿記移行後においても必要とのことですが、必要性を感じないのですが。</p>	<p>土地改良区は、組合員の賦課金によって運営されている法人であり、収支予算書において賦課金の額、その使用内容について、組合員(総会)にあらかじめ説明して了解を得る必要があります(了解後に賦課金の支払請求が行われます。)。収支決算書は、その予算(賦課金や補助金)が実際にどのようなに使用されたかを示し、賦課金水準の妥当性も含め組合員に予算の是非を判断してもらう重要な書簿です。このため、土地改良法第30条において総会承認が必要とされるほか、第29条の2において県知事への報告、公表が義務付けられているところです。</p>	元年度101頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨財務諸表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	富山県	<p>【財務諸表と収支決算書について】 これまで通り、予算書・決算書についても作成する事となるが、複式簿記の財務諸表とのポイントとなる注意点等についてあれば教えてほしい。(例えば、単式の繰越金は、複式の○と□になる等)</p>	<p>収支決算書は「注記」の作成が必要となります。土地改良区として、現在の出納整理期間並の取り扱いを継続する場合、収支決算書の注記に「資金の範囲」として、5月31日までの前期内の未収賦課金等を含むとすれば、その5月31日までの入金分について前期の収支決算書の収入に計上することができます。この場合、発生主義により、3月31日をもって未収未払いを計上する貸借対照表の内容と収支決算書とは違いが生ずることになります。</p>	元年度132頁
7	新潟県	<p>【財務諸表に対する注記、受取補助金等】 財務諸表に対する注記8において、受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、財務諸表のどの数字と符合するののか。</p>	<p>前期末残高及び当期末残高は、受け入れた補助金等のうち、まだ使い切っていない分を表しますので、貸借対照表の指定正味財産の部の受取補助金等の額と一致します。 当期増加額は当期の収入額を表しますので収支決算書の補助金等収入と一致します。 当期減少額は当期に消化した補助金等の額を表しますので、正味財産増減計算書の受取補助金等の額と一致します。</p>	元年度95頁
8	北海道	<p>【財務諸表に対する注記、受取補助金等の表記方法】 財務諸表に対する注記についての「8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の書き方、表記方法についてご教示願いたい。</p>	<p>土地改良区営事業では、国や道等から補助金等を受け入れた場合、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、その資産の費消等が行われるのに応じて指定正味財産から一般正味財産に振り替えることとなりますので、注記の8についてもそれに応じて毎年度減額していくこととなります。この記載方法については、国からR1年度末までに発出される財務諸表等の作成要領の中で示される予定であり、参考にしてください。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」318頁には、財務諸表に対する注記8として受取補助金、受取助成金の当期増加額、当期減価額等について具体的に記載例が示されています。</p> <p>元年度36頁</p>
9	岩手県	<p>【財務諸表に対する注記、受取補助金等の表記方法】 財務諸表に対する注記の受取補助金の表はどのように記載するものか。 (単年度のもの前期、当期残高はゼロで当期増加、減少同額で良いか)</p>	<p>国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」318頁に、財務諸表に対する注記における受取補助金の記載例が示されています。単年度の補助金は当期増加額、当期減少額欄に同額が記載されます。</p>	元年度88頁
10	愛知県	<p>【財務諸表に対する注記、会計方針変更】 会計方針変更の注記は現計画対比か前年対比か、どちらで記載するののか。</p>	<p>会計方針変更の注記は、前年対比になります。金額ではなく変更のあった旨、その理由及び当該変更による影響額を明示します。土地改良区会計基準別紙会計方式の移行措置により処理されます。これから複式簿記に移行される地区は重要な会計方針を開示するだけです。(基礎編P.171参照)</p>	元年度47頁
11	長野県	<p>【財務諸表に対する注記、記載例について】 財務諸表に対する注記の具体的な書き方を例示していただきたい</p>	<p>基礎編のP.171を参考にしてください。</p>	元年度93頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨財務諸表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	岩手県	<p>【財務諸表に対する注記、所有土地改良施設】 P173の(2)の財務諸表に対する注記「所有土地改良施設」をもっと細かく解説してほしい。</p>	<p>基礎編173頁(2)は 所有土地改良施設の取得価格等を表示する表となります。取得価格、減価償却累計額、当期末残高、当期減価償却費について、国、県の補助金も含めた総額で記し、さらにその内訳として土地改良区、国、県それぞれの負担金額を記すものとなります。</p>	元年度126頁
13	福井県	<p>【財務諸表に対する注記、特別会計について】 ・特別会計がある場合は、それぞれの会計で貸借対照表が必要か。</p>	<p>それぞれの会計において貸借対照表の作成が必要です。</p>	元年度99頁
14	長野県	<p>【財務諸表に対する注記、満期保有目的債権】 有価証券における満期保有とそれ以外に区分しての「注記」は必要ないですか。</p>	<p>財務諸表に対する注記では、満期保有目的の債券のみ内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載することとなっています。</p>	元年度44頁
15	岩手県	<p>【財務諸表に対する注記、リース取引】 財務諸表に対する注記について 新基準には「リース取引の処理方法」を記すようになっているが当区ではコピー機をリースで使用している。 この分を記載すべきか。又その場合の記載内容ですが、リースの月数・毎月の振替を記してよいか。</p>	<p>リース取引の処理方法の注記例は次の通りです。 ①ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く) …通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。 (2)(1)以外のファイナンス・リース取引 …通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。 ②オペレーティング・リース取引 …通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。</p>	元年度126頁
16	愛知県	<p>【財務諸表の金額単位について】 公表用の財務諸表も円単位とするのか。</p>	<p>土地改良区会計基準第1の6のとおり財務諸表の作成は「円単位」です。</p>	元年度47頁
17	愛知県	<p>【財務諸表の金額単位について】 表記は千円ではなくて円で、とありますが、1桁目までしっかりとした数値を入れなければならないのでしょうか。</p>	<p>土地改良区会計基準第1の6の規定のとおり金額の単位は円単位となっています。</p>	元年度47頁
18	愛媛県	<p>【財務諸表の公開範囲について】 貸借対照表の閲覧を求められた時にその他の財務諸表の公開は必要ですか。</p>	<p>会計細則例第69条(財務状況の公表)のとおりです。</p>	
19	大阪府	<p>【財務諸表の定義について】 ・財務諸表はどこまでを作成すればよいか。</p>	<p>単に「財務諸表」とされた場合には、貸借対照表・正味財産増減計算書を指しますが、土地改良区では、これに加えて財産目録・収支予算書・収支決算書の作成が必要になります。</p>	元年度27頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨財務諸表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
20	長野県	<p>【財務諸表への直接法による計上】 減価償却は、直接法、長期未収賦課金等は、間接法。統一は不可能でしょうか、複雑です。</p>	<p>・減価償却は、直接法で統一されています。 ・未収賦課金等の計上については、調定時に賦課額の金額(例えば1,000円)を計上し(未収賦課金等1,000/経常賦課金1,000)入金(例えば100円)の都度減額(現金及び預金100/未収賦課金等100)していくこととなり、期末のその額(未収賦課金の残高)を未収賦課金等として計上しています。 翌期の未収賦課金等は、長期未収賦課金等に振り替えます。</p>	元年度131頁
21	大阪府	<p>【財務諸表例の提示について】 資料では、いろいろ財務諸表例(フォーム)が掲載され、一部省略しているものもあってわかりにくい。今後、全体的に統一した財務諸表例が示されるのか。(各土地改良区において選択するのか)</p>	<p>研修テキストでは同じ帳簿でも表示方法が異なる部分もありますが、会計基準で示されている様式を用い、その記入方法として研修テキスト内の表示方法を参考にして下さい。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」164頁以降に貸借対照表、269頁以降に正味財産増減計算書に関する作成方法について例示し、詳細に解説しています。</p>
22	滋賀県	<p>【「財務諸表等の作成手順」の訂正の冊子について】 財務諸表等の作成手順の訂正の冊子の中の7-テキスト本体(P91)の正誤訂正 次年度繰越金予算額26、決算額71、減45となっています。予算額を超過している為比較欄は増45となるようにも思えるのですが、この点お教えいただきたいです。</p>	<p>ご指摘の箇所については、当方の誤りであることを確認いたしました。なお、該当箇所の訂正につきましては、当会のHP等で周知してまいります。</p>	2年度48頁
23	滋賀県	<p>【財務諸表に対する注記、「その他」の記載ケース】 研修テキストP151に記載されている財務諸表に対する注記「13 その他」について、他の注記と重なるものが例示されているようですが、具体的にはどのようなケースを想定されているのでしょうか。</p>	<p>財務諸表に対する注記の「13 その他」においては、土地改良区の財政及び運営状況を正確に判断するために必要な事項として、長期借入金について、長期借入金の償還方法、未収賦課金等の明細、引当金の明細についてを記載することになっています。</p>	2年度34頁
24	滋賀県	<p>【財務諸表に対する注記、引当金取崩年数の変更】 引当金取崩(新基準適用外の引当金)時財務諸表の注記に取崩す年数を注記する旨書かれているが、この時点での引当金取崩予定期間年数という解釈でよいのでしょうか。そうであった場合予定年数が変更になった場合でも翌年新に、新予定を注記すれば変更と考えて宜しいのでしょうか。</p>	<p>引当金取崩の期間の表記は取崩が始まった時点での予定期間ではありますが、予定を変更せざるを得ない場合は、その旨を注記に示すことが必要です。取崩年数は新会計基準適用初年度から5年以内です。(会計基準別紙、会計方式の移行措置8)</p>	2年度34頁
25	長野県	<p>【「財務諸表に対する注記」の記載方法】 「財務諸表に対する注記」の記載方法は独自に作成して良いのか、ひな形を参考に作成すべきでしょうか。</p>	<p>財務諸表等作成要領311頁以下に記載例が示されているので参考としてください。</p>	2年度27頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨財務諸表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
26	茨城県	<p>【財務諸表のチェックポイント資料】 ①決算関係書類の県への提出について、令和3年度分については従前の書式で作成・提出で良いのでしょうか。また、組替後の財産目録の提出は求められますか。 ②複式簿記へ移行する際のチェックリストがあると手続き等の漏れを防ぐことができると思います。チェックリスト作成の予定はあるのでしょうか。</p>	<p>①について 31年会計基準、附則の定め、平成34年3月31日までの間は、23年会計基準の適用を妨げないとされています。旧の書式、勘定科目の使用が許容されており、財産目録の勘定科目を組替えないことも許容されます。 ②について テキストP.238に単式簿記会計から複式簿記会計への移行手順例が示されています。また、R1研修テキスト実践編のP.125「複式簿記導入土地改良区の課題クワイア記録」が参考となると思います。</p>	<p>研修時に配布したチェックリストは「財務諸表のチェックポイント」を示したものです。 2年度41頁</p>
27	北海道	<p>【財務諸表作成のチェックリストについて】 現在単式簿記と並行して複式簿記会計を試行しており、日々や月末時点での入力金額などのチェックの仕方が分からず、現在は現金や通帳との残高の確認(単式記帳との確認)や貸借対照表と正味財産増減計算表の突合によりチェックをしているが、その他の確で確実なチェックの仕方があれば指導願いたい。</p>	<p>財務諸表作成の注意事項については、令和3年度研修テキスト(p199～)で「財務諸表のチェックリスト」を掲示していますので、ご覧ください。</p>	<p>3年度45頁</p>
28	福井県	<p>【財務諸表等の作表書式について】開始貸借対照表は分かりやすく「勘定式」で作成してもよいのか。「報告式」は組合員にわかりにくいと思います。</p>	<p>財務諸表等の表示方式として、勘定式によるか報告式によるかは土地改良区の任意で決定することができます。</p>	<p>3年度28頁</p>
29	愛知県	<p>【「財務諸表に対する注記」の作成方法】注記の記入の仕方を詳しく教えてもらいたい。</p>	<p>「財務諸表等の作成要領」311頁から注記の作成について解説されています。また、令和3年度テキスト185頁においても、記載例を載せておりますので参考に願います。</p>	<p>3年度28頁</p>
30	富山県	<p>【「財務諸表に対する注記」の作成方法】財務諸表に対する注記の記入方法について説明願います。</p>	<p>土地改良区会計基準第6に基づき作成してください。R3のテキストP.185に記載例を載せてありますので参考にしてください。</p>	<p>3年度38頁</p>
31	北海道	<p>【財務諸表に対する注記の整理方法について】土地改良施設の資産評価を行い複式簿記の本格運用を行うに当たって、財務諸表の注記の整理方法と財務諸表の作成に当たっての注意事項などご教示いただきたい。</p>	<p>財務諸表に対する注記に関しては、国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領(p311～)」に解説されているほか、R3年度複式簿記特別研修テキスト(p185～)にも記載していますので、参考にしてください。 また、作成の注意事項については、R3年度複式簿記特別研修テキスト(p199～)に「財務諸表のチェックリスト」を掲示していますので、ご覧ください。</p>	<p>3年度25頁</p>
32	北海道	<p>【財務諸表の公表ルールについて】テキスト234ページの財務諸表等のところで、「国民にも見られる為、土地改良区会計基準に準じて定める。」と言っていました。何か特別な公表の仕方があるのでしょうか。</p>	<p>土地改良法第29条の2第4項の決算関係書類の公表は、事務所で公衆の閲覧に供する方法又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法とされています(土地改良法施行規則第25条の4)。この方法は、組合員に対する「財務状況の公表」の方法と変わりません。</p>	<p>3年度11頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩貸借対照表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福島県	<p>【貸借対照表価額の訂正】 P65 土地改良施設の貸借対照表価額について、工事費を含むその他の経費では用地費及び補償費を除くとなっていますが、現在含んで計上している場合は訂正が必要でしょうか。(すでに評価が終わっている土地改良区については、その評価方法を尊重し、訂正の必要はないということだったかと思いい、訂正しなくても大丈夫でしょうか。)</p>	<p>平成23年4月通知の旧会計基準により資産評価を定めていた地区であっても、平成31年2月通知の土地改良区会計基準に従う必要があります。新会計基準においては取得価額を工事費等を基礎として算定するとされていることから、土地改良施設に係る貸借対照価額も用地費及び補償費を除く形で見直すこととなりますが、会計基準の附則で、令和3年度までは旧基準の適用を妨げない、とされています。</p>	元年度3頁
2	山梨県	<p>【貸借対照表作成義務の当否】 資産としての施設は 1.国道52号線の東側一帯の水田の用水確保を目的とした水路 2.各々分配のための水門(手動バルブ)で構成されているが ・台帳は無し ・いつ各々施設が構築されたか、土地改良区単独、役場が関わったか不明 ・建屋もなく、車両等も無 ・中山間地事業で整備した施設もある 3.収入源は ・地権者からの水利費の徴収 ・地区に所在の工業団地等各企業の協力金等である 上記の通りの組織であるが複式簿記の導入は必要でしょうか。</p>	<p>①土地とみなされる施設、 ②造成費用が200万円未満等の少額施設、 ③今後の更新が見込まれない施設、 ④更新に土地改良区負担が無い施設 のみを管理する土地改良区については、貸借対照表の作成義務もありませんし(土地改良法施行規則第25条の2)、そのために複式簿記に移行する必要もありません。そのような土地改良区に該当するかどうかは、県と相談して頂きたいと考えます。</p>	元年度64頁
3	岡山県	<p>【貸借対照表作成の必要性】 国は百姓の団体にそろばん(貸借対照表など)を持たせて、もうからない(水田)農業から他の職業を選択させる作戦なのですか？</p>	<p>公共法人たる土地改良区における貸借対照表の作成により、組合員や国民への説明責任を果たすとともに、将来必要となる施設更新へ備えるために、複式簿記による財務諸表等の作成を進めています。</p>	元年度139頁
4	岡山県	<p>【貸借対照表総括表について】 財務諸表として貸借対照表と正味財産増減計算書を作成するが、総括表を付ければ特別会計も含めて一式合算すればよいのか。</p>	<p>特別会計を設けた場合、総括表を併せて作成します。 その場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、ダブルカウントにならないように、総括表において相殺消去しなければなりません。</p>	元年度52頁
5	富山県	<p>【貸借対照表総括表の作成について】 単式では、一般会計の外に特別会計が6程度あるが、複式の場合、発電以外はすべて同じ財務諸表にまとめないといけないのでしょうか？</p>	<p>土地改良区会計基準第1の4において、一般会計と他の特別会計を通覧した貸借対照表総括表の作成が必要とされており、会計事務整理の効率化からは発電事業会計以外の特別会計は一般会計への統合を検討することが有益と考えます。</p>	元年度134頁
6	千葉県	<p>【貸借対照表登録価額について】 土地改良施設の資産評価に際し、全体取得価額と圧縮記帳による土地改良区の資産額を台帳に表示するが、貸借対照表に反映させる取得価格はいずれを記載するのでしょうか</p>	<p>土地改良区造成施設、国県からの譲与施設である場合は全体取得価額が貸借対照表登録価額となり、うち国県の補助金相当額を指定正味財産として正味財産の部に価額登録するものとなります。また国県からの管理受託施設である場合は、施設造成に当って土地改良区の負担した価額を貸借対照表価額として用います。</p>	元年度63頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩貸借対照表				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	茨城県	<p>【貸借対照表と財産目録の作成】 貸借対照表と財産目録を別々に作成する意義について教えてください。 (詳細版との事ですが、財産目録を作成する必要性が感じられません)</p>	<p>貸借対照表は一般会計、特別会計それぞれに作成が必要となるものです。一方、財産目録ですが、土地改良区全体で作成するものとされています。従って、一般会計のみの会計である場合は、登載金額的には貸借対照表と同様となりますが、より詳細に記すものとされています。</p>	元年度91頁
8	奈良県	<p>【貸借対照表の会計別作成】 貸借対照表の作成は、一般会計と特別会計に区分して作成するのか。</p>	<p>特別会計を設置する場合は、一般会計と特別会計のどちらにおいても貸借対照表を作成することになります。また、一般会計と特別会計の総括表も併せて作成することになります。</p>	元年度139頁
9	滋賀県	<p>【貸借対照表の作成環境について】 パソコンを全く使えません。改良区は休眠状態です。年寄りには難しすぎます。善処をお願いします。</p>	<p>・ 貸借対照表の作成は、資産評価をすべき施設を管理していない土地改良区は行わないことが認められていますから、確認願います。 また、資産評価をすべき施設を管理している土地改良区であって貸借対照表を作成しなければならない場合も、休眠状態の土地改良区ということであれば、年間の取引も多くなく、簡易な方法で作成できると考えられますので、県土連の巡回指導の際に相談されてみてはいかがでしょうか。</p>	元年度120頁
10	京都府	<p>【貸借対照表のチェックについて】 ・改良区が作成した貸借対照表はどこがチェックするのか。</p>	<p>貸借対照表は、土地改良区の内部書簿ですから、監事さんがその役割を担います。なお、貸借対照表も知事に提出し、行政検査の対象ともなっていますから、それらで誤りを指摘されることもあります。</p>	元年度111頁
11	三重県	<p>【貸借対照表の作成時点について】 期末(3月末)で、未収・未払(棚卸)が把握しなければならぬが、役所会計に従い5月末の出納閉鎖時点での貸借対照表でおこなうようにしてほしい。</p>	<p>貸借対照表は、あくまで原則として「事業年度末」時点のもので作成する必要があります。 (土地改良区会計基準 第1 3 事業年度、第2 1 貸借対照表の内容) ただし開始貸借対照表の作成においては、単式簿記会計から複式簿記会計に移行する事業年度の前事業年度の出納整理期間に行われた取引のうち、前事業年度に調定行為を行った収入や予算計上のある補助金収入及び借入金収入などの取引については、前事業年度に行われた取引とみなして開始貸借対照表を作成します。例えば、5月31日時点の財産目録に基づき作成された開始貸借対照表の日付は4月1日と見なして表記することとなります。</p>	2年度17頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑪正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	新潟県	<p>【正味財産(うち基本財産への充当額)】 正味財産のうち基本財産への充当額、(うち特定資産充当額)が、正味財産合計より上回る場合の記載方法はどのようにしたらよいか。</p>	<p>充当額が上回る場合はありえますので、その通り記載して頂いて構いません。例えば、全額借入金で土地改良施設を造成した場合は、正味財産は「0」ですが充当額が発生します。</p>	元年度45頁
2	愛知県	<p>【正味財産増減計算書の勘定科目】 テキストP28の正味財産増減計算書の収入の勘定科目について、「受取補助金」→「補助金収入」など、いくつか間違いと思われるものがあります。何か他の意図があってこの書き方をしているのでしょうか？</p>	<p>基礎編P.28の正味財産増減計算書の勘定科目は、土地改良区会計基準の別表第1に規定される勘定科目によっています。ご指摘の「補助金収入」は収支予算書・収支決算書の勘定科目かと存じます。</p>	元年度25頁
3	愛知県	<p>【正味財産高の評価視点について】 ・正味財産は少ない方が良いのか？ 妥当額はありますか？</p>	<p>一般会計の場合、一般正味財産は「資産－負債」で求められることから、多い方が安定した運営ができますという見方ができます。土地改良区に対してこのような見方ができるのか分かりませんが、企業会計の場合、自己資本比率(正味財産の合計額/資産の合計額)が40%を超えているとかなり優良であるといわれています。中小企業の場合は平均15%程度。</p>	元年度135頁
4	愛知県	<p>【正味財産増減計算書の経常外について】 ・経常外とはどのようなものをいいますか。 ・違う組織から寄付を受けて土地改良区の水廻り手当てにあててくれとあり、毎年受け取っていてそれを全額水廻り手当てにあてていますが、それは基本財産になりますか。寄付ですが頂いた金額は年度内に0円になります。処理の仕方を教えてください。</p>	<p>正味財産増減計算書は、勘定科目群に「経常収入」「経常支出」「経常外収入」「経常外支出」の語を用いています。何が「経常外収入」なのか、設定されている勘定科目によれば「固定資産売却益」「有価証券売却益」等があります。売却などは毎年生ずるものではありません。次に、「水回り措置」の目的で、その年、手当てとして費消する相当額の寄附を受けている場合、基本財産とする余地はありません。受取時仕訳は、(借)現金及び預金/(貸)受取寄付金が考えられます。基本財産は定款で定められています。</p>	<p>寄附の用途が定められている場合は、原則としていったん指定正味財産に計上しますが、当該寄附金が年度内に費消される場合は一般正味財産増減の部で処理して構いません。</p> <p>3年度29頁</p>
5	栃木県	<p>【正味財産増減計算書の様式例について】 財務諸表については、精算表で目レベルから項レベルへの表示組み替えが必要とのことですが、令和元年度の資料編40頁の正味財産増減計算書例では款レベルの様式となっています。36頁の貸借対照表例もそうですが、款項の区分が分かりにくいので、改めて様式例を示していただけませんか。</p>	<p>土地改良区会計基準別表1と別表2を併せて確認してください。(R3テキスト184頁)</p>	3年度36頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑫一般正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	島根県	<p>【一般正味財産増減額について】 基礎編P170正味財産増減差額の当期一般正味財産差額8,172,898円は貸借対照表では表わせないか。一般正味財産の内書きをして表せないか。</p>	<p>当期一般正味財産増減額として8,172,898円が計上されています。 これは、貸借対照表の正味財産の部の一般正味財産の増減額(8,172,898円)と一致しています。一般正味財産の内書きとしては表示しません。</p>	元年度127頁
2	熊本県	<p>【一般正味財産と指定正味財産の区分】 一般正味財産と指定正味財産の区別について 指定正味財産となるのは国費や県費で造成した施設のみか。それとも 町や市で造成した施設も含むか。</p>	<p>市町村が造成した施設であっても、用途について制約が課されている場合には、指定正味財産に含まれます。</p>	元年度105頁
3	沖縄県	<p>【一般正味財産への振替額について】 指定正味財産から一般正味財産への振替で気をつけることはなんですか。</p>	<p>指定正味財産として受け入れた補助金等のみを振り替えることに気をつけて下さい。 補助金を含んだ所有土地改良施設の減価償却費を例に上げますと、減価償却費に関しては施設の総額について計算をします。指定正味財産から一般正味財産への振替については、補助金についてのみ計算して振り替えます。</p>	元年度57頁
4	北海道	<p>【一般正味財産への振替仕訳の方法】 指定正味財産から一般正味財産への振替仕訳の方法について教えてほしい。</p>	<p>国・道営土地改良施設の譲与を受けた場合を例に説明します。譲与された施設の造成価額については所有土地改良施設として貸借対照表上に資産として計上されます。譲与された当該施設の造成に使われた国費・道費負担分は、所有土地改良施設受贈益として貸借対照表上の指定正味財産の部に計上されるものとなります。 これら資産及び指定正味財産について、耐用年数の経過に対応し、毎年度、減価償却により減額していくものとなります。減価償却費のうち国費・道費相当額を指定正味財産の所有土地改良施設受贈益から一般正味財産に振り替える(減額する)こととなります。 仕訳①(借)所有土地改良施設減価償却費/(貸)所有土地改良施設、仕訳②(借)一般正味財産への振替額(指定)/(貸)所有土地改良施設受贈益(一般)、という2つの仕訳により減価償却費の計上に並行して指定正味財産の減少が進むものとなります。これらについては国が作成する財務諸表等作成要領にも記載される予定ですので参考にしてください。</p>	元年度1頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑫一般正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	石川県	<p>【一般正味財産への振替仕訳の方法】 指定正味財産から一般正味財産への振り替えとはどういうことなのか。その関係性をわかりやすく解説してほしい。</p>	<p>国県から補助金の交付を受けて造成された土地改良施設は、国県から譲与を受けて土地改良区の所有となった以降、助成の意図を尊重して維持管理に当たるものとなります。それを会計面で明示するため、貸借対照表の正味財産「指定正味財産の部」に補助金額を記すものとなります。資産として貸借対照表に掲げている所有土地改良施設は、1年の期間経過時に減価償却を行い資産額として縮小することとなります。所有土地改良施設の価額は国県の補助金も含んでいる金額であり、それが縮小するということに併せて「指定正味財産の部」に掲げている補助金額も縮小して行く措置が必要です。それをしませんでしたと貸借対照表上いつまでも指定正味財産の部に国県の補助金額が残るということになります。指定正味財産から一般正味財産への振り替えることにより指定正味財産を減少させるための勘定科目が「一般正味財産への振替額」です。</p>	元年度98頁
6	長野県	<p>【一般正味財産から指定正味財産への振り替えの意味】 なぜ、一般正味財産から指定正味財産へ振替えるのか、その額はその年度の減価償却額合計でよいのでしょうか。</p>	<p>会計基準注解(注13)に基づき、指定正味財産(補助金)を含んだ所有土地改良施設を減価償却した場合、土地改良区負担分と補助金分＝所有土地改良施設の取得額について減価償却費を計上します。土地改良区で負担しなくて良い補助金分の減価償却費については、調整しなければなりません。それが指定正味財産の減額です。さらに減価償却費は所有土地改良施設に対し減価償却するわけですから減価償却費に含まれる補助金分を減額できない代わりに、指定正味財産減額と同額の所有土地改良施設受贈益という収益勘定を計上することにより本来負担すべき減価償却額になるよう間接的に補正しています。</p>	2年度2頁
7				削除

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑫一般正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	宮崎県	<p>【一般正味財産から指定正味財産への振替について】決算整理の一般正味財産から指定正味財産の振替については、もっと具体的に教えて欲しい。</p> <p>注記について具体例が欲しい。大きな改良区向けのサンプルではなく、小さな改良区向け。</p> <p>例えば、有価証券や機械、車両、引当金、借入金などもなく、簡素な形で最低限必要な注記のサンプルが欲しいです。</p>	<p>指定正味財産として計上された資産は、その制約が解除されたとみなすことができる場合は当該価額を一般正味財産へ振り替えます。</p> <p>令和3年度特別研修テキストP144の取引で説明します。</p> <p>振替命令書-1は、A頭首工全体の減価償却を行うものです。この仕訳は、全額一般正味財産で行われています。金額は20ですが、その内訳は国・県等の負担分(指定正味財産)18と、土地改良区負担分(一般正味財産)2です。本来、国・県等の負担分は指定正味財産なので一般正味財産で減価償却をする必要はありませんが、ルールとして一般正味財産に計上されている所有土地改良施設は造成費用総額が会計対象となるため、減価償却も総額で行います。一旦、一般正味財産で指定正味財産分の減価償却費を立て替えるというイメージです。</p> <p>その立て替えて指定正味財産から一般正味財産に戻す処理が、振替命令書-2です。振替命令書-1で減価償却したうちの指定正味財産分を一般正味財産へ振り替えます。</p> <p>借方の一般正味財産への振替額(指定)は、施設を受け入れた際に計上した所有土地改良施設受贈益(指定)を減額させる科目で、貸方の所有土地改良施設受贈益(一般)は、振替命令書-1の所有土地改良施設減価償却費に対応させる科目です。指定正味財産分の18を貸方に設定することにより、振替命令書-1の借方20に18が対応し、結果として一般正味財産には、土地改良区負担分の減価償却費2が残ることになります。</p> <p>このような処理により、所有土地改良施設や指定正味財産の価額が徐々に目減りしていくことになります。</p> <p>財務諸表に対する注記については、該当箇所のみを表示で結構です。本年度テキストや財務諸表等作成要領を参考にして下さい。</p>	3年度40頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑬指定正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福島県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替処理】 実践編 P32の振替命令については、所有土地改良施設受贈益勘定の振替と、指定から一般正味財産への振替をセットとして必ず同日に行うのか教えてください。</p>	<p>仕訳はセットとして同日での処理となります。</p>	元年度115頁
2	岩手県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替と受取寄付金】 指定から一般への正味財産の振替の際「受取寄付金」があるが、貸借対照表、正味財産増減計算表、どちらも同じ名称なのか？(間違い混乱する)</p>	<p>どちらも同じ名称です。寄付金の用途に制約が課されている場合等は指定正味財産、それ以外は一般正味財産増減の部の寄付金となります。</p>	元年度106頁
3	山形県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替の意味】 指定正味財産から一般正味財産への振替の意味、必要性(会計基準注解にあるから?)が分かりません。</p>	<p>土地改良区の所有土地改良施設は一般に国・県の補助を受けて造成されているものと思われます。そうした場合、貸借対照表の所有土地改良施設の価額表示は資産として造成価額を表示するものとなります。また、貸借対照表中に指定正味財産として国・県の補助金相当額を表示することが必要です。そうした施設が1年の経過により減価償却をする際には、資産価額の1年分の減価とともに指定正味財産も1年分の減価の必要があります。そうしないといつまでも指定正味財産の価額が変わらないままとなりますので、これを減価させるために「一般正味財産への振替額」の処理が必要となります。</p>	元年度88頁
4	福島県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替の意味】 所有土地改良施設の減価償却時に指定正味財産から一般正味財産へ振り替えるとの説明がありましたが、その根拠を再度ご教示願いたい。</p>	<p>国県の補助金を含んで造成された土地改良区所有の「所有土地改良施設」は国県からの補助金額を「指定正味財産」として貸借対照表に掲げることになっています。土地改良施設は期間の経過により減価償却により資産額が毎年減少していきませんが、指定正味財産たる国県の補助金額も、資産額と同様のペースで減少させていく必要があります。その減少させていくために用いられる勘定科目が「一般正味財産への振替額」です。</p>	元年度90頁
5	鹿児島県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替の意味】 減価償却相当額を指定正味財産から一般正味財産へ振り替える理由と、どのような場合に振替が必要になるのかを知りたい。地元負担の有無によって、振替の有無も変わるのか？</p>	<p>補助金と地元負担の両方が入っている施設の場合は、補助金分について指定正味財産から一般正味財産へ振り替える処理が必要となります。 なぜなら、補助金分は受け入れるときに指定正味財産として受け入れているため、減価償却をしたときにはその分だけ制約が解除されたとみなすことができるからです。 例えば、補助金80、地元負担20の施設でしたら、減価償却をするのは施設全体の100に対してですが、指定正味財産から一般正味財産へ振り替えるのは補助金80についてのみの減価償却費と同額になります。 全額地元負担の施設の場合は、一般正味財産の扱いになりますので振替はありません。</p> <p>【参考】会計基準注解(注12)(注13)</p>	元年度113頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑬指定正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	岩手県	<p>【指定正味財産ではない資産の振替仕訳の要否】 指定正味財産として受け入れた資産が無く車両等購入した場合、減価償却の際に、指定正味財産から一般正味財産に振替をする必要が無いと解釈して良いでしょうか。</p>	<p>資産が指定正味財産とされていない場合であれば「一般正味財産への振替額」勘定を用いた仕訳はありません。</p>	元年度107頁
7	福島県	<p>【指定正味財産の考え方】 指定正味財産と一般正味財産の考え方を、より詳しく教えてほしい。</p>	<p>正味財産は資産と負債の差額です。「資産」-「負債」で額が導かれます。指定正味財産はその内補助金の交付、譲与、寄附等により土地改良区が財産を受け入れた場合、その交付者、寄付者等の意図に従い供用、使用する受託責任を負うものであり、財務諸表においてその対象額が示され資産額の推移確認ができる仕組みとして、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部への記載が必要とされています。</p>	元年度115頁
8	宮崎県	<p>【指定正味財産を一般正味財産へ振替する理由】 なぜ期末に指定正味財産を一般正味財産へ振替しないといけないのですか？</p>	<p>指定正味財産から一般正味財産への振替は、下記の3件について行うとされています。</p> <p>(1) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合。 (2) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合。 (3) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産が、災害等により消滅した場合。</p> <p>いずれの場合も、用途が特定された指定正味財産の制約が解除されたとみなされるため、制約が解除された分を、指定の枠を外して一般正味財産として扱うこととなります。そのため、指定正味財産から一般正味財産への振替という処理を行うこととなります。</p> <p>なお、指定正味財産から一般正味財産への振替処理は期末の決算処理以外でも起こり得ますので、その都度処理が必要となります。</p>	元年度112頁
9	長野県	<p>【指定正味財産(うち指定正味への充当額の把握)について】 正味財産の部の指定正味財産(うち基本財産への充当額)(指定正味への充当額)の充当額の把握が理解できません。</p>	<p>土地改良区会計基準第3及び会計基準注解(注3)、(注12)、(注13)に基づき、貸借対照表を作成するに当たり、基本財産及び特定資産に計上されている資産について、その財源を把握し、充当額を明らかにするとともに、指定正味財産と一般正味財産への区分を行います。指定正味財産及び一般正味財産それぞれについて、基本財産及び特定資産への充当額の把握後、指定正味財産及び一般正味財産の期首残高を算定します。基本財産と特定資産への充当額の合計が指定正味財産の金額となります。また、資産合計から負債合計と指定正味財産の金額を控除した金額が一般正味財産の金額となります。</p>	2年度2頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑬指定正味財産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
10	長野県	<p>【指定正味財産に係る仕訳について】 指定正味財産の振替えがわかりづらいのでページをさいて説明してほしい。(数字を入れて)</p>	<p>実践編(令和元年度版P.32)及び令和2年度特別研修テキストP.124、276に具体例が掲載してあります。</p>	2年度26頁
11	福島県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替処理】 水土里ネット会計を導入しているが、補助金を受けた土地改良施設について、補助金を受けた施設については一般正味財産へ充当するとあるが、その処理は手入力になるのか。一件ずつ必要なのか。振替処理をすることにより自動反映されるということなのか。</p>	<p>水土里ネット会計の土地改良施設台帳へ登録すれば、減価償却費の補助金相当額は指定正味財産から一般正味残への振替処理を自動で行います。(登録済み施設件数分をまとめて処理します)土地改良施設台帳機能を利用しない場合は、振替処理は手入力にて行う必要があります。</p>	<p>詳しくはソフトの操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>3年度26頁</p>
12	栃木県	<p>【指定正味財産から一般正味財産への振替処理】 国営等の譲与施設に係る減価償却費については、補助金分を指定正味財産の所有土地改良施設受贈益から一般正味財産経常収入の所有土地改良施設受贈益に振替えるとのことですが、土地改良区営事業における補助金分については、指定正味財産の受取補助金等から一般正味財産経常収入の受取補助金等に振替えるものと思いません。そうすると、一般正味財産への振替は、譲与施設と土地改良区営施設で別々に行うことになるのでしょうか。</p>	<p>土地改良区営事業の指定正味財産から一般正味財産への振替も同じです。譲与施設の一般正味財産への振替と、土地改良区営事業の一般正味財産への振替は別々です。 ※以上のように土地改良区営事業は受取補助金を振替えます。なお、国営事業は、所有土地改良施設受贈益を振替えます。</p>	3年度36頁
13	宮崎県	<p>【指定正味財産の制約解除例について】 テキスト143頁の会計基準注釈(注13)の(1)にある譲与または寄付によって受け入れた資産の制約が解除された場合とは、具体的にどのようなケースでしょうか。</p>	<p>例えば、車両を購入するために外部から寄付金を受けた場合は、当該寄付金は指定正味財産として計上します。その後、当該寄付金の使途に従って車両を購入した際には、指定の制約が解除されたとみなすことができるので、当該寄付金額を指定正味財産から一般正味財産に振替えます。</p>	3年度52頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑭仕訳				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	愛知県	<p>【仕訳処理の単位について】 1日に何回も収支が出る場合、1件1件仕訳しないといけないのでしょうか。(科目が同じ場合)</p>	<p>仕訳は命令書とリンクしておいた方がよいでしょう。命令書を基本として仕訳をする場合は、支出命令書は債主を含めて決裁が必要であるため、少なくとも相手先ごとには分ける必要があります。さらに、同じ債主であっても科目が複数になる場合は、科目ごとに分ける必要があります。</p>	元年度25頁
2	岐阜県	<p>【仕訳帳・元帳・現金出納帳の記入】 伝票の記入について。 仕訳帳、総勘定元帳の意味が分からない。</p>	<p>◆仕訳帳 全ての取引をその発生順(日付順)に記録する帳簿のこと。正規の簿記の原則に従って記録される。</p> <p>◆総勘定元帳 仕訳帳で使われた勘定科目毎に設けられる勘定口座を一つにまとめた帳簿のこと。</p>	元年度9頁
3	大阪府	<p>【仕訳帳に代わる仕訳伝票】 ・会計処理で仕訳(振替伝票)から直接、元帳へ転記してはダメなのか。(仕訳帳を省略できないか)</p>	<p>仕訳帳に代わり、仕訳伝票を使用することも会計細則例で許容されています。 (参考)会計細則例第40条[備考]</p>	元年度102頁
4	高知県	<p>【仕訳帳について】 振替伝票があれば、仕訳帳は必要ないのでは？</p>	<p>仕訳帳は振替伝票だけではなく、入金伝票、出金伝票を含めた全ての仕訳を時系列に並べたものですので、必要です。 入金伝票は仕訳帳では、複式簿記形式により、(現金及び預金)／(収益等勘定科目)となりますし、出金伝票は仕訳帳では、複式簿記形式により、(費用等勘定科目)／(現金及び預金)として示されます。</p>	元年度33頁
5	宮崎県	<p>【仕訳帳の摘要欄について】 各科目設定とは別に仕訳の際に使用する「摘要」について、任意の設定で良いかと思うが、土改区は初めて設定する事になると思うので、具体的にどんな種類等で設定すれば良いか参考となる具体例一覧表を提供してもらいたい。</p>	<p>各種命令書を起票するときにその内容を但し書きとして記入しますが、この「但し書き」と同内容を仕訳帳の摘要に記せばよいと考えます。</p>	元年度17頁
6	兵庫県	<p>【仕訳についてのテキストやマニュアル】 仕訳について、わかりやすいテキストやマニュアルがあれば欲しい。</p>	<p>現在、国が財務諸表等作成要領を作成していますので、そちらを参考にして下さい。</p>	元年度27頁
7	愛知県	<p>【仕訳のタイミングについて】 本日は支払った日のみの説明であったようだが、車の購入時はまず車が届いた日と支払った日をどのように整理していくのか。</p>	<p>納車時: 車両運搬具 / 未払金 支払時: 未払金 / 現金及び預金 (基礎編141頁、実践編8頁参照)</p>	元年度100頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑭仕訳				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	京都府	<p>【仕訳をすることの意味】 ・なぜ勘定仕訳をするのか不明である。間違った場合はどうなるのか。</p>	<p>取引が起きたときに仕訳をすることで、その仕訳が総勘定元帳へ転記され、総勘定元帳の金額を基に財務諸表が作成されるという一連の流れになっています。仕訳は、財務諸表が作成されるためのはじめの一步となるものです。</p> <p>仕訳の借方と貸方の金額が違っていったという誤りであれば、試算表の時点で借方と貸方の合計が一致しないので仕訳のどこかにミスがあったとわかります。勘定科目の設定を間違った場合はそのまま反映されますので、その金額が少額の場合は誤りに気づかないことも考えられます。もし誤った処理をしてしまった場合は、そのことにいち早く気づくことができるように短い期間で試算表を作成して確認する等の工夫も必要となると考えます。</p>	元年度26頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑮ 固定資産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福井県	<p>【固定資産税評価額による所有土地の評価】 ・所有土地の評価額は役場の固定資産税評価額か。</p>	<p>土地改良施設台帳の土地の部に評価額記載がない場合、台帳に既に記帳がある他の土地の、取得年、取得評価額から評価額不明土地の評価額を推定することが考えられます。</p>	元年度69頁
2	岡山県	<p>【固定資産のうち取得価額が10万円以上】 新会計細則の中で備品の基準として3万円以上10万円未満としているが、10万円以上は全て固定資産台帳へ移し替えなければならないのか。</p>	<p>固定資産のうち取得価額が10万円以上で耐用年数が1年以上のものを減価償却資産といい、減価償却計算が必要となることから、固定資産台帳への移し替えが必要となります。</p>	元年度53頁
3	大阪府	<p>【固定資産のうち取得価額が10万円以上】 ・固定資産は取得価格が何万円以上とするのがよいのか。</p>	<p>会計細則例では「耐用年数が1年以上で、かつ、取得評価額が10万円以上のもの」とされていますので参考にして下さい。</p> <p>【参考】会計細則例第60条</p>	元年度73頁
4	熊本県	<p>【固定資産の減価償却費の計上について】 固定資産の減価償却費が費用として計上され、当期経常増減額でマイナスが発生しないか懸念している。 また、導入までの減価償却累計額の引当金はどのように会計処理をすればよいのか。</p>	<p>複式簿記で固定資産に対する減価償却費を支出として計上すると、収入は今までと変わらないのに、「収入－支出」で支出の方が増えるということも考えられます。この結果については、その理由と、減価償却費や引当金繰入額等の現金預金の出入りが伴わない支出を差し引けば、正味財産の増減は例年並みである等の、組合員に対する説明の仕方を工夫することも必要になると考えます。併せて、将来の土地改良施設維持のために、減価償却費分を実際に積立できる体制を整えていくことが重要と考えます。</p> <p>また、複式簿記導入までの減価償却累計額については、財務諸表に対する注記において記入箇所がありますので、そちらに表示して下さい。</p> <p>なお、減価償却累計額には引当金は発生しません。</p>	元年度84頁
5	奈良県	<p>【固定資産の減価償却方法】 補助資料P16の例題について、もう少し詳細に記載して頂きたい。(例えば、例で未払金を支払った場合の仕訳) P18でパソコンを3年間使用する場合とあるが、前もって償却期間を決めておく必要があるのか、またはパソコンの償却期間は決まっているのですか。</p>	<p>固定資産を減価償却する際の耐用年数については、土地改良施設でしたら「土地改良施設の資産評価マニュアル」に標準耐用年数表が掲載されていますので、この表を用いて当該固定資産の耐用年数を決定した上で減価償却を行います。</p> <p>【研修テキスト(資料編)P172～】 また、標準耐用年数に記載がない固定資産に係る耐用年数や、建物・車両等の一般的な固定資産に関しては、国税庁が示している「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」等を参考にして下さい。</p> <p>なお、国税庁が示している上記耐用年数表では、パソコンの耐用年数はその用途と価格の違いによって、3～5年と設定されています。</p>	元年度12頁
6	福島県	<p>【固定資産の取得価額】 P8 所有土地改良施設などの固定資産の取得価格について、事業実施の際の補助金については指定正味財産に追加計上することになると思いますが、改正に伴い一括での計上でよいのですか。</p>	<p>一括計上いただいで問題ありません。</p>	元年度3頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑮ 固定資産				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	香川県	<p>【固定資産の取得価額と減価償却費】 振替「減価償却費」を「固定資産」の勘定科目で処理すれば取得価額が分からなくなるのではないかと。</p>	<p>土地改良区会計は、土地改良区会計基準第2の4の(3)のとおり「取得価額から減価償却累計額を控除した金額をもって貸借対照表価額とする」ことから直説法を採用しています。この場合貸借対照表では当期末の価額で標記されているため取得価額は分かりません。このため財務諸表に対する注記の「6.固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び期末残高」で取得価額を記載します。</p>	元年度15頁
8	岡山県	<p>【固定資産の取得価額の算定作業】 基礎編P.9(2)固定資産の取得価格について土地改良区負担額 ↓ 造成にかかった費用の総額となっていました。改良区の負担割合を示す書類は不要ですか？数日前に資産評価の件で県土連へ問い合わせの際には必要と言われました。書類は必要だが、資産評価には不要ということですか？</p>	<p>土地改良施設の資産評価手法(作業要領)によると、土地改良区は、所有又は管理している土地改良施設をリストアップし、事業名、施設名、事業完了年度、造成主体の把握が必要となっています。 また、土地改良施設の資産評価に掛かる参考資料によると「土地改良区負担額は、根拠資料に基づいて算出することを基本としますが、土地改良区負担額が分からない場合には、取得価額に土地改良区負担割合を乗じて算出します。土地改良区負担割合は、協定書や契約書等によることを原則としますが、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」に示される負担割合や類似の事業の負担割合を採用することも許容します。」とされているように、資産評価に当たり重要な資料です。</p>	元年度13頁
9	千葉県	<p>【固定資産の取得と仕訳】 車を買った。代金を支払った。現金が減った。車は財産として残る。車を買うと財産が増えるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>土地改良区会計基準勘定科目一覧表において、「現金及び預金」は流動資産、車は固定資産である「車両運搬具」と位置付けられています。現金による車の購入は、固定資産が増え流動資産が同額減少するものとなります。</p>	元年度5頁
10	愛媛県	<p>【固定資産の範囲について】 高価な消耗品購入時等備品となる対象の物品、金額はありますか</p>	<p>固定資産の範囲については会計細則例第60条のとおりです。 物品の場合は、第66条のとおりです。</p>	元年度32頁
11	千葉県	<p>【固定資産の範囲について】 どんなものが固定資産になるのでしょうか。</p>	<p>土地改良区会計基準別表第1勘定科目一覧表中の「固定資産」として、基本財産、特定資産、その他固定資産が示され、更に固定資産の細目が示されています。なお、会計細則例の第7条に固定資産会計事務について規定されています。 固定資産は、耐用年数が1年以上、かつ単位当たりの取得価額が10万円以上のもの(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く)をいい、例えば、事務所の建物、事務所の敷地、車両、倉庫、芝刈機、パソコン、机、などがあります。</p>	元年度41頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑮ 固定資産					
番号	都道府県名	質問	回答	備考	
12	三重県	<p>【固定資産の範囲について】 現状(単式簿記)の財産目録は1~2万程度の取得価格のものも計上しているが開始貸借対照表作成時には20万以下(又は10万以下)のものは無視してよいか。</p>	<p>会計細則例第60条(固定資産の範囲)において、「固定資産とは、～略～ 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。)のものをいう。」とあります。 したがって、開始貸借対照表作成時に土地改良区が所有している物品等で、当該物品等の取得価額が上記の条件に当てはまるものは、全て固定資産に該当します。</p>	元年度48頁	
13	千葉県	<p>【固定資産の備忘価額】 実践編p81耐用年数を過ぎたものは5%の残存価額でなくて備忘価額になるのでしょうか。</p>	耐用年数を経過した固定資産は備忘価額1円として扱います。	元年度63頁	
14	兵庫県	<p>【固定資産の評価額と耐用年数】 固定資産の評価額と耐用年数についてどのように評価したらよいか。耐用年数は何年をすればよいか。標準単価は？施設台帳はない。</p>	<p>土地改良区が造成した施設等であれば、基本的には、施設等の取得額から、取得年時からの経過年数に応じた減価償却額を減じたものが評価額となります。この具体的な方法については、国から資産評価マニュアルが示されていますから参考にしていただければと考えます。このマニュアルには、施設ごとに耐用年数や標準単価も示されていますが、資料が不存在等の場合には「推定」の方法が認められるなど、弾力的な運用もされています。 なお、事務所の建物や車両、器具備品等の一般的な固定資産の耐用年数に関しては、国税庁が示している「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号) 別表」等を参考にして下さい。</p>	元年度75頁	
15	岡山県	<p>【固定資産のうち取得価額10万円以上】 固定資産の基準として10万円以上の資産に改正されているが、10万円未満の物品について減価償却することは改良区毎の運用の範囲で行うことで良いのでしょうか。</p>	<p>会計細則例第60条の規定では、固定資産のうち取得価額が10万円以上で耐用年数が1年以上のものを減価償却資産としています。土地改良区毎の運用については減価償却に関することなので農政局に相談してください。</p>	<p>物品については、会計細則例67条の規定により備品台帳及び消耗品受払簿による管理をすればよく、会計上は取得時の費用として処理します。固定資産としての計上は求められておりません。</p>	2年度10頁
16	岩手県	<p>【固定資産受贈益が設定されている意味】 固定資産受贈益等は具体的にどのような場合に使用するのでしょうか。</p>	<p>所有土地改良施設受贈益として計上するケースは、土地改良区が所有する土地改良施設の減価償却処理に際して発生します。所有する土地改良施設の造成には国県の負担があつて完成し、土地改良区に譲与された施設とします。資産として所有土地改良施設価額が貸借対照表に掲げられるとともに、指定正味財産として国県の負担額を正味財産の部に掲げます。期末における決算整理で所有土地改良施設の減価償却を行います。その際、計算される減価償却額は、経常支出として国県の負担額も反映された大きな額となっておりますので、経常収入として、この国県の負担額に対応する減価償却額分を所有土地改良施設受贈益として振り替えて収入することにより、減価償却による土地改良区が有する正味財産の減少を表すこととなっております。</p>	3年度2頁	

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑩小口現金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福島県	<p>【小口現金出納帳について】 小口現金の出納帳は会計システムに入力すれば、別に出納帳は不要ということで宜しいですか。</p>	<p>会計システムから小口現金出納帳が出力できるのであれば、別に設ける必要は無いと考えます。いずれにせよ会計細則に違反しないように処理する必要があります。</p>	元年度89頁
2	宮崎県	<p>【小口現金制度の採否判断について】 4-2会計細則規定と小口現金の処理方法 現金の取り扱いは、現在(単式)は手持現金として収入(賦課金収入等)及び支出(消耗品購入等)ごとに命令書を作成しているが((株)NID・MIの提案により「口座」のひとつとして取り扱っている。)、複式簿記で一般的な小口現金としての取り扱いとすると、会計ソフト外の小口現金出納帳での処理となり、会計ソフト内で共有する支出整理簿では日々の現金の動きが不透明になり、公会計に準じて取り扱いをする土地改良区には合わないのではないかと思います。 また、会計主任一任での取り扱いは、不正防止の観点からいうと、かえって危険ではないでしょうか。 このようなことから「小口現金」は設けず、「現金(手持現金)」として従来どおり取り扱ってもよろしいでしょうか。</p>	<p>会計細則例第30条の小口現金は、支出の都度決裁を得ることの煩雑さを避けるため、一定の条件を付して、少額の現金の処理を会計主任に委ねていることを許容しているものです。 したがって、これを認めがたい土地改良区の事情があれば、都度決裁を得ることも当然認められます。 なお、御指摘の「現金(手持現金)」が、単式の会計細則例第31条の手持現金のことであれば、一定の条件を付して、少額の現金を会計主任に委ねることを認めている小口現金と変わらないものと考えます。</p>	元年度113頁
3	岡山県	<p>【小口現金制度の採用について】 小口会計の話があったのですが、小口会計を持っていてもいいのですか？</p>	<p>小口現金を保有することは可能です。小口現金は、会計細則例第30条に規定されています。</p>	元年度111頁
4	新潟県	<p>【小口現金による釣り銭処理】 賦課金の釣り銭は小口現金とは別のようですが、どのような扱いとすればよいですか。又、小口現金には入金もあってよいですか。</p>	<p>会計細則例第30条の小口現金制度は、定例的な小口の支払について会計主任による迅速な現金処理を許容する仕組みであり、支出命令書による伺いと決裁を基に支払が行われる土地改良区会計の基本からすると特殊な制度であり、「賦課金納入時の釣り銭」を想定しておりません。なお、工夫として次が考えられます。ある日、直接納入に訪れる組合員に対して、会計主任は預かり小口現金の一部について高額紙幣から少額面の紙幣・現金として保有し、釣り銭を要する高額紙幣による賦課金納入者に高額紙幣との両替を行うことにより直接納入者は土地改良区の請求額通りの納入を果たすことができます。この会計主任の両替行為は小口現金の残高が変化するものではなく、小口現金出納帳の記帳対象とはなりません。この日の賦課金直接納入は小口現金制度の取扱い範疇ではなく、収入命令書による通常の収入処理となります。</p>	元年度109頁
5	長野県	<p>【小口現金の位置付けについて】 小口現金は、現金及び預金の目、節で設定管理することでよいですか。また少額であれば小口で支出できる費用内容に制限はありますか。あくまで日常的な経常経費に限られるのですか。</p>	<p>小口現金は、現金及び預金の中の一つですから、ご認識のとおりで結構です。 また、費用内容については特に規定されていません。会計細則例第30条によると少額の経費の支払いに充てるとされているだけです。</p>	元年度21頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑩小口現金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	千葉県	<p>【小口現金の科目の設置】 会計細目規定と小口現金の処理方法について テキスト(実践編P103～P105)の小口現金をおく場合は、貸借対照表の資産の部、(款)流動資産(項)現金及び預金の次に(目)小口現金を科目設置すると解してよろしいか。 また、小口現金については、支出の特例的な方法と解していますが、期末には一旦残額を返納(預金に入金)する等の運用ルールの有無について御教示をお願いします。</p>	<p>小口現金の科目の設置については、そのようなご認識で構いません。 小口現金の運用ルールについては、会計細則例に示されている通り、保有限度額を定めておくこと、金庫に保管し、他の金銭と区別して管理すること、小口現金出納帳の設置、日々の帳簿残高と実際有高の照合などが挙げられます。 例示頂いた期末に残額を預金に預け入れるルールについては、会計細則例に定められてはいないため必須事項ではありませんが、このような運用以外にも、不正を防止するための独自の取り組みについて妨げるものではありません。</p>	元年度109頁
7	福島県	<p>【小口現金の処理方法について】 小口現金の処理方法について、改良区で賦課金を収納し金融機関に入金できなかった場合の処理は、P165の収納方法に小口現金で収納し、翌日に金融口座振り込みにより通帳に入金するようですが、支出の場合は小口現金からの支出＝通常の支出命令書での処理ということで、その都度の埋め戻しは不要ということで宜しいでしょうか。</p>	<p>会計細則例で規定している小口現金制度は、会計主任が取り扱う少額の支出について実態を背景として明文化されたものです。記されているような賦課金の現金納付まで小口現金制度で予定しているわけではありません。月初めに小口現金一定額の配布を受けた会計主任が、随時に必要となる小口の支払い案件について現金支出で対処し、月末にその処理顛末を理事長に振替命令形式により報告し、次月当初において再び一定額に達する小口現金の配布を受ける、というものです。</p>	元年度89頁
8	岩手県	<p>【小口現金の処理方法について】 小口現金の処理。金庫から出金する場合も支出命令決裁を受けて支出し、月末に「資金移動」(理事長決裁有)して定額としている。 会計細則「振替命令」でなく支出命令として良いか。</p>	<p>小口現金の処理は、会計細則例の定め通り、支出命令書により会計主任の管理下に移り需要に備え保管されます。例えば、運送費の支払い需要があった際は、小口現金と運送費の振替命令書決裁により運送費の支出を報告するものとなります。</p>	元年度106頁
9	宮城県	<p>【小口現金の処理方法について】 テキスト実践編P105小口現金について、4月5日の60,000円支出の際は小口現金出納帳に記載するだけで良いのか。また、60,000円の支出は、支出命令では無く振替命令での処理のみで良いのか。</p>	<p>実践編テキスト104頁(差し替え資料の「104頁」)に示された会計主任が取り扱った6万円の運送費の処理について説明します。基本の事柄として、会計主任は、小口現金出納帳を管理しており、管理下にある小口現金の使用記録を記帳する立場です。4月5日に小口現金から運送費を支払い、この旨を小口現金出納帳に記帳した実務がテキストに示されています。その後、4月内の支払い案件はなく推移し、月末に至りました。月末に会計主任は理事長に振替命令書により4月の結果を報告するものとなります。この振替命令により「小口現金」の6万円の減少、「運送費」6万円の支出が報告され、支出整理簿に「運送費」6万円の支出実績が記録されるものとなります。</p>	元年度107頁
10	岡山県	<p>【小口現金の存置について】 小口現金の存置については金融口座振込により小口現金口座を設定し、他の口座から振替処理をしている。また小口現金から支払う場合、命令書を通常どおり切って小口現金口座を減少させ、小口現金の補充については存置同様、金融口座振込により行っている。現行の方法で継続してよいか。</p>	<p>会計細則例第30条のとおりです。この部分については、改正前と変わっていませんので現行の方法でも問題は無いと思います。</p>	元年度53頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩小口現金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
11	福井県	<p>【小口現金制度における洗替法等について】 小口現金出納簿の管理方法は洗替法または差額補充法どちらでもよいのでしょうか。</p>	どちらでも構いません。	2年度7頁
12	三重県	<p>【小口現金制度の概要説明について】 小口現金の概念と期末の未払費用の発生についての説明がなかった。そこは絶対にしないでよいのでしょうか。</p>	小口現金の概念は単式簿記の場合の手持現金の処理と同様であり、支払命令を受けること、小口現金出納帳を付けるべきこと、月末に振替処理が必要であることなど、会計事務の中で小口ながら頻繁に使用することとなります。期末の未払費用については、期中損益の確定のため必須です。	2年度9頁
13	栃木県	<p>【小口現金制度の採否】 新しい会計細則には必ず小口現金について定めなければならないのですか？現在、立替えにより処理しており、特に問題が無いので、できれば継続したいと考えております。</p>	国の示している会計細則は「例」とされます。会計細則例第30条では、「小口現金を置くことができる」とされていることから当該土地改良区において小口現金制度の必要性を判断しての採否が認められます。職員等による立替措置は不適切であり、小口現金制を採用して処理すべきと考えます。	2年度5頁
14	新潟県	<p>【小口現金制度の採否判断】 小口現金制度は令和4年度より必ず設けなければいけないのでしょうか。現在、現金を事務所で設けていて収支はその都度一般会計を起票して管理しています。</p>	国が会計細則例を通知し、その第30条で「小口現金」制度を示していますが、「例」です。第30条は「小口現金をおくことができる」(できる規定)とされているように、この制度の取り入れは必ずというのではなく、それぞれの土地改良区で必要性を判断し採否を決定いただきます。	2年度7頁
15	愛知県	<p>【小口現金の扱いについて】 ・つり銭について(単式、複式別をお願いします。) ① つり銭を用意する方法を、具体例を示して教えてください。 ② 次のいずれの扱いをすればよいのか。 A つり銭は期中に用意し、期末には戻して現金保有なしとする。財産目録に現金として表れない。 B 一度用意したつり銭は、必要性がある期間中は預金戻すことなく存在してよい。財産目録に現金として表れる。</p>	<p>① つり銭については、会計細則例第30条で小口現金として上げられています。あらかじめ支出命令書の決裁を受けて小口現金をおくことができます。</p> <p>② つり銭は期末日に預金に戻しても戻さなくてもどちらでも処理が可能ですが、戻さなかった場合は貸借対照表と財産目録にその金額を表すこととなります。</p> <p>なお、単式簿記の場合であっても、支出の度に命令を受けるのではなく、まとめて支出命令を受けること、出金の都度記録すること、定期的に照合することや、期末の取扱などは、複式簿記の場合と変わりません。</p>	2年度47頁
16	福井県	<p>【小口現金の月末振替について】 小口現金出納帳から月末に本来の支出科目に振替える際の日付は、支払日でなく月末でよいのでしょうか。</p>	月末で構いません。	2年度7頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩小口現金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
17	長野県	<p>【小口現金の引き出し手法について】 小口現金の引出について、支出命令書で小口現金を引出すのではなく、金融口座振込で預金から現金に移して、支出時に支出命令書を作成しています。このやり方ではダメなんでしょうか？ 複式簿記を始めたとき振替処理というやり方がわからなかった。</p>	<p>小口現金の扱いについてはR2特別研修テキストP203のとおり規定されています。ご質問のように支出の都度支出命令書を起案するのであれば特に小口現金を規定しなくても良いのではないのでしょうか。</p>	2年度28頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑰減価償却				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	熊本県	<p>【減価償却額に応じた更新費用の積立と補助制度】 小規模土地改良区は、各種積立金を準備出来るような、資金的余裕が無い。したがって、資産評価次第では減価償却引当預金の積立に苦慮する。これについて公的補助制度等はないか。</p>	<p>減価償却に応じた更新費用の積立は、土地改良区の体力に応じて行えばよいとされています。従って、積立に対する補助制度はありませんが、農水省等では、必要な情報提供等を行っていききたいとされています。</p>	元年度55頁
2	三重県	<p>【減価償却資産の計上基準について】 減価償却資産(固定資産計上)は20万超の取得価格が対象でよいか。</p>	<p>固定資産の範囲は、会計細則で定めるところに従います。 会計細則例第60条(固定資産の範囲)では、「固定資産とは、～略～耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上(所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。)のものをいう。」とあります。土地改良区が所有している物品等で、当該物品等の取得価額が上記の条件に当てはまるものは、全て固定資産に該当します。</p>	元年度48頁
3	佐賀県	<p>【減価償却で正味財産が減少する】 減価償却は資金の移動を伴わない経理処理であるが、固定資産が減額された分は負債又は正味財産が減ることになるのか。更新資金の確保という面でおかしくならないか。現預金が増えるのか。</p>	<p>施設の減価償却で固定資産が減少しますが、これに伴い正味財産が減少することとなります。毎年の減価償却額は、正味財産増減計算書に記載しますが、その累計額は財務諸表の注記に減価償却累計額として明示することとなります。 更新資金については、この毎年の減価償却額及び減価償却累計額を基礎として確保していくこととなります。なお、更新資金の積立を行えば、施設更新積立資産が増加することとなります。</p>	元年度82頁
4	鳥取県	<p>【減価償却と相当額の施設更新積立】 減価償却された後の予算化は？</p>	<p>減価償却した後に、その額の範囲内で、将来の施設更新に向けて積立を行うことが考えられます。これは、義務ではなく土地改良区の体力に応じて行うこととなりますが、行う場合には、積立計画、積立金規程を作成して積み立てすることとなります。積立額は、毎年所要額を予算化することのほか、毎年の決算剰余金を充てることも認められます。積立金は、貸借対照表、財産目録上、特定資産として計上します。</p>	元年度121頁
5	福井県	<p>【減価償却による資産価値の減少】 ・減価償却で土地改良施設の資産価値が下がった分、正味財産が減っていく。積立金を増やして正味財産が減らないようにすることが目的と考えるが、必ずしもそれをしなくてもよいか。</p>	<p>複式簿記により土地改良区の資産負債の現状が明確になる中で、今後の土地改良施設の更新についての取組み、計画的な積立金の積立てへの取組みが土地改良区の中で議論が起きると考えます。その論議を通じて土地改良区の方向性、積立金の設定合意も定まってくるものと考えます。</p>	元年度119頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑰減価償却				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	秋田県	<p>【減価償却の開始年度】 1.減価償却の開始年度は、施設完成の翌年度からでしょうか。 2.固定資産の対象額が会計細則例では10万円となっているが、それ以外の金額を任意に設定することは差し支えないでしょうか。</p>	<p>1. 資産評価マニュアルは、資産の取得年度を造成した年度(施設完成年度)を原則とすると定めています。減価償却の開始年度は翌年度からではなく、取得年度からスタートします。 2. 会計細則例第60条には固定資産として「取得価額10万円以上」とあります。「例」ですから、土地改良区の規定ぶりとして自由度があるところですが、この金額設定を増額あるいは減額することについては、固定資産としての管理(62条)、現状調査(63条)、固定資産の減損(64条)、固定資産の改良と修繕(65条)にも連動することとなるので留意が必要です。また、物品は第66条により10万円未満と記されていますので、これとの関係整理も必要となります。</p>	元年度61頁
7	大阪府	<p>【減価償却の計算で月割計算の適用】 ・減価償却資産を取得した年度の減価償却の計算で月割計算は不要か。(中途取得であっても1年の償却費とするかどうか。)</p>	<p>土地改良施設については、年度単位で減価償却を行います。 建物や車両等の一般的な固定資産については、当該固定資産の使用を開始した日が属する月から、月単位で減価償却を行います。</p>	元年度74頁
8	愛媛県	<p>【減価償却の計上基準】 資産の減価償却の計上基準は、税務会計と同様に購入金額30万円未満の一括損金処理でよいのか。</p>	<p>土地改良区会計では、一括損金処理は行っていません。 <参考> 購入金額30万円未満の一括損金処理の場合以下の要件を満たしていなければなりません。 1. 中小企業であること 2. 青色申告者であること 3. 平成30年3月31日までに備品を取得していること</p>	元年度80頁
9	兵庫県	<p>【減価償却の実務と県の指導】 減価償却の実務は県の指導を願う。</p>	<p>土地改良区が所有している固定資産のうち県や市が造成して土地改良区が譲与を受けているものは、県や市が資産評価をしてくれます(土地改良区はそれに協力する必要があります)。 土地改良区が造成した施設等についてですが、基本的には、施設等の取得額から、取得年時からの経過年数に応じた減価償却額を減じたものが評価額となります。この具体的な方法については、国から資産評価マニュアルが示されていますから参考にしていただければと考えます。なお、そのマニュアルにおいても、資料が不存在等の場合には「推定」の方法が認められるなど、弾力的な運用もされています。 なお、詳細な実務については、行政機関の指導に従ってください。</p>	元年度75頁
10	岩手県	<p>【減価償却は定額法とする】 減価償却は定額法としているが、定率法ではダメか</p>	<p>土地改良区会計基準第2の4の(3)により、定率法は用いないこととされています。</p>	元年度38頁
11	岩手県	<p>【減価償却費科目の省略について】 正味財産増減計算書の科目は略しても良いのか(減価償却費)。</p>	<p>減価償却費は、固定資産を所有していない場合や、所有している全ての固定資産が償却済みである場合を除き、必ず発生しますので略することはできません。</p>	元年度87頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑰減価償却				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	愛知県	<p>【減価償却費計算で出る端数の処理】 減価償却で月:年割したときに、割り切れない場合どうすればいいでしょうか。</p>	<p>割り切れない場合について減価償却額の場合、円未満切り捨てます。耐用年数の端数処理の場合、1年未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は2年とします。</p>	元年度100頁
13	岩手県	<p>【減価償却費はすべて事務経費か】 「減価償却費」はすべて「事務経費」なのでしょうか(車両運搬具もか?)。</p>	<p>正味財産増減計算書の勘定科目、経常支出の款「減価償却費」に示されるものの他、款「一般管理費」項「事務所費」の中に「減価償却費」もあります。例えば、車両運搬具に係る減価償却は、項「事務所費」の中の「減価償却費」ではなく、前者に当たります。</p>	元年度87頁
14	大阪府	<p>【減価償却資産の償却費月割り計算について】 減価償却資産の定額での償却の初年度の月割りは必要ないのでしょうか？ 4月取得資産、12ヶ月償却、3月取得資産も12ヶ月の償却費？</p>	<p>土地改良施設の減価償却額を計算するための経過年数については、年度の途中で取得した場合、取得した日の属する年度の開始日から取得したものとした。す。(土地改良施設の資産評価マニュアル12頁) また、建物や車両運搬具等の一般的な固定資産の減価償却額を計算するための経過年数については、当該資産の使用を開始した日の属する月からとなります。</p>	2年度34頁
15	愛知県	<p>【土地改良施設の減価償却額】 土地改良施設の減価償却額のうち土地改良区の負担でない分は、毎年の減価償却分、一般正味財産が増えていくということでしょうか。</p>	<p>減価償却時一般正味財産の部では所有土地改良施設の期首価額に対し減価償却費が計上されます。このとき、指定正味財産である補助金部分については減価償却されていないことから、指定正味財産を補助金相当分減額(指定正味財産の減価償却)しなければなりません。このため以下の仕訳を起こします。減価償却費100(補助部分80、土地改良区負担20)とする。 ①減価償却費 100 / 所有土地改良施設 100 ② 一般正味財産への振替額80 / 所有土地改良施設受贈益 80</p> <p>一般正味財産への振替額により指定正味財産を減額し、所有土地改良施設受贈益により一般正味財産に指定正味財産の減価償却額と同額を戻しています。従って、一般正味財産が増えていくことはありません。指定正味財産を減価償却額分減らし、一般正味財産はその分戻ってくることとなります。結果自分が負担した分だけ減価償却したこととなります。</p>	元年度101頁
16	静岡県	<p>【土地改良施設の減価償却と更新積立】 複式簿記では、土地改良施設の減価償却により、施設の現在価値を算出することが、将来の更新費用負担額(積立)が算出することにつながるのででしょうか。</p>	<p>減価償却することにより、取得価格から現在価値の差額金額(減価償却累計額)が算出されることとなります。この差額金額を次の更新に向けて、事前に計画的に積立する目安の金額となります。</p>	元年度8頁
17	青森県	<p>【土地改良施設の減価償却は月割か】 ・期中取得の土地改良施設の減価償却は月割となるのですか。(車両等は月割と説明があったので。)</p>	<p>土地改良施設の取得は年を単位として扱い、年途中の取得であってもその年度の4月1日に取得したものと扱われます。(土地改良施設の資産評価マニュアル3(3)①なお書き)</p>	元年度58頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩転用決済金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	長野県	<p>【転用決済金特別会計について】 法改正関連で「土地改良区の地区除外等の取扱について」において、決済金は一般会計で処理することに改正されましたが、特別会計を設置できる場合には、該当しないということですか。</p>	<p>土地改良区会計基準第1の4のとおり特別会計が否定されているわけではありません。特別会計を設けた場合は、総括表を作成することとなります。 ただ、総勘定元帳の転用決済金積立資産元帳で管理できることからあえて特別会計を設けるメリットが分かりません。</p>	元年度43頁
2	愛知県	<p>【転用決済金特別会計について】 転用決済金について、従前は特別会計とすることとなっていたが、今回の改正で一般会計とすることとされた。各土地改良区の判断で特別会計のままとしてよいか。</p>	<p>今回の改正で、特定資産とすることで一般会計への移行を進めていますが、土地改良区会計基準第1の4会計の区分(2)において「特別会計を設けた場合には総括表を併せて作成し、そこで生ずる内部取引の消去を行います。」ともされています。特別会計も複式簿記です。</p>	元年度47頁
3	愛知県	<p>【転用決済金特別会計について】 ・転用決済金は現在、農地転用決済金特別会計としているが、これも一般会計の中で扱うべきなのか。 その他の積立金特別会計は一般会計に含んだ方が会計担当者としてもやりやすいが、農地転用の場合はどうなのか。</p>	<p>・一般会計の特定資産(特定の目的のために、用途、保有又は運用方法等に制約がある資産であり、他の資産と区別して管理される。)として整理します。 転用決済金は、特定の地域のために使用するなど用途の限定がない限り、特別会計ではなく一般会計に含んで経理することが適当と考えます。この場合、転用決済金積立資産を計上するに当たっては、内規にて用途、積立限度額、積立・取崩及び管理の方法等を予め定めておく必要があります。</p>	元年度136頁
4	愛媛県	<p>【転用決済金と特定資産積立】 転用決済金は、特定資産の積立金に計上しないといけないのか。流動資産の現金及び預金でよいか。</p>	<p>転用決済金は、除外された農地に係る翌事業年度以降の土地改良事業費負担額も含んでいます。そのため、受領した転用決済金を積立金として拘束し、翌年度以降の土地改良事業費に充当することを目的として、内規で定めた期間にわたり取り崩すこととしたものです。 転用決済金積立資産を計上するにあたっては、内規にて用途、積立限度額、積立、取崩及び管理の方法等をあらかじめ定めておく必要があります。</p>	元年度105頁
5	青森県	<p>【転用決済金についての一連の仕訳例】 ・決済金についての一連の仕訳を示してほしい。</p>	<p>①転用決済金を収入したとき (借)現金及び預金〇〇〇/(貸)転用決済金〇〇〇 ②決済金を積立資産に振り替えたとき (借)転用決済金積立資産〇〇〇/(貸)現金及び預金〇〇〇 ③積立資産を取り崩したとき (借)現金及び預金〇〇〇/(貸)転用決済金積立資産〇〇〇 ④維持管理費に用いたとき (借)維持管理費〇〇〇/(貸)現金及び預金〇〇〇</p>	元年度106頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑩転用決済金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	富山県	<p>【転用決済金の取扱い事例】 更新費用を借金返済から積み立てへ切り替えた場合、転用決済金を大きくすることになるが、事例などはあるか(離農が増えている、人口移動が起きている最中に施設更新費用を負担するのは誰か) 現施設の利用者か、将来施設の利用者か。</p>	事例については承知していません。	元年度133頁
7	北海道	<p>【転用決済金の引当金設定】 転用決済金の引当金設定が厳格化されるとのことだが、どの程度厳格な設定が求められるか。 また、厳格化により決済金積立金を取り崩さなければならなくなった場合、取り崩した分はどの科目に振り替え、組合員にはどのように説明すればよいか。</p>	新会計基準においては、転用決済金は引当金として計上できなくなります。新会計基準適用初年度以前に計上されていた引当金のうち引当金の要件を満たさないものについては、新会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すことになっています。ただ、固定負債である引当金として計上できなくなったもので、特定資産「転用決済金積立資産」として計上することは問題ありません。	元年度18頁
8	岩手県	<p>【転用決済金引当金の計上是非について】 「転用決済金引当金」は引当計上できるのか(4項目クリアしているのか)</p>	引当金計上の4条件(①将来の特定の費用又は損失、②その発生が当期以前の事象に起因、③発生の可能性が高い、④金額の合理的見積もりが可能)に照らして、転用決済金引当金はそれを満たしていないとされています。	元年度126頁
9	福岡県	<p>【転用決済金引当金の計上是非について】 転用決済金は引当金ではないとのことですが、決済金の中には償還金も含まれているので、その部分については引当金に該当するのではないのでしょうか。</p>	転用決済金に償還金が含まれているとのことですが、この償還金は、借入金として貸借対照表の負債に計上されているため、改めてこの分を引当金として負債計上する必要はありません。	元年度141頁
10	滋賀県	<p>【転用決済金引当金の取崩しについて】 説明の中で、転用決済金引当金は新会計基準で取り崩さないといけないとありましたが、どのような勘定科目を使って取り崩すのでしょうか。</p>	新会計基準適用初年度以前に計上されていた引当金について、引当金の要件を満たさないものについては、新会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すこととされています。取崩し科目は「過年度修正」を利用します。	元年度127頁
11	三重県	<p>【転用決済金引当金の取崩し処理について】 転用決済金引当金を計上している。5年間かけて取消しの処理方法の具体例を教えてください。</p>	<p>現在単式簿記会計を行っていて転用決済金引当金を計上している場合は、複式簿記会計に移行する際の開始貸借対照表に転用決済金引当金を計上しないだけで結構です。</p> <p>現在複式簿記会計を行っていて転用決済金引当金を計上している場合は、新会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すこととされています。また、この場合は財務諸表に対する注記の「引当金明細」にて、「当期減少額」を明記することになります。取崩し方法は下記のとおりです。</p> <p>【振替命令書】 (転用決済金引当金) 100 / (過年度修正) 100 ※経常外収入の「過年度修正」となります。 転用決済金引当金のR4年度期首残高を500とした場合、単年度取崩額 500 / 5年 = 100</p>	2年度16頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑩ 転用決済金				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	滋賀県	<p>【転用決済金引当金の取崩し処理について】</p> <p>P34、35の説明の時に、転用決済金は特別会計として認められないと説明されました。そして、取崩しをするといわれました。そのことについて質問です。転用決済金は転用されて農地ではなくなりましたが、その周辺の用排水は生きていますので、今後の維持管理のため、転用決済金をもらって、特別会計として積み上げています。特別会計としてみとめられないのなら、今後どのような処理をしていったらいいのか、具体的に教えてください。それと取崩した場合は、どこに組み入れるのですか。教えてください。</p>	<p>土地改良区会計基準適用以前に計上されていた「引当金」については、不要不急の資金留保を予防する観点から、引当金の要件を満たさないものは取り崩すことになります。なお、取崩すのは引当金で、積立金ではありません。</p> <p>土地改良区会計基準別表第1に示されている引当金は、賞与引当金、職員退職給付引当金、役員退任慰労引当金、不納欠損引当金の4種類のみです。原則として、これら以外の引当金は取り崩す必要があります。</p> <p>転用決済金引当金を計上している場合は、新会計基準適用初年度から5年以内に引当金を取り崩す必要がありますが、資産の部の「積立金」は取り崩す必要はありません。積立金を一般会計の中に組み込む場合は、特定資産の転用決済金積立資産として計上します。一般会計への移行方法は、テキストP240～に掲載しておりますのでご確認ください。なお、収支予算・決算書では、転用決済積立資産取崩収入、転用決済積立金支出その他の支出科目において所要額、使用額を計上することになります。</p>	2年度17頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨適正化事業				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	福井県	<p>【適正化事業拠出金仕訳例】 ・適正化事業は未実施のため理解できなかった。</p>	<p>実践編100頁からの仕訳例をご覧ください。これをテーマに含む音声入りの研修資料も配付できる予定です。</p>	元年度25頁
2	茨城県	<p>【適正化事業拠出金と交付金】 維持管理適正化事業拠出金と交付金の会計処理全般</p>	<p>特別研修テキスト「実践編」100頁以降に整理例を示していますので再確認をお願いします。</p>	元年度107頁
3	千葉県	<p>【適正化事業拠出金に係る会計処理】 維持管理適正化事業拠出金等に係る会計処理について テキストの記載例(実践編P102)における⑦の仕訳(第5年度期首の長期末払金から短期未払金への振替)は必須でしょうか。ワンイアールールからすれば当然とは思いますが、当該未払金は年度内に支出することになるので、期首の振替を省略することは認められないでしょうか。</p>	<p>⑦の「第5年度期首に――」とした仕訳記述は誤植でした。「第4年度期首に――」と訂正させていただきます。(パワーpointで作成した音声入りの研修資料においては既に訂正済みです。)</p>	元年度108頁
4	富山県	<p>【適正化事業拠出金に係る会計処理】 維持管理適正化事業拠出金の処理について、実践編P101④の仕訳について、貸方の第4年度分短期未払金、第5年度長期末払金というご説明でしたが、この時点ではどちらも長期末払金とはならないのでしょうか。(第4年度の期首の時点で第4年度分を長期末払金から短期未払金に振り替える)</p>	<p>実践編101頁の④において適正化事業交付金を受けたときの仕訳を説明しています。交付金を適正化事業第3年度時点で受けた形です。土地改良区が第4年度以降負担すべき拠出金として、第4年度に60、第5年度に60が負債として認識されます。このうち第4年度分は第3年度の現時点からみて来期に支払うべき負債ですから「適正化事業拠出金短期未払金」(事業年度の期末日の翌日から1年以内のもの)となります。</p>	元年度110頁
5	福島県	<p>【適正化事業拠出金に係る会計処理】 適正化事業に複数加入している場合、複式簿記での処理が複雑である。財務諸表に記載するものでもないため、簡単に説明できる手法がないものでしょうか。 正味財産と収支決算書との差の説明及び貸借対照表における適正化事業拠出金と適正化事業未収金の内訳が分からない状況にあります。</p>	<p>維持管理適正化事業に加入した場合、5年間の各年度において拠出金を拠出することとなります。複式簿記での拠出金の扱いは適正化工事年の予定年度までは資産として扱うこととし、その勘定科目は、その他固定資産「適正化事業拠出金」として用意しています。また適正化工事年から翌年度以降ですが、拠出金の拠出は義務となりますので負債と観念し、「適正化事業拠出金短期未払金」、「適正化事業拠出金長期末払金」として計上するものとなります。実践編テキスト100頁の図を参照願います。1土地改良区で年次が異なる適正化事業に複数加入している等の場合、資産・負債を把握する整理表の作成が必要と考えます。</p>	元年度128頁
6	石川県	<p>【適正化事業拠出金の支出】 実践編P18 現金預金出納帳の摘要は、資料編P18 その他固定資産―適正化事業拠出金 ではないでしょうか。</p>	<p>現金預金出納帳において適正化事業拠出金の支出は、款「土地改良事業費支出」項「適正化事業費拠出金支出」目「適正化事業費拠出金」として記載されるものとなります。(財務諸表においては、資産と観念しますので、資産科目である「適正化事業拠出金」を用い仕訳をします。)このように、支出整理簿、現金預金出納帳には収支予算書(収支決算書)の勘定科目を用いて記帳をします。</p>	元年度24頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑨適正化事業				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
7	宮城県	<p>【適正化事業拠出金の支出】 適正化事業の拠出金について、土地連からの拠出金納入通知書だと本来の拠出金額と事務賦課金が合計されていると思います。内訳は別紙でついてきますがその内の拠出金額の部分だけを資産又は負債に積み立てて行くと思うのですが、それで合っているでしょうか。その場合、事務賦課金は通常の支出にあたるのでしょうか。また、本来の拠出金額と事務賦課金を分けて発行する予定等はないでしょうか。</p>	<p>適正化事業に取り組んでいる土地改良区において、貸借対照表へ登載する資産負債の対象額は「拠出金額」です。事務賦課金については通常の経費支出として処理するもので資産負債の類ではありません。拠出金納入通知書については従前通りで変更予定はありません。</p>	元年度107頁
8	新潟県	<p>【適正化事業拠出金未払金について】 研修テキスト実践編 P.102 交付金を受け取った際に振替で、前テキストを参照して短期未払金と長期未払金をまとめて未払金としています。短期と長期に分けたほうが良いのでしょうか。</p>	<p>国が平成31年2月に通知した土地改良区会計基準の別表第1に、負債に属する適正化事業拠出金未払金の勘定科目が示されています。流動負債として「適正化事業短期未払金」、固定負債として「適正化事業長期未払金」がありますので、これに従うこととなります。</p>	元年度109頁
9	福井県	<p>【適正化事業事務費について】 ・適正化事業の事務費5%はどう仕訳するのか。長期負債か。</p>	<p>適正化事業の事務費は、資産扱いをする適正化事業拠出金と異なり、各年度において支出計上するものとなります。</p>	元年度99頁
10	鳥取県	<p>【適正化事業事務費の勘定科目】 適正化事業事務費について、どの科目に計上すれば、よろしいのでしょうか。</p>	<p>事務費の勘定科目は、会計基準では、別表第1の正味財産増減計算書 経常支出 款:土地改良事業費 項:適正化事業費目:維持管理費の目と同じ、とされていますが、目の追加も許容されていますから、(目)適正化事業事務費拠出金を設定し処理することも可能です。</p>	元年度31頁
11	福島県	<p>【適正化事業における工事実施年度の記帳例】 維持管理適正化事業での工事実施年度の記帳実務の例を示して頂きたい。</p>	<p>実践編P100～102(※102頁は差し替え資料)、P121、122 をご参照下さい。</p>	元年度90頁
12				削除
13	山梨県	<p>【適正化事業と資産の増加】 適正化事業の実施は、資本的支出として財産台帳及び貸借対照表に反映しなくてよろしいか。</p>	<p>適正化事業は維持管理事業なので資本的支出は考えられませんが、資料編152頁、資産評価マニュアル「(4)供用後に支出した事業費」中に維持管理事業の例外的な記述があります。「維持管理事業であっても、明らかに資本的支出の部分であると認められる場合(例:用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新)には、その部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上することとします。ただし、過年度に実施した維持管理事業については、作業の効率化の観点から、必ずしも資本的支出を区分する必要はありません。」とされています。</p>	2年度1頁
14	長野県	<p>【適正化事業に係る仕訳について】 適正化の拠出金の処理と適正化の事業費とその資産について。</p>	<p>令和元年度版特別研修テキスト実践編の100頁から詳解されているので参考してください。</p>	2年度27頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:⑱適正化事業				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
15	島根県	<p>【適正化事業の実施と資産評価について】 適正化事業を実施した際に、機能向上はしないが、耐用年数は延ばすか、資産に上げるのでしょうか。</p>	<p>適正化事業は維持管理事業です。会計処理上、耐用年数は延びないことが原則です。</p>	3年度19頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑳ 不納欠損				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	茨城県	<p>【不納欠損処理後の債権回収】 また、不納欠損処理後、債権を回収できた場合の仕訳についてご教示願います。</p>	<p>不納欠損処理後の債権を回収した場合は、現金預金／雑収入(経常外収入)で処理します。 ただし、不納欠損処理と長期未収賦課金の回収が同一年度になされた場合は、不納欠損した処理を取り消した上で長期未収賦課金の回収処理を行います。 不納欠損処理の取り消し:(長期未収賦課金／不納欠損) 長期未収賦課金の回収: (現金預金／長期未収賦課金)</p>	元年度108頁
2	福島県	<p>【不納欠損処理と総代会】 P139 不納欠損の処理について、時効成立した債権については、不納欠損処理をしなければならずとありますが、決算書に計上しないことは、欠損処分について総代会で付議するということですか。</p>	<p>賦課金等の消滅時効が完成した場合は、不納欠損処理を行い、不納欠損引当金を消滅させた決算に至ることになります。消滅時効が完成したことに伴う不納欠損処理については、総代会に対し判断を伺うという余地はありませんので、付議ということはありません。しかし、ここに至った理由については総代会で説明が必要でしょう。</p>	元年度90頁
3	島根県	<p>【不納欠損処理の取扱いについて】 不納欠損処理の取扱いについて具体的に知りたい。</p>	<p>◆不納欠損処理 賦課金等の消滅時効の完成日と、徴収不能として不納欠損処理を行うとした総代会議決のあった日のいずれか早い日に、不納欠損処理を行い、長期未収賦課金等と不納欠損引当金を消滅させます。</p> <p>不納欠損の議決後、決算事務において以下の通り仕訳します。</p> <p>◆不納欠損引当金設定時(長期未収賦課金の額10) 不納欠損引当金繰入額9/不納欠損引当金9</p> <p>◆時効による不納欠損処理 不納欠損引当金9/長期未収賦課金10 不納欠損1</p>	元年度50頁
4	群馬県	<p>【不納欠損引当金計上時の仕訳】 実践編P95、⑦⑧仕訳について、⑦は不納欠損引当金／長期未収賦課金、⑧は不納欠損／不納欠損引当金ではないのか。</p>	<p>不納欠損引当金は負債であり、計上時の仕訳は貸方に計上すべきものです。⑦を指摘のとおり仕訳とした場合、借方が不納欠損引当金であることから、負債計上になりません。</p>	元年度108頁
5	岡山県	<p>【不納欠損引当金計上と総代会議決】 賦課金不納欠損引当金の計上と欠損処分の議決はリンクするのか。</p>	<p>不納欠損引当金については、長期未収賦課金等について時効が完成する前までに回収不能が明確である場合に不納欠損となりそうな金額を計上します。 不納欠損処分は、その賦課金等の債権が時効となったときや、時効前に回収不能と判断して債権放棄が必要があるときに総代会の議決により処理することとなります。</p>	元年度52頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑳ 不納欠損				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
6	埼玉県	<p>【不納欠損引当金設定後の入金処理】 「不納欠損引当金」を設定した後、入金があった場合どう処理すれば良いですか。</p>	<p>不納欠損引当金の対象とした未収賦課金が入金された場合は、まず通常の未収賦課金(長期未収賦課金)の入金処理を行います。(現金預金/長期未収賦課金等)</p> <p>不納欠損引当金については、徴収先毎に回収可能性を検討した上で個別に引き当てている場合は、当該未収賦課金等に係る不納欠損引当金を取り崩す処理を行います。(不納欠損引当金/不納欠損引当金取崩益)</p>	元年度108頁
7	愛媛県	<p>【不納欠損引当金の規程作成について】 不納欠損引当金については、規程等を作成しなくてよいのか。</p>	<p>不納欠損引当金は、条件が整えば計上しなくてはなりません。この場合、当勘定計上に当たり規程等を作成する必要はありません。</p>	元年度54頁
8	青森県	<p>【不納欠損引当金の計上基準】 ・不納欠損引当金について、対象とすべき滞納賦課金に基準はあるのでしょうか。</p>	<p>不納欠損引当金の対象とすべき滞納賦課金の大きさに関するのですが、会計基準には基準となるものは示されていません。今後、国から令和元年度内に財務諸表作成要領が示される予定となっており、その中でどのような解説がされるのか注目点と考えます。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」103頁には、不納欠損引当金の計上として、徴収先が不明、滞納処分を経ても徴収が見込めない等、引当金の計上ケースが解説されています。</p> <p>元年度2頁</p>
9	滋賀県	<p>【不納欠損引当金の計上基準】 開始貸借対照表への不納欠損引当金の具体的な計上の仕方を教えてください。又、不納欠損処理の具体的な仕訳を教えてください。</p>	<p>長期未収賦課金等の未納状況、納付可能性は、土地改良区の実情により様々ですから、不納欠損引当金計上額も特に基準が設定されているわけではありません。現実的には、時効の達成が確実な未収賦課金額を計上することになるのではないのでしょうか。</p>	<p>(補足情報)国が令和2年3月に示した「財務諸表等作成要領」103頁には、原則として徴収先ごとに判断して計上すると解説しています。</p> <p>元年度120頁</p>
10	福島県	<p>【不納欠損引当金の計上基準】 不納欠損引当金の引当条件がわかりません。企業では、〇%を計上するなどの決めがあると思われませんが、土地改良区会計基準にはそういった決まりがないので、未収になる恐れがある場合とは、未納理由によって捉え方を判断して良いものなのでしょうか。? また、不納欠損引当金の根拠は、理事会または総代会の議決が伴うものなのでしょうか。?</p>	<p>不納欠損引当金の計上に当たっては原則として徴収先ごとに回収可能性を検討して該当額を計上するものとなります。ただし、徴収先が多数であって、徴収先ごとの回収可能性の検討が困難である場合は、過去3年間の平均不納欠損率や賦課徴収率等に基づく方法によることとなります。</p> <p>不納欠損引当金の計上は理事会の議決を経る必要があります。</p>	元年度129頁 4年度追記
11	富山県	<p>【不納欠損引当金の計上タイミング】 不納欠損引当金は、いつの時点で計上するのか。 (会計基準第2、5(㉔)より、滞納処分後?)</p>	<p>会計基準においては、「長期未収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合」としており、「徴収不能のおそれ」を土地改良区が認識した時となります。</p>	元年度110頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑳ 不納欠損				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
12	岩手県	<p>【不納欠損引当金の計上と総代会議決】 不納欠損引当金を計上する場合、総代会の議決が必要か。理事会の議決でもよいでしょうか</p>	不納欠損引当金の計上は理事会の議決が必要で	元年度38頁 4年度追記
13	福島県	<p>【不納欠損引当金の計上の考え方】 不納欠損引当金を計上することは、遡って考えると事前に徴収できないと分かっている賦課金を請求すること自体に問題があるのではないかと思います。しかし、賦課金の徴収は土地改良法で定められているため、農地を所有している以上、請求しなければいけません。請求をしておいて、徴収出来ないから引当金として計上することは矛盾しているのではないかと考えますがその辺の考え方をご教示下さい。</p>	土地改良事業の実施に基づく土地改良区の組合員への賦課金請求は、法令、定款の定めにより事業受益に対し請求がなされる土地改良区の基本的な措置です。徴収ができない事情があるから請求をしない、という不公平な措置はとれません。一方、引当金の計上は土地改良区の債権管理上からする措置で、現実の徴収可能性を吟味した上で計上するものです。土地改良区の未収賦課金という資産額について、不納欠損引当金の計上により現実を反映した資産額に置き直すものとなります。	元年度129頁
14	北海道	<p>【不納欠損引当金の計上の仕方】 不納欠損引当金の計上の仕方について、ご教示願いたい。</p>	長期未収賦課金等について、原則として徴収先ごとに回収可能性を検討したのち、総(代)会の議決を経て、長期未収賦課金等の額を備忘価額1円まで減額する金額を不納欠損引当金として計上します。貸借対照表の資産の部に表示される長期未収賦課金等に対する控除項目として表示することとなります。	元年度1頁
15	福島県	<p>【不納欠損引当金の上限額】 P9 不納欠損引当金の新設について、不納欠損引当金の額についての定めがありますか。</p>	金額の上限はありません。長期未収賦課金等の徴収不能見込額(備忘価額1円まで減額する金額)を「不納欠損引当金」として計上することとなります。	元年度3頁
16	兵庫県	<p>【不納欠損引当金の設定について】 引当金について。賞与引当金、退職給付引当金等の金額が明確なものは問題ないが、不納欠損引当金については額は未確定である。この場合、引当額の決定、承認はどのように行うのか。引当額については、収支予算には含まれていないので予算承認だけではできない。単独議題として引当金繰入額の承認を得る必要があるのか。</p>	不納欠損引当金の設定について単独で議決を得る必要はなく、引当金の設定、繰入額あるいは取崩益の決定については、貸借対照表や正味財産増減計算書の総会又は総代会の承認を得ることにより行います。引当金繰入額等の説明をすることで引当金への理解が深まるとも考えますので、どのように説明するかは、各土地改良区の判断に委ねられます。	元年度27頁
17	熊本県	<p>【不納欠損引当金の貸借対照表の記載方法】 実践編(P96)、不納欠損引当金の貸借対照表の記載方法は間接控除法の標記でよいのか。</p>	仰るように、不納欠損引当金の貸借対照表への記載方法は間接控除法となります。	元年度35頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ⑳ 不納欠損				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
18	茨城県	<p>【未収賦課金等の不納欠損処理】 ①不納欠損処理は毎年度必要になるのでしょうか。 ②賦課金調定額を年度内で変更した場合、どのような処理が必要になるのでしょうか。 ③工事における簿記上の取引となるのは、着工か竣工かどちらでしょうか。</p>	<p>①過年度賦課した賦課金債権が5年の時効に達した場合は、その時点で不納欠損処理をすることになります。 ②既に通知した賦課令書を取消し、あらためて変更後の賦課令書を発することとなります。 ③簿記上の取引となるのは、原則として竣工時ですが、着工時などに着手金を支払うような場合には、着工時も簿記上の取引に該当します。</p>	元年度5頁
19	宮崎県	<p>【賦課金の不納欠損引当金の計上時期】 テキストに載っていない内容を休憩前に口頭で説明されましたが(午前:不納欠損の処理について、午後:決算について)、その内容について説明した資料を提供してほしい。</p>	<p>午前の講義で賦課金の不納欠損引当金の計上時期の考え方を口頭で説明しましたが、本来、引当金は賦課金を賦課した時点で未収を想定して計上すべきところ、実務上の措置についての緊急避難的な取扱いを説明したものですので、紙ベースでの資料の提供は考えておりません。</p> <p>また、午後の講義でのテキストに載っていない内容については、本質問票の回答欄「財務諸表等の作成手順-1」において説明を記載しています。資料については県土連のご担当者様にお渡ししていますので、ご担当者様にお問い合わせ下さい。</p>	2年度50頁
20	栃木県	<p>【不納欠損引当金の計上なく時効となった賦課金】 不納欠損引当金を計上せずに時効となってしまった長期未収賦課金等については、不納欠損引当金を計上しないまま不納欠損処理を行ってよいのでしょうか。その場合の仕訳はどのようになるのでしょうか。</p>	<p>引当金の設定が出来なかった場合は、時効となった長期未収賦課金等について、次の仕訳を行います。 (項) 不納欠損〇〇/ (項) 長期未収賦課金等〇〇</p>	2年度23頁
21	福島県	<p>【不納欠損とした長期未収賦課金の収入科目について】P36滋賀県土地改良区からの質問における回答内容で記載されている、不納欠損とした長期未収賦課金の収入科目について、「寄附金収入」で収入しても問題ありませんか。</p>	<p>3年度テキストの36頁には、5年以上経過している未収賦課金について、未納者から納付があった場合、雑収入の科目で受け入れると紹介しております。</p>	3年度25頁
22	富山県	<p>【不納欠損引当金の設定がない場合の時効時の仕訳】長期未収賦課金が時効消滅になった時点で、不納欠損引当をしていなかった場合の仕訳はどうなりますか。</p>	<p>仕訳は次となります。不納欠損(経常外) / 長期未収賦課金等</p>	3年度38頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ①特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
1	富山県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 高岡市土地改良区では「一般会計」「特別会計農地転用決済金」「特別会計基本財産積立金」「特別会計役員退任慰労金積立金」「特別会計職員退職給与積立金」の会計がありますが、複式簿記になると特別会計は財務諸表の特定資産の増減額及び残高の内訳表に記入し特別会計は消滅すると考えてよいのか。「特別会計土地改良事業」は団体営事業と県営農地整備事業と県単独農業農村整備事業を会計しているが、「特別会計」として残して良いか。</p>	<p>特別会計として、いわゆる積立金会計をもっている場合、一般会計と統合した形で貸借対照表総括表等を作成する必要がありますので、事務の軽減のためには、一般会計に積立金勘定科目を設定して特別会計を解消することが考えられます。なお、限定された受益地域のため特定の土地改良事業について特別会計を設けている場合は存続の必要性が高いものと考えます。</p>	元年度23頁
2	熊本県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 当土地改良区は、特別会計を5会計（農業用水特別会計、特別賦課金特別会計、基本財産積立金特別会計、換地清算金特別会計、農地転用決算金特別会計）持っており、事務が複雑だ。複式簿記導入を機会に特別会計を減らしたいと思うが如何に。</p>	<p>賛成です。 特別会計が多いと、特別会計ごとに財務諸表等の作成が必要で、総括表を作成する際にも複数ページにわたることが予想され、その事務作業も複雑になると考えられます。 特別会計を一般会計の中の特定期資産として処理することで事務作業も簡素化され、財務諸表の見た目もすっきりすると考えます。</p>	元年度34頁
3	茨城県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 現在、特別会計として以下の3つを設けています。 ①維持管理積立金 一般会計に余裕があるときに積み立てたものであり、維持管理に費用がかかるときに一般会計に繰り入れて使うものとなっている。現在積立はしておらず、預金利子のみの収入となっている。 ②維持管理協力金 地区除外の際に維持管理協力金として組合員から頂いたもの。本来であれば毎年一般会計に繰り入れるべきものであるが、理事会の協議により積み立てておいて必要な時に使うこととなっている。ここ数年地区除外による決済金の収入はなく、預金利子のみの収入となっている。（今回の会計基準改正による地区除外処理規程例では、「決済金は一般会計とする。」となっているが・・・） ③退職給与積立金 毎年度一定額を一般会計から積立している。（一般会計で処理することが妥当と書いてある文書があったかと・・・） ちなみに役員退任慰労金は引当金として一般会計にて処理・毎年度積立をしている。これら3特別会計ですが、一般会計として管理・運用した方がよいでしょうか？</p>	<p>一般会計の他に特別会計がある場合、総括表（貸借対照表総括表、正味財産増減計算書総括表、収支予算書総括表、収支決算書総括表）の作成が必要とされます。特別会計は補助金の交付条件として特別会計の設置が定められている場合を除き、一般会計に統合した形で会計に取り組むことが推奨されています。</p>	元年度40頁
4	長野県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 特別会計について 転用決済金など今まで特別会計で処理していたものを移行時に一般会計へ繰入するには、どのように整理すればよいのか。</p>	<p>複式簿記開始に当たり、開始貸借対照表を作成します。「財産目録」「積立金台帳」の登載データから、開始貸借対照表価額を把握します。なお、期末において資金余裕に応じた積立金の積増し措置が取られた場合、その措置を反映した×2年3月31日現在の積立金残高を×2年4月1日の開始貸借対照表価額として記載します。</p>	元年度43頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ①特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
5	岡山県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 基礎編P10 当改良区のわけ方で良いか。 ※特別会計を設けている。 廃止した方がよいか(県指導で作成した)。</p>	<p>新しい土地改良区会計基準では、特別会計は、「特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合」に設けることができるかとされています。一般の積立金は特別会計ではなく、特定資産として経理することになりますが、県の指導により設定したのであれば、県の担当部局ともよく相談して下さい。</p>	元年度51頁
6	長崎県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 本土改良区では現在、 ①水利用調整事業特別会計 ②備荒積立金特別会計 ③事業積立金特別会計 を設置しています。 ②③は積立金が増加していただけなので複式簿記の一般会計と①の中で処理できるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか？ また、①の特別会計の複式簿記方式をするならば会計ソフトのプログラムに入ってくるのでしょうか？</p>	<p>②及び③は積立金会計ですから、一般会計の中の特定資産として処理できると考えます。 ①の「水利用調整事業」が、特定の地域のための特定の受益者のために行う事業である等特定の収入をもって特定の支出に充てる必要がある場合は、特別会計を設けることができるとされています。特別会計として存続させるならば、総括表を作成することになります。総括表は「貸借対照表総括表」「正味財産増減計算書総括表」「収支予算書総括表」「収支決算書総括表」があり、特別会計を設ける場合はこれら全ての総括表の作成が必要となります。 ※【参考】土地改良区会計基準第1-4-(1)/テキスト基礎編P59第1総則(2)特別会計を設けた場合の会計処理等</p>	元年度55頁
7	静岡県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 現在、当改良区では、5つの特別会計があり、講義で説明があった通り、複式簿記導入に伴い、一般会計への統合・廃止を考えています。積立金の様に、一般会計へ統合が出来る基準等を教えていただきたいです。また、特別会計が複数ある場合、総括表(1表)で記載は出来るのでしょうか。</p>	<p>特別会計を廃止し、一般会計への統合する基準としては、新たな土地改良区会計基準の4(1)に、特別会計を設けなければならない事項として、「補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理すること」とされています。これに該当しなければ一般会計へ統合することができます。なお、総括表は複数の会計がある場合に使用しますので、一般会計のみの場合は、総括表を作成する必要が無く、研修テキスト(資料編)のP36～37のみを作成することになります。この場合、特別会計の積立金は、2 固定資産(2) 特定資産に5つの特別会計を表示することになります。</p>	元年度117頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
8	岡山県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 特別会計 農地転用決済金 特別会計 他目的使用料があります。 特別会計はあまりない方が良く、 一般会計へ繰り入れるとの事でしたが、ひとつにした方が良くないのでしょうか？それぞれ一般会計へ毎年繰出金があります。</p>	<p>土地改良区会計基準では、原則として一般会計で処理することとされています。特別会計は、受益地域を異にする場合など、特定の収入を持って特定の支出に充て、一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、設置することが認められています。</p> <p>また、補助事業の補助金交付条件として、一般会計と区分して特別会計で経理することが求められているとき(小水力発電事業を実施する場合など)は、特別会計を設けなければならないとされています(会計基準第1の4)。</p> <p>したがって、現在の農地転用決裁金特別会計や他目的使用料特別会計は、一般会計で経理することが適当です。</p> <p>なお、それらの積立金は、貸借対照表の特定資産として整理することになり、 ※積立時(金融口座振込～支出命令書) 転用決済金積立資産/現金及び預金 ※他目的使用料収入時(収入命令書) 現金及び預金/受取他目的使用料 として処理することになります。特別会計を設置できる場合とは、「受益地域を異にする場合など、特定の収入を持って特定の支出に充て、一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合。」</p> <p>特別会計を設置しなければならない場合とは、「小水力発電事業を実施する場合など。」 貸借対照表の特定資産として整理します。 ※積立時(金融口座振込～支出命令書) 転用決済金積立資産/現金及び預金 ※他目的使用料収入時(収入命令書) 現金及び預金/受取他目的使用料 として処理します。</p>	元年度122頁
9	山口県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 特別会計の処理(一般会計に集約した場合、総勘定元帳の内容)。</p>	<p>具体的な勘定が分からないので、転用決済金積立金特別会計とさせていただきます。 この会計を一般会計内で処理する場合、 款:特定資産 項:転用決済金積立資産となります。 この時作成される総勘定元帳は転用決済金積立資産元帳となります。 特別会計整理の手続きは、複式簿記移行にあたり、開始貸借対照表を作成することで特に仕訳等の手続きはありません。(基礎編P.122参照)</p>	元年度123頁
10	岩手県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 一般会計の外に特別会計が9会計あります。適正化事業関係、財調他ありますが一般会計に合わせた方が良くないものの基準を教えてください。</p>	<p>小水力発電事業のように、国の補助金交付の条件として特別会計での経理を求められているものはその遵守が必要です。その他、事業受益の違いから特別会計として経理が望まれるものもありましょう。しかし、それ以外は現行の特別会計については、極力一般会計への統合を検討されることをお勧めします。</p>	元年度128頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
11	千葉県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 特別会計が2会計あるが、この取扱はどうするののか。</p>	<p>一般会計の他に特別会計を有する場合、貸借対照表総括表、正味財産増減計算書総括表の作成が必要となります。土地改良区の会計全体を総覧できるようにとの趣旨でしようが、一般会計への統合を検討することをお勧めします。</p>	元年度130頁
12	滋賀県	<p>【特別会計と一般会計の統合】 基本的なことがわかっていないのですが。一般会計と特別会計があります。複式簿記になると一つにするのですか。</p>	<p>積立金の特別会計は、一般会計内の特定資産として扱うことがよいと考えます。 特別会計が多いと、特別会計ごとに財務諸表等の作成が必要で、総括表を作成する際にも複数ページにわたることが予想され、その事務作業も複雑になると考えられます。また、特別会計を一般会計に組み入れて処理することで事務作業も簡素化され、財務諸表の見た目もすっきりすると考えます。 なお、全ての特別会計を一般会計に組み入れる必要はなく、特定の収入を持って特定の支出に充ててはいけなときは特別会計の設定が認められています(会計基準第1)から、特別会計の必要性について確認しておいて下さい。</p>	元年度137頁
13				削除
14	大阪府	<p>【特別会計に計上の積立金の取扱い】 ・特別会計で計上していた積立金の取扱いはどうにするののか。</p>	<p>積立金の特別会計は、一般会計内の特定資産として扱うことがよいと考えます。 特別会計が多いと、特別会計ごとに財務諸表等の作成が必要で、総括表を作成する際にも複数ページにわたることが予想され、その事務作業も複雑になると考えられます。特別会計を一般会計の中の特定資産として処理することで事務作業も簡素化され、財務諸表の見た目もすっきりすると考えます。 なお、全ての特別会計を一般会計に組み入れる必要はなく、特定の収入を持って特定の支出に充ててはいけなときは特別会計の設定が認められています(会計基準第1)から、特別会計の必要性について確認しておいて下さい。</p>	元年度138頁
15	岐阜県	<p>【特別会計の一般会計繰入れ】 特別会計を一般会計へ繰入れるのかどうか</p>	<p>新会計基準においても、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合には、特別会計を設けることができるとされており(会計基準第1の4の(1))、必ずしも繰入れる必要はありません。 ただし、特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならないとされています(同基準第1の4の(2))。</p>	元年度8頁
16	静岡県	<p>【特別会計の一般会計繰入れ】 現在、特別会計が2口あります。一般会計に繰入れするのがよいでしょうか？</p>	<p>土地改良区会計基準の4(1)に、特別会計を設けなければならない事項として、「補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理すること」とされています。</p>	元年度22頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
17	静岡県	<p>【特別会計の一般会計繰入れ】 複式簿記導入課題事項:特別会計の整理について。職員退職金は特別会計から廃止した方がよいとのことでしたが、農地転用、畑灌は現状の特計でいいのでしょうか？</p>	<p>農地転用、畑灌がこれに該当しなければ、職員退職金と同様に特別会計を廃止して、一般会計に含めることができます。 なお、会計上で特別会計を廃止しても、規程(職員退職金等)までも廃止するものではありません。</p>	元年度22頁
18	長野県	<p>【特別会計の一般会計繰入れ】 転用決済金・退職給与金・他積立金がありますが、どの様な方法があるのか、一般会計に全部入れなければならないのか。</p>	<p>会計区分については、土地改良区会計基準第1の4のとおりです。質問の積立資産については、一般会計の特定資産として管理されることをおすすめします。</p>	元年度42頁
19	兵庫県	<p>【特別会計の会計処理について】 特別会計の一般会計統合の会計処理について詳しく知りたい。</p>	<p>現在特別会計で処理しているものについて一般会計への統合は、複式簿記移行時に、特別会計の科目・説明種目等に応じて一般会計に整理し直します。例えば、特別会計で徴収していた賦課金は、一般会計では特別賦課金とし、目・節により地区名、事業名等で整理することになり、積立金については、一般会計の特定資産として扱うことなどの整理を行うこととなります。 なお、全ての特別会計を一般会計に組み入れる必要はなく、特定の収入を持って特定の支出に充ててはいけなときは特別会計の設定が認められています(会計基準第1)から、特別会計の必要性について確認しておいて下さい。 特別会計が多いと、特別会計ごとに財務諸表等の作成が必要ですし、総括表を作成する際にも複数ページにわたることが予想され、その事務作業も複雑になると考えられます。特別会計を一般会計の中の特定資産として処理することで事務作業も簡素化され、財務諸表の見た目もすっきりすると考えます。</p>	元年度11頁
20	鳥取県	<p>【特別会計の設定可否について】 特別会計についてはどうなるのか？</p>	<p>新会計基準でも、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合には特別会計を設けることができますが、これに当たらないときには一般会計で経理することになります。例えば、積立金は、貸借対照表の固定資産～特定資産に計上されることとなります。また、財産目録へも同様の記載となります。</p>	元年度50頁
21	三重県	<p>【特別会計の積立金の勘定科目】 特別会計の預金はどのようになるか。(貸借対照表の計上の仕方)</p>	<p>開始貸借対照表作成時に整理します。例えば、「転用決済金積立金特別会計」などは、貸借対照表の特定資産として「転用決済金積立資産」という勘定を用いて計上します。 このように、特定の目的のために用途、保有又は運用方法に制約がある資産については、特定資産の期首残高とします。(土地改良区会計基準別紙 会計方式の移行措置4) 会計は一つになりますが、預金口座は従来どおり別々に管理できます。</p>	元年度120頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ①特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
22	鳥取県	<p>【特別会計への繰入・繰出科目】 現状の特別会計への繰入・繰出は、変換後費目では「他会計繰入(繰出)」又は「特定資産取崩収入(積立支出)」のどちらに該当するのか。</p>	<p>当該特別会計(積立金会計と推察します)を一般会計に組み入れる場合の積立金の取り崩し、積み立ては、「特定資産取崩収入(積立支出)」となります。 当該特別会計をそのまま特別会計として扱う場合の積立金の取り崩し、積み立ては、「他会計繰入(繰出)」となります。</p>	元年度28頁
23	鹿児島県	<p>【特別会計や引当金設定の基本】 単式簿記では、積立金と称するものは、特別会計で処理する事ということであったが、複式簿記では、退職金及び決済金は引当金とし、一般会計に一本化するという理解でよいか？</p>	<p>土地改良区会計基準では、特別会計の設定についてむやみに設けるのでは無く、限定する基準が示されています(会計基準第1の4)。これは、特別会計が多いと、貸借対照表総括表に何列も特別会計が並ぶことになり、内部消去取引が多く起こる可能性があるとともに、事務処理が煩雑になる懸念が生じることによります。特別会計を一般会計に一本化することで土地改良区全体の資産管理がしやすくなり、また財務諸表等の作成作業の軽減化につながると考えます。 また、引当金についてですが、新しい会計基準では、引当金の要件(①将来の特定の費用であること、②その原因が既に生じていること、③その費用が発生する可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もれること)を満たさないものについては引当金とは認められません。退職給付については引当金とされますが、転用決済金については、引当金として認められず、新会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すこととなります。なお、この場合、転用決済金引当金については取り崩すこととなりますが、特定資産としての転用決済金積立資産は存続します。</p>	<p>【参考】土地改良区会計基準 別紙 会計方式の移行措置の8 元年度124頁</p>
24	大阪府	<p>【特別会計勘定科目と一般会計への移行方法】 今ある一般会計を特別会計2本を来年度の予算の時点で1本化にしたいと思っているが、複式簿記に移行する時の科目に設定したいと思うので、教えてほしい。</p>	<p>会計基準別表第1に貸借対照表の勘定科目が示されていますので、現在保持している特別会計がこれらの勘定科目に当てはまるようでしたら、別表第1の勘定科目を使用して下さい。また、特別会計の内容が別表第1に設定されている勘定科目の内容に当てはまらないようでしたら、新たに勘定科目を追加することも許容されていますので、適宜な勘定科目を設定することもできます。</p>	2年度19頁
25	宮崎県	<p>【特別会計積立金を一般会計に取り込む手順】 特別会計(〇〇積立金会計)を一般会計に取り込む手順(研修資料P241.244等)で、R4.4.1で款:他会計繰出額、項:一般会計繰出金支出目で仕訳のうえ一般会計へ繰り出す記載がありますが、各積立金会計にこの科目設定が元々無い場合、予めR4.3.31までの特別会計にこの款項の科目を予算書等に設定する必要があるのでしょうか。</p>	<p>すでに複式簿記会計を行っている土地改良区において特別会計を一般会計に取り込もうとする場合は、各積立金会計から資金を繰り出して一般会計に繰り入れる処理を(収支決算書においては)「一般会計繰出金支出」として示す必要がありますので、特別会計においても適宜な勘定科目の設定が必要となります。 R4年度から複式簿記会計とする場合、開始貸借対照表に特定資産として計上しますので、繰入れ・繰出しの科目は必要ありません。</p>	2年度19頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
26	滋賀県	<p>【特別会計と一般会計の統合に伴う口座の取扱い】 特別会計を一般会計として取り扱う場合、一般会計口座と特別会計口座をどのように取り扱うのか。また、総会ではどのように提案すればいいのでしょうか。</p>	<p>特別会計を一般会計に繰り入れるに当たり、積立金の特別会計であれば一般会計の特定資産となりますし、その他の特別会計は、特別会計で使用していた勘定科目を一般会計の勘定科目に適宜見直した上で一般会計において経理します。また、特別会計に係る金融機関の口座は、変更する必要はありません。</p>	2年度48頁
27				削除
28	宮崎県	<p>【特別会計の一般会計移行と通帳の継続使用】 特別会計の通帳口座は継続できるでしょうか。</p>	<p>特別会計を廃止する場合、通帳口座を当然に廃止することにはなりません。一般会計で使用する他の通帳口座の使用目的なども考慮しながら、その存廃を検討してみてください。</p>	2年度12頁
29	大阪府	<p>【特別会計の一般会計への統合手順について】 一般会計以外に第1区事業特別会計～第三区事業特別会計があり、予算、実績、普通預金、定期貯金を分けて管理しています。一般会計に取り込むとありますが、詳細の手順を求めたい。 一般会計の中で、一区、二区、三区の区分で管理することは可能でしょうか？</p>	<p>これまでの事業特別会計が、ある特定の地域のための事業を特定の組合員の賦課金で賄うため等区分経理する必要があるために設置しているものであれば、経理が却って煩雑になることも考えられるので、今後とも特別会計で経理することも認められます。一般会計に繰り入れる場合、例えば、賦課金で一区賦課金、二地区賦課金等で区分したり、修繕費を一区修繕費、二地区修繕費等に区分するなど、必要に応じて地区名等具体的にすることも可能です。なお、普通預金や定期預金の口座は、今のままでかまいません。</p>	2年度10頁
30	岡山県	<p>【特別会計の設置判断について】 特別会計の設置については原則一般会計へ統合が必要との説明だったが、会計基準第1総則の4「会計区分」において特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収支と区分経理する場合には設けることが出来るため、補助事業以外の会計(転用決済金会計など)従来どおり当区では一般会計に加えて特別会計(積立金等)を設ける形での運用でよいか。</p>	<p>転用決済金会計は、積立金会計ですから、一般会計中の特定資産として処理できると考えます。この積立金会計について一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合は、特別会計を設置することができます。しかしこの場合、総括表を作成し、内部取引の消去を行わなければなりません。</p>	2年度10頁
31	山梨県	<p>【特別会計の設置要件と基金】 基金は特別会計扱いになるのか。</p>	<p>特別会計の設置要件については、土地改良区会計基準第1の4の(1)のとおりです。 おたずねの基金は単式簿記では特別会計で処理されていたと思いますが、複式簿記では、一般会計とし、基本財産若しくは特定資産として計上します。</p>	2年度14頁

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ: ㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
32	宮崎県	<p>【特別会計の積立金を一般会計に移行する際の検討点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員退職積立金 ・農地転用決算金 ・事業積立金(機能保全事業の積立) ・給水引込負担金(新規給水栓の設置) ・備荒積立金(災害等) <p>※現在の特別会計の例、これらの会計は一般会計で処理するのでしょうか。</p>	<p>職員退職積立金、農地転用決済金、事業積立金、備荒積立金は、その用途、処分・運用方法について別に規程が定められているので一般会計で処理しても支障はないと考えられますから、一般会計の特定資産又は基本財産として処理することが適当と考えます。</p> <p>一方、給水引込負担金は、特定の収入(例えば、給水栓設置料)で特定の支出(例えば、給水栓、パイプライン等の補修費)に充てるようなものであれば、特別会計で区分経理することが適当な場合もあるかと考えますので、その資金の目的、内容を踏まえて検討してみてください。</p>	2年度12頁
33	宮崎県	<p>【特別会計廃止スケジュールと議決事項】</p> <p>P240の特別会計を一般会計に取り込む手順について、R3年度末の特別会計廃止の取り扱い(議決内容)についてのスケジュール(理事会、監事会及び総代会での議決事項)をご指導いただきたい。</p>	<p>R3年度限りで特別会計を廃止する場合、R4年度の収支予算書に、特定資産運用収入、特定資産取崩収入、特定資産積立支出やその他必要な支出を計上することになります。この予算書について総代会の承認を得ることで特別会計の廃止も承認されます。また、会計細則に特別会計の設置、区分経理が規定されていると考えますので、この見直しのための理事会、監事会、総代会承認が、予算書の承認と併せて必要となります。</p> <p>なお、R4年度開始後に行うR3年度の決算の処理は特別会計も含めて行うこととなります。</p>	2年度13頁
34	富山県	<p>【特別会計を一般会計に統合したことに伴う会計細則の見直し】</p> <p>特別会計と一般会計に組み込む変更により特別会計についての規程をどのように直せばよいのでしょうか。</p>	<p>特別会計を廃止し、一般会計に組み込むときは、会計細則第3条(以下会計細則例の規定を「例」なしで使用します。)の規定そのものを削除することになります。これを削除すると第4条以降を1条ずつ繰り上げることとなりますが、これが大部の作業になるようであれば、第3条を残しながら「第3条 削除」と規定示すことでも対応は可能です。ほかには、第10条の改正が必要です。規定の仕方は、会計細則例の各条の備考として示されています。</p>	3年度15頁
35	島根県	<p>【特別会計を統合後の補足資料の必要性】</p> <p>特別会計を一般会計に取り込んだ際に予算書では積立金が分からない(開始貸借対照表でのみ把握が可能?)と思うが、理事会や総代会での説明はどのようにすればよいのでしょうか。</p>	<p>積立資産については、ご認識の通り予算書上で見えなくなってしまうため、予算書の補足資料として、各種積立資産の期首残高、当期積立予定額、当期取崩予定額、当期末予定残高を記載している事例があります。貸借対照表の特定資産の項の科目に現れます。</p>	3年度19頁
36	岡山県	<p>【特別会計を統合する場合の総代会議案】</p> <p>特別会計を一般会計へ取り込む決定について、次年度予算及び会計細則の改正議案とは別に総代会等で承認をもらう必要はあるのでしょうか。</p>	<p>次年度予算の承認と会計細則の改正の承認で構いません。</p>	3年度19頁
37	宮崎県	<p>【特別会計から一般会計への移行を含む予算作成】</p> <p>R4年度の予算の作成についてのサンプルが欲しいです。特別会計を一般会計の予算として組込む方法が分かりません。</p>	<p>特別会計から一般会計への移行手順については、令和3年度複式簿記導入促進特別研修テキストP280～に掲載しておりますので参考にして下さい。</p>	<p>テキスト P223 3年度52頁</p>

令和元年度から3年度 土地改良区複式簿記導入促進特別研修 質疑一覧表

テーマ:㉑特別会計				
番号	都道府県名	質問	回答	備考
38	香川県	<p>【特別会計の統合手続きについて】 特別会計を特定資産とすることの総代会、理事会の議決方法についてもお願いします。</p>	<p>一般会計の収支予算書において、特定資産の科目を設定し収支の所要額を計上して承認を受けます。</p>	3年度21頁
39	新潟県	<p>【特別会計の統合と通帳の取扱い】 複式簿記により特別会計を一般会計に取り込んだ際、特別会計の通帳はどうなるのでしょうか。</p>	<p>特定資産(例えば、財政調整積立資産、転用決済金積立資産など)毎に、その名を冠した通帳を保有されている場合が一般と思いますが、そのままの保有で問題ありません。通帳まで一般会計の通帳に統一することを求めています。</p>	3年度27頁
40	富山県	<p>【特別会計の廃止と規約の改正措置】 規約についても直す必要があると思うが、前回の修正時には入っていなかったのではないかと思いますので示して下さい。</p>	<p>規約においても特別会計の設置について規定されていますが(規約例第35条(会計区分))、これは「～できる」という規定ですので、特別会計を廃したからといって必ず見直さなければいけないわけではありません。また、出納整理期間がなくなりますから、それに関する規定があればこれを削除することが必要です。これは、規約例の第46条の備考に考え方が示されています。</p>	3年度16頁